

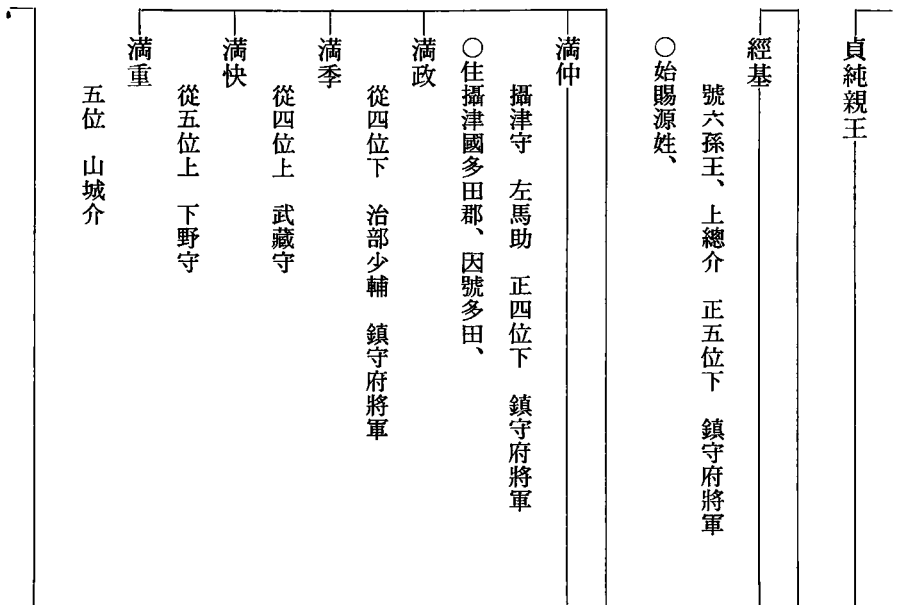
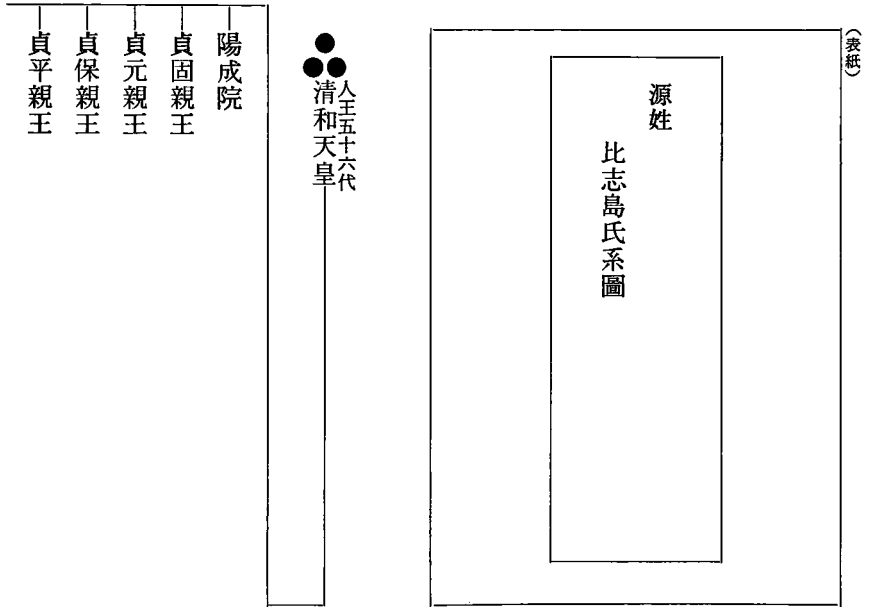
源姓比志島家嫡系図及比志島文書

〔比志島文書〕

凡例

- 一 修正や補充にあたっての典拠史料は、次の略記号で示した。
旧記雑録同一文書 ㊦
- 一 一部典拠史料名をそのまま用いたものもある。
- 一 底本の配列に従い掲載したが、一部影写本によって配列を変更した。
- 一 文書中の「貼紙・整理番号」は、そのまま掲載した。
- 一 底本の「端裏書」・「裏書」等の中で、確認できないものについては、影写本に従った。

比志島氏系圖



賴光

正四位上 攝津守

賴親

正四位下 信濃守

賴信

從四位上 河內守 鎮守府將軍

賴平

從五位上 武藏守

賴明

從五位下 出羽守

賴貞

帶刀長

賴範

從五位下 非藏人

孝道

從五位下 大和守

源賢

多田法眼

賴尋

號攝津法眼、

賴義

正四位下 伊豫守 鎮守府將軍

賴清

從四位下 安藝守

賴季

號乙葉、掃部助

賴任

河內冠者 號河內、

義政

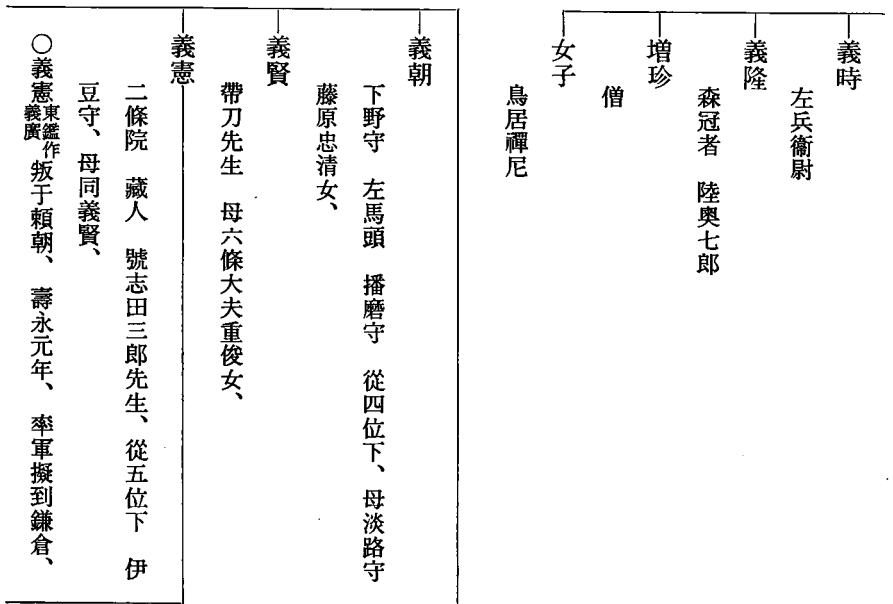
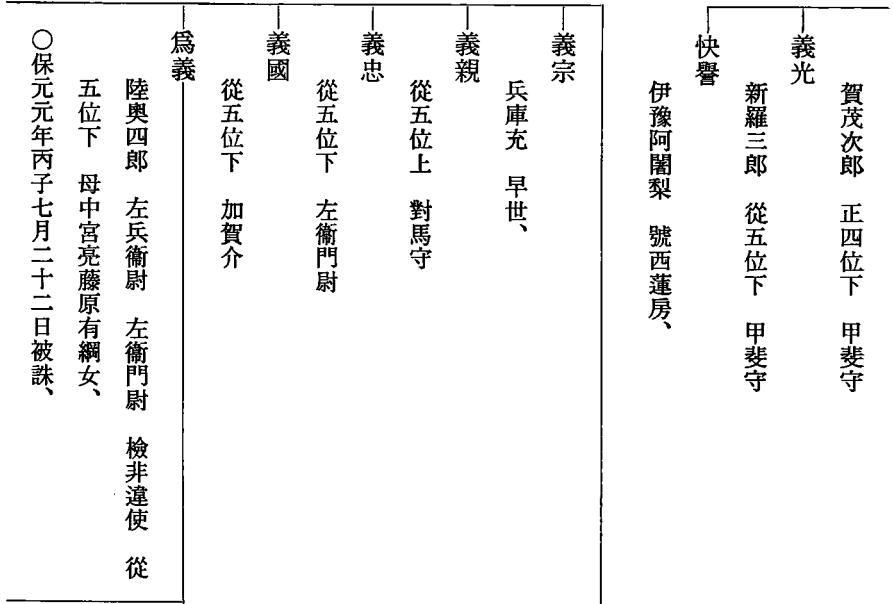
號常盤、五郎

義家

八幡太郎 左衛門尉 左馬權頭 正四位下 鎮

守府將軍

義綱



為小山四郎朝政被拒不成、而逐電屬木曾義仲、然
義仲滅亡之後、元曆元年甲辰五月四日、鬪戰波多
野三郎・大井兵衛次郎實春・山内龍口三郎並大内
右衛門尉惟義之家臣等於伊勢國羽取山、爭雌雄盡
日、遂授首、

賴賢

四郎 左衛門尉、母源基實女、

賴仲

五郎 掃部助

為宗

號丹波冠者、六郎 母同賴賢、

為成

號八幡七郎、母加茂神主成宗女、

為朝

號鎮西八郎、

為仲

九郎

行家

十郎藏人 備前守 從五位上

乙若丸

龜若丸

鶴若丸

天王丸

女子

美濃局

義國

村上判官

元國

●●●
賴重

號鹽田、或稱村上、三郎左衛門尉

○賴重左遷于薩州為 大守忠久公之預、妻滿家院郡

司大藏長平之女、生上總法橋榮尊、而後蒙恩赦歸

乎信濃州、

○重賢

御前勾當 上總法橋榮尊或號榮辨、

○重賢母者、滿家院郡司大藏長平女也、長平無男子

故以傳領之地讓女賴重妻為尼、
號菩薩房、賴重歸信州之後、重

賢受慈母菩薩房之讓、領滿家院內比志島・河田・

西俣・城前田・上原園五箇所名主職、寬元二年十

二月十一日、執權武藏守長時依 大守大隅前司忠

時公之書狀、賜當知行不及異儀由之奉書焉、同五

年三月十一日、受菩薩房之讓狀、

○前太守忠久公令滿家院郡司代之不順之事、加花押

所賜之文獻重賢傳笥藏之、

○弘安七年八月、拜戴滿家院郡務職之大府宣、

女子

稅所太郎篤滿妻、

○祐範

或作佐範、號比志島、太郎 法名導願

○建長五年七月十日、嚴親重賢授滿家院內比志島・

河田・西俣・城前田・上原園之讓狀、

○正嘉元年八月二十二日、大守忠時公拜賜祐範受

讓所領之五箇所無異儀可領知之御證判、

○就于 禁裡大番之事、弘長二年八月十一日・同四

年正月二日、拜戴 忠時公之御書、

盛忠

號西俣、或守忠一本作
義房 彌三郎

○慈父重賢分讓乎西俣村、

盛佐

號河田、或盛資一本作
義尹 宮次郎 右衛門尉

○受父之讓領河田村、

榮秀

號城前田、乙次郎 上總房

○初出家、後還俗號城前田、是領城前田之故也、一

本榮秀作義永、疑榮秀法名乎、

榮慶

號邊牟木、乙万

○初為時乘宗僧、而還俗領邊牟木樹號、一本榮慶作

義隆也、是亦榮慶者蓋法名歟、

○時範

太郎 五郎二郎 法名誓阿彌陀佛

○令九州之御家人、成筑前宮崎役所築石之事、且在
此地爲異賊防禦之備、祐範關其事、築土石或衛役
所、緣焉建治三年正月二十七日、修理亮久時公
給御證判、

○弘安四年六月二十九日、蒙古賊船數千艘襲來、時
範與河田盛資俱駕阿蘇谷大炊助長久之艦、渡壹岐
島防賊戰勞、同七月七日、於鷹島合戰各々有功矣、
長久告實以書、盟神明見無疑矣、
○關於宮崎警固番勤役之事、弘安八年五月一日、
大守忠宗公錫御證判、

觀阿

道祐

○傳領久木山田地比志島內

範清

號北村、諸三郎

大夫房

○建武三年、京都騷動、時隨家嫡義範上洛、屬于
將軍家戰死、

彦鶴女

○受讓領太丸田園比志島內

範國

乙鶴丸 上原三郎 法名賴念、

○相續上原氏、

松鶴女

○忠範

彦三郎 孫太郎 法名佛念、

○弘安七年十一月十九日、祖父祐範入道道願授滿家
院內比志島・河田・西俣・城前田・上原園以上五

箇所名主職之讓狀、

○忠範或勤筑前宮崎役所土石修築之事、或在宮崎而為異賊警衛、繇是大守忠宗公所錫之御證判六通
自弘安七年
到永仁六年
箇藏焉、

○義範

彥一丸 彥太郎 法名義阿彌陀佛、

○嚴親忠範以所傳領之滿家院内五箇所名主職、讓于

義範、錫正安元年八月日讓狀、

○建武二年三月、勤仕 内裡大番、乃大隅二郎三郎・

式部孫五郎入道・周防藏人三郎・澁谷小四郎入道・

澁谷新平次入道・澁谷彌二郎・矢上左衛門二郎・

知覽四郎・澁谷彥三郎入道・光富又五郎入道・指

宿郡司入道・朝岳強三郎・義範等、是僉薩摩國地

頭御家人也、

○為 大守貞久公之從軍、而上洛屬 將軍尊氏公、

對於宮方軍戰死矣、貞久公所錫于嫡子範平之建武四年九月二日感牘云親父義範討死已下忠節異于

他云、按太平記、建武三年山門攻、京都兩度軍且義貞京軍等也、蓋義範之戰死亦是時乎、

範經

初忠經 孫三郎

○雖長男不立嫡子也、按範經以生于他腹之故、不為家督者乎、

○建武四年三月二十二日、大隅助三郎忠國伊集院氏以下

凶徒逼乎守護町慶府市、忠經緣執政之催促、代于舍

弟彥一丸彥一丸幼也、故忠經代之、馳到其地有軍功、酒勾左

衛門尉久景太守貞久之家老授證判、

○同八月、為彥一丸、率兵屬于大將島津孫三郎賴久

貞久公之長男、責市來城、同九月晦日、再攻擊乎同城而

遂戰死矣、

○範平

彥一丸 彥太郎 法名立阿彌陀佛、

○建武三年十二月二十三日、源直義公給感牘、尚

降與島津孫三郎賴久俱、向敵城可抽軍忠之命也、

範平弱、故以庶兄範經領兵屬賴久、攻市來城矣、

○建武四年九月二日、大守貞久公、賞父義範戰死

以降忠節異于他、當知行滿家院内油須木四町號本領、添感狀給焉、加旃 將軍尊氏公亦感範平之軍忠、同日降感牘褒之也、尊氏公所賜之御證判失、却之、唯臨寫存之已

○貞和七年六月五日、足利右兵衛佐直冬授證文、褒賞或於住國勳忠節、且馳到于直冬之館、直冬時為少貳、賴尚之婿、在筑後、

○範平當於天下騷亂之秋、屬 太守貞久公 氏久公攻城野戰、犯難救急碎身粉骨之勞、不違枚擧、因茲 貞久公所賜之御證判十八通、 氏久公所給之御證判三通、其外公室執政之書若干封及宮方大將三條侍從隆季之一見狀等笥藏焉、

○正平十二年四月二十八日、 氏久公以肝屬郡木志良村或作岸良地頭辨分並羽見村地頭職、拜給之矣、

貞範
孫太郎

範家

彦次郎

○正平十二年正月二十一日、從範平粉骨被疵事、見

于 太守氏久公及三條侍從隆季一見狀也、

○久範

初義勝 孫太郎 河内權守 法名天翁了幸禪定門、

○應安七年甲寅八月二十二日、父範平以滿家院内比志島・西俣・河田・城前田・上原園以上五箇所惣領職、讓與於義勝、

○久範請舉忠節被奏達于京都於上總介伊久公貞久公之嫡男太夫判官師久公之適子也、應安八年四月十四日、伊久公書其事告之、

○應永十五年、向薩摩郡平佐城合戰、越凶徒敗北、城亦陷矣、同十月十一日、義勝捧目安、注進之于奉行所也、

○同十九年二月十五日、久豐公太守元久公之令弟後為八代之太守以滿家院内油須木為由緒地、賜證判拜領之、

○久範為 大守久豐公授命於危難之際、竭節于擾亂之秋、忠勤拔群勳積最高也、 久豐公感其殊忠異

功、同二十一年三月十五日・同二十一日、錫兩封之玉翰、忝各々告神明、所載盟詞、厚情嚴旨頗慙、或高契及于子孫亦不說哉乎、其外所頂戴之高書并藏焉、

清範

犬一丸 伊賀守

仁叟

僧得惠桂阿

○義清

二郎四郎 河内守 法名春幡榮勝庵主、

○應永三十四年十月二十九日、家君久範附讓狀、領

滿家院内比志島・西俣・河田・城前田・上原園、

○奉對 大守忠國公抽忠義、 公盟義清以誓詞永享四年

五月十、 珍戴而傳于子孫事載見乎誓文、 且七月一

日不記所錫之華翰亦傳藏之、

賴清

三郎四郎

○義重

犬房丸 河内守 法號悅叟榮好庵主、

○嚴親義清以所傳領之五箇所惣領職、永享四年六月

一日、讓義重、 大守立久公所賜之御書一通兩封

十七日、一通九月九日共所謀防戰之書 今存在之、義重奉公受恩遇之趣可

見也、

範幸

彦右衛門尉

○立賴

千代房丸 孫太郎 河内守 法諱東湖榮元居士、

○祖父義清文安三年十二月九日、畀滿家院内比志島

・河田・西俣・前田・上原園五箇所相傳之領地並

文書等之讓狀、

○長祿三年小春十九日、 大守立久公加冠賜 御諱

字、號孫太郎立賴、拜戴乎御證判、

義方

初義信 美濃守 法名永昌、

榮春

大炊助

興源

僧

○廉範

始義廉 孫太郎 源左衛門尉 法名海心源性禪

定門、

○攻伐薩州高江城之時、屬 守護方力戰死不記年月、

女子

義陣

圖書頭 法名海奄檀公、

○戰死不知何歲、於何所死、

義澄

又四郎 法名道因、

○義貞

二郎四郎 法名春岳道榮禪定門、

義繼

源左衛門尉 法名繁山德茂禪伯、

女子

河田飛彈守義秀妻、

女子

○義弘

孫太郎 河内守

○永正十癸酉年誕生、

○天文八己亥歲三月、創建日吉山王宮于比志島村日吉

本社在江州志賀郡、令家臣坂本、少左衛門奉護持勸請之、崇宗廟、

○同九歲十一月二十一日、 太守貴久公於伊集院、

張行犬追物、義弘列射手射犬二匹、

○同二十三年九月下旬、 貴久公攻伐帖佐平松之凶

徒、同十月二日、拔岩劔城、其間屢鬪爭勵、義弘

遂戰死矣不記月日、法號昌岳榮久禪定門、家臣藤崎・

橫山・長山・坂本・中島・坂口・常波・谷口・山

下・竹之下氏從戰死也、後以義弘之靈有奇瑞、立
祠乎比志島村、崇小鷹大明神以隨死家臣十人靈、
崇社內、以共為神、

○義基

千代三郎丸 式部大輔

○天正四年三月十七日、近衛前久公下薩州寄宿于
寶持院、大守義久公為慰 殿下、催犬追物、同
四月九日・同十二日、興行之、義基在射手列、初
日射犬六匹、後日中矢八筋也、

○同五年冬、伊東修理大夫義祐沒落、日州咸入 義
久公之掌握、時以曾井州地頭職賜焉、義基將所從
七百餘人、移其地、轉舊領食乎曾井、

○義久公遣諸將征豐・肥・筑前後六國、義基關事有
軍勞、同十二年四月六日、依諸將之命、與川上三
河守忠智俱受取肥前國神代壘、是以所守之敵兵既
歸降也、

○同十五年、關白秀吉公入薩州之日、日州半削之、
義基所受守之地亦所收公焉、以故牽妻子家臣等、

歸于薩府也、 義久公憐之錫采地矣、
○以慶長十八癸丑歲十月二十一日、不祿矣、法名心
了梅庵居士、

○義興

始義武 彥太郎 左馬助

○永祿四辛酉年誕生、母同氏美濃守國守女、

○隨父、移于曾井於所々戰勞、又從移覺府、

○慶長二丁酉歲二月二十一日、大守義弘公首途于
帖佐、再航朝鮮國、義興從之抽戰功、同三年冬歸
朝、時 義弘公者直赴城州伏見、義興賜暇於筑前
博多歸國也、

○同四年二月、與弟北原兼茂・氏族源左衛門國家、
同到于伏見勤仕 義弘公、同六月、病去伏見、法
號宗岸源忠大居士、

兼茂

彥次郎 治部左衛門尉 母同上、

○北原又太郎兼親養子、

女子

同氏掃部助國詮妻、母同、

國綱

隼人佐

國匡

主計助

國堅

彌吉 仲兵衛

女子

平田左馬助宗次妻、

○範員

初義之 千代三郎丸 彥太郎 監物

○慶長二年丁酉七月七日誕生、母島津大隅守芳忠入

道牧隱女、

○同十三年十二月、 太守家久公加冠賜御腰物一腰、

○寬永十一年十二月、合 家久公命、兼穎娃長左衛

門久政同到日州飮肥、使于伊東修理亮祐慶、是因

太守領內與祐慶領土有虞芮之爭、 家久公以祐慶

之領內比吾領內、 山最狹土之廣不可同日語之故、

枉理止爭遜與所論地牛峠乎祐慶、 國老遣兩士諭祐

慶之家老也、 久政、 範員面于祐慶之家老壹岐將監、

渡邊內匠、 演旨意帶返言、 而歸領吾邊地、 世守疆者、 北郷式部久直也、 故久

直之臣佐藤萬左衛門、 有村三郎兵衛副之到、 為、 若有問其境則令稟明應答也、 然不及其備

○寬永十三年、 將軍家光公以御鷹所擒之鶴一隻、

恩賜 家久公于薩府、 範員奉 高命為之謝使赴東

武、 同十二月二日、 登 柳營拜謁 家光公于黑書

院也、

○為京都御藏奉行、 正保四年至慶安四年、 勤仕乎彼

地矣、 于京于江戶來往、 勤勞都十有三度、

○自寬永年間至正保二年、 補馬越地頭職、

○氏族宮內少輔國隆依父紀伊守國貞之勳積、 受家老

之大任恣橫逆、 遂蒙誅於配所矣、 辱 家久公憐國

貞之後絕、 命範員以樹國貞之家、 賜新恩地五百石、

越範員讓家統於嫡嗣義時、 去為國貞之後嗣矣、

○慶安元年正月、 為甌島地頭職、 而移居于此、 同七

月辭之、

○寬文十二年壬子三月五日、於甌島不祿矣、法號淨宗禪鑑庵主、

○義時

彥太郎 左京 彥右衛門 孫右衛門

○元和七年辛酉十一月十四日生、母相良勘解由賴豐女、

○寬永年間不詳年月 太守家久公加冠首服、義時獻殿

上折六合・柳樽三荷・御太刀一腰・馬代白銀一枚、賜

御盃拜戴御脇刀、喜入攝津守忠政理髮、

○義時少弱、家久公為奧小姓、

○寬永二十年九月十五日・十六日、太守光久公張

行御代始之犬追物、義時列射手、初日射犬三匹、

後日射犬二匹、

○光久公欲張行犬追物備 將軍家之電覽、先正保三

年四月七日、招募府之執政及旗本之大名小名於芝

亭、試射犬追物見之、義時為之射手、竟同四年十

一月十三日、於王子村張行之、供 家光公之高覽、

義時關其事、就中三手之犬追物射闕後、依 將軍

家之請又催一手組、簡射手之內堪藝者、義時關其

選、弓馬習鍊功可謂值時者矣、共稱村上左京、是

以村上賴重之孫也、此日給饗應矣、同十六日、

光久公及 嗣君又三郎久平公引射手所役者登 城、

義時與諸射手等、拜謁 家光公拜戴御小袖三領、

同十二月二日、從 光久公 久平公登二丸、奉謁

大納言家綱公、辱恩錫御服一襲、是不榮幸哉、

○光久公賀大儀成、於櫻田館各々賜御饗應、且頂戴

乎御太刀・馬代、

○繼于父範員、慶安元年十二月、補甌島地頭、移守

之、寬文七年、辭而歸麗府矣、

○光久公命為御用人役、至 綱貴公御代勉之、轉補

水引・馬關田等地頭職、

○義時供奉來往乎江都七度、

○元祿六癸酉歲正月十七日死、法諱大宗知覺大居士、

女子

同氏主膳國治妻、母同、

○範武

千代三郎丸 左京

○萬治二年己亥三月七日誕生、母有川十郎右衛門貞安女、

○寛文七丁未二月朔日、 太守光久公加冠於範武、

島津圖書久通理髮、時範武獻上殿上折六合・柳樽

三荷・御太刀一腰・馬代銀一枚奉謝焉、平田次郎

兵衛宗正奏之、 光久公恩賜御脇指、

○為 光久公之御納戸奉行、後 大守綱貴公補奏者番役、

○元禄七甲戌歲六月二十八日死、法名大質玄納大居

士、

—女子

○寛文七年丁未正月二十四日生、母同、

○同十年庚戌二月八日死、

義暉

彦次郎 善左衛門 平右衛門

○寛文九年己酉十一月三日生、母同、

○勤 綱貴公之御小姓、

—女子

東郷藤兵衛重通妻、

○延寶五丁巳年六月五日生、母同、

—女子

野村監物元長妻、後離別、

○延寶三年乙卯三月朔日生、母樺山權左衛門久清女、

○義頼

彦一丸 孫太郎

○天和元年辛酉載十月二十五日誕生、母同、

○元禄五祀壬申十二月二十九日元服、 太守綱貴公

加冠、襦袢孫左衛門清雄理之髮、義範進上殿上折

六合・柳樽三荷・御太刀・馬代拜謝之也、 綱貴

公錫以御脇刀、

○同十六年三月十一日死、

○範房

初重年 大藏 平八 八之亟 藤右衛門 隼人
後彥一

○天和元年辛酉四月十五日誕生、實米良彌五左衛門

重長嫡子也重長、谷山九兵衛忠森之二男也、初為米良大藏介重則之婿、故重則之男、吉早世、而無男、乃請

官、以重長為、重則之養子、母米良大藏介重則女元文四年己未十月十二日死、法名日光

院萃山妙、香大姉

○元祿二年己巳七月十日、有 命、被許續父重長之後、且改名平八、高橋左門種十傳之、

○同七年丙戌五月朔日、有 命、改名八之亟、國老

嶋津助之丞忠守使村田為左衛門經智傳之、

○同九年丙子十六歲、為御側御小姓、後轉御小納戶

役、

○寶永元年甲申四月二十六日、有 命、改名藤右衛

門、國老島津津守使堀四郎右衛門興昌傳之、

○同二年乙酉九月四日、有 命、為御側御目附役、

國老川上式部久重傳之、

○同年十月三日、有 命、補隅州始良地頭職、

○同年十一月六日、吉貴公親命相傳神當流馬術於

重年、且柴崎十郎右衛門正勝所相傳于公之濫奧秘

密之書若干卷亦悉以御證判之副書賜重年、御近習

役三原佐々右衛門重陟執達之、

○同四年丁亥九月九日、有 命、為御側用人役、國

老種子島藏人久時傳之、

○同年十月二十一日、有 命、轉補薩州谷山地頭職、

○同五年戊子正月二十七日、吉貴公使國老島津忠(中之)

務久輝傳 懇篤內旨、翌二十八日、國老新納市正

久珍使黑葛原源左衛門忠雄為比志島太郎義賴之後

嗣、

○同年閏正月十五日、於御書院拜謁 吉貴公、進上

御太刀・御馬代・三種二荷、奉謝為義賴之後嗣、

向井市之丞友貞為奏者、既而進上同品于 世子鍋

三郎君、奉謝前件、

○同年八月晦日、國老島津帶刀仲体以書傳 高命、

且於御前、親製範房所司之機要十一箇條賜之、

○同年九月朔日、有命、改範房所司之役名於御側詰、役格準番頭 加賜職田四百石、國老島津仲休傳高命、既而同月二十二日、有命、總戴御側御小姓・奧御小姓・表御小姓等職務、國老種子島彈正伊時使三雲新兵衛定恒傳焉、

○同年十一月十六日、於江都有命、改名隼人、大野鐵兵衛清金執達之、故同年十二月十六日、進上御太刀・御馬代奉謝之、

○先是範房奉高命、總公務內外之重、故同六年己丑五月二十三日、有懇命為大御目附格、國老種子島伊時傳高命、是故同月二十八日、於御座之間、拜謁吉貴公、進上御太刀・御馬代奉謝之、菱刈新五兵衛重格為奏者焉、

○同七年庚寅十一月十八日、吉貴公從先躡、率琉球中山王尚益所獻之使者美里王子奉賀將軍家・豐宜公之繼承見城王子奉謝尚益之襲封、登柳營拜謁大樹家宣公、時範房在供奉之列焉、

○正德元年辛卯八月二十一日、於御座之間、吉貴

公召範房於膝下、親命若御年寄役、國老島津大藏久明・大御目附名越右膳恒渡為席詰、就中久明傳高命賜職田八百石、是故同月二十八日、於御座之間、拜謁吉貴公、進上御太刀・御馬代・二種一荷奉謝之、相良清兵衛賴庸為奏者、既而進上同品于世子又三郎忠休君、奉謝前件、

○範房之宅地陝隘、無居家臣等之地、故同年十二月十八日、以相良賴庸請官、合赤塚源太左衛門・山口友與・河野武左衛門・田中五兵衛・伊藤小右衛門之宅地千坪在府城西大手口、為一區以舊地六百四坪附屬、山口友與以先所賜之舊宅地之內三百坪呈官焉、

○先是賜西田村之內常盤迫御假屋地於範房、故今茲正德三年癸巳八月二十七日、國老島津內記久實・島津將監久當・島津帶刀仲休・種子島彈正久基・肝屬主殿兼柄附與連署之證帖、

○範房自蚤歲、蒙吉貴公之高恩、傳授神當流馬乘形、故因山澤十太夫盛香、請範房嘗以手自所乘試之馬青毛八歲尺四寸一匹獻于公、乃正德五年乙

未六月十日、以三原佐々右衛門重陟降 高命、以
範房所獻之馬為 公召馬、既而於芝邸御厩、以御
厩別當鎌田彦左衛門政盛、賜 公所愛之稱夏山薩州
穎娃牧産、鹿龍蹄一匹、毛洗豐立具添

○同年十二月十八日、於御座之間、 吉貴公召範房
膝下、親命御家老職加賜職田七百石、國老島津大
藏久明執達之、

○享保元年丙申七月十三日、 吉貴公為參觀發覺府、
範房扈從焉、九月十一日、到着于江都芝邸、同月
十六日、 吉貴公登柳營拜謁 大樹吉宗公、時範
房與種子島彈正久基俱於御黒書院拜謁 台顔、各
獻上御太刀一腰・御馬一匹一枚・時服三領、石川
近江守總茂為奏者、既而詣御老中土屋相模守政直
・井上河内守正岑・阿部豊後守正喬・久世大和守
重之・戸田山城守忠真、若御年寄大久保長門守教
重・大久保佐渡守常春・森川出羽守俊胤之各第、
進上御太刀一腰・御馬一匹一枚奉謝前件、
○同三年戊戌三月朔日、有 命、轉補薩州指宿地頭

職、國老島津將監久當傳之、

○同年九月十一日、從先躰、 吉貴公率琉球中山王
尚敬所獻之慶賀正使越来王子奉賀大將軍、吉宗公之嗣位、發覺府、
範房扈從焉、到 大磯假館止宿、十月朔日、發假
館、歷蒲生・出水等、取路於九州、同月十四日、
到豊前大里、越来王子者、家老北郷作左衛門久嘉
以下諸有司護送之、過伊集院日向田、航西海到豊
前大里會 吉貴公乘船共海程、同十日、著岸攝州
大阪、閏十月十四日、發大阪過牧方、翌十五日、
到城州伏見、經歷濃州東海之驛、十一月八日、著
江都芝邸、同月十一日、應教、吉貴公登 營於御
黒書院拜謁 吉宗公、獻品如先躰、此日以供奉之
家老、範房及名越右膳恒渡奉拜 台顔、各獻上御
太刀一腰・御馬一匹一枚・時服三領、同月十三日、
吉貴公 繼豊公先琉使登營、範房及名越恒渡其外
諸有司為供奉焉、 吉貴公 繼豊公拜謁 台顔、
於是越来王子捧中山王之獻物多品、勤使職奉拜
台顔、越来王子亦獻數品、同僚北郷久嘉獻上御太

刀・御馬代・時服三領、奉拜 台顏久嘉以監、琉球故也

○同四年己亥六月十六日、吉貴公發江府芝郎赴國、
範房扈從焉、十月二十八日、入覽城、

○同五年庚子六月二十三日、吉貴公發覽城、越東
武、範房扈從焉、九月十二日、到着江都芝郎、同

十九日、吉貴公登營獻先規之幣物、拜謁吉
貴公、時範房與若年寄名越恒渡俱、各獻上御太刀

一腰・御馬一匹・時服三領、奉拜 台顏、土岐伊
豫守賴瀨為奏者、既而詣御老中井上河内守正岑・

戶田山城守忠貞・水野和泉守忠之、若御年寄大久
保長門守敦重・大久保佐渡守常春・石川近江守總
茂之第、各進上御太刀・御馬代奉謝前件、

○同六年辛丑六月九日、有命、賜御高三百石、然
翌十日、上書辭之、則同十三日、有懇命、減御

役料高之内三百石、更賜三百石、國老島津内膳久
兵傳達之、是故同年七月十一日、進上御太刀・御
馬代・三種二荷、奉拜謝之、

○同年七月九日、太守繼豊公以御袖判之證書、被

進呈御隱居料高壹萬五千石於吉貴公、此日範房

奉繼豊公之高命、為使節奉呈其證書於吉貴
公、則有命、留寫於大礮館御家老座、納真於

國史館、同日、吉貴公被賀致仕之儀、於大礮
館御近習番所、賜御掛物三幅對狩野探信筆中尊福及
祿壽左右松竹之繪

表代金子五百匹・晒布二匹於範房、二階堂權左衛
門行道執達之、

○同年八月六日、有命、免加判為吉貴公御隱居
御家老、同年十二月十一日、國老島津内記久貫・

島津内膳久兵・島津木工久武・伊集院藏人久矩・
北郷作左衛門久嘉・種子島彈正久基・名越右膳恒
渡授與先所賜之御高三百石之目錄於範房、

○同七年壬寅正月十一日、於御家老座國老種子島久
基傳高命、轉補隅州串良地頭職、

○同十五年庚戌九月九日、於御家老座、賜平松三位
時春入道夕可卿以南泉院權僧正所傳賜之萬心集可
卿親於範房、

○先是為養祖母養料賜粟米多年、故同年六月二十四

日、上書請返上之不許、同十八年癸丑九月二日、再上書請返上其內五十俵、則同月二十九日、於御側誥座、伊集院藏人久矩傳 高命、被許返上養祖母養料之內粟米五十俵、

○同年十月十五日、於須磨御方招請 繼豐公於美觀崎亭、被供盛膳、此日範房帶薩州住清一作之脇刀有在供奉之列、公電覽之、以大場木工平太景柄蒙可進上之 命、翌十六日、範房持之登 府城、就大場木工平太景柄、進上之、則二階堂八太夫行孝傳 懇命、翌十七日、公召範房於膝下御手自賜脇刀飛騨守兼一腰、主作有柄、乃因平岡内匠之品・二階堂行孝奉拜謝之、直詣 大磯館奉謝前件、

○同年十一月二日、進上美酒佳肴於 繼豐公、奉謝賜寶刀之辱、尾上權六信房為奏者、

頃年範房之家累有疾病事、故資用不給、達 吉貴公之聞、元文三年戊午八月十八日、蒙 恩命、自今茲先限三箇年以一分之利、拝借銀五十貫目、則請官為物奉行支配、每年納其利銀、若年寄島津權

左衛門久道使平田孫太郎位充傳之、

○元文五年庚申八月、有為伯母養料每歲賜粟米十石 命、國老穎娃左京久周傳達之、

○寬保二年壬戌十月九日、島津但馬守忠雅主日州佐土原城主來我薩府留滞在日、同十五日夜、來臨于範房之宅、於是範房及範常・範鄉・範村・兼風等出迎門、延請于內書院饗應之、島津玄蕃貴儔・樺山主計久初為伴食、其餘西彦太郎純孚・平田次郎兵衛政輔在席接待之、忠雅主之家老樺山清右衛門久寬亦從陪席、既而享宴畢及夜陰歸旅館、此日忠雅主賜御着代金子二百匹・御櫛代金子三百匹於範房、亦進呈唐墨蹟一軸・碼碯碗一箇・香盆一箇・八方火灯一箇於忠雅主、贈碼碯石香箱一箇・同香盆一箇・八方火灯一箇於久寬、其後又送忠雅主之歸邑、進呈毛氈二枚・筍羹茶碗一束箱入・鏗節五十同於忠雅主、贈毛氈一枚・芭蕉布二端於久寬矣、

○延享元年甲子二月十三日、範房以疾之故、請致仕、翌十四日、貴公使島島津權左衛門久道傳 懇命

曰、範房以病雖辭國老之任、齡未可謂老、宜加療養可也、不許焉、

○同年七月三日、於須磨御方繼豊公御美母、名越右膳恒渡妹、奉稱月桂院殿心一獻大逝去于府城四配館、同年八月六日、於四配館珠大師

島津周防忠紀傳月桂院殿之遺命、賜御掛物雲龍之繪探元筆

一幅・堆朱之重印籠一箇、同日陰忠紀傳 月桂院殿之遺命、賜御夜之物御枕・御蒲團一添・御長持御座・御長持一油簾扱焉、

○同四年丁卯十月十日、老君吉貴公逝去于 大磯館、法名奉稱淨國院殿鑑阿天晴道潔大居士、範房

自壯少仕吉貴公、恩遇至厚、是故上書請剃髮供奉焉、同十三日、國老樺山主計久初使北郷助太夫久備免許之、河野八郎左衛門通興代範房奉拜 高命、同二十二日、隆盛院現住教洲和尚授戒有刺刀初之法、雖然範房以大老職剃髮不可也、樺山久初傳高命河野通興、不許範房之剃髮、

○同年十二月二日、上書請致仕、同月二十六日、有命徵範房、範房有疾、故島津仲久道代範房奉 命、

乃 繼豊公召久道於膝下親有懇篤之 命、免御家老職勞多年之精勤、一世賜粟米百石、加之被許伺候御近習大奧及西田・山下等之第、樺山久初在御前為引進焉、

○同年十二月二十八日、告老請隱居、明年正月十一日、有 命、被許範房隱居、讓家督於嫡子範常、國老鎌田典膳政昌傳之、

○同年同月二十九日、為 淨國院殿御遺物、賜御掛物龍之繪探幽筆一幅・御衣服一領・御夜具一・御蒲團一、

範房有疾、故川田彥七國起代範房拜戴之、

○同五年戊辰正月十五日、改名彥一、

○寶曆五年乙亥四月十九日死去、享年七十五、法名青雲院天龍乘圓大居士、

範昌

八之丞 藤次郎 右兵衛

○寶永三年丙戌九月二日誕生、母佐多正右衛門直張

女元文五年庚申三月九日死去、
法名香林院桃岳法仙大姉

○同四年丁亥十二月十四日、大守吉貴公光臨嚴父

藤右衛門重年之敝宅、時進上御太刀・馬代、初拜

謁公、相良清兵衛賴庸奏達之、

○同七年庚寅五月六日、改名藤次郎、

○正德四年甲午四月二十八日元服、吉貴公御手自

加冠、賜名右兵衛拜戴脇刀一腰、既而範昌進上天

井折六合・御櫛三荷・御太刀・御馬代、奉謝之、

○享保四年己亥九月九日早世、法名掌珠院義方光圓

大居士、

女子

千 鎌田衛衛政與妻、

○寬永七年庚寅七月三日誕生、母同前、

○明和九年壬辰十二月十四日死、法名正令院法一心

眼大姉、

女子

三井 天亡、母同前、

●範常

彥五郎 隼人

○享保六年辛丑二月二日誕生、母同前、

○先是兄範昌早世、故嚴父範房請官為嫡子、

○寬保三年癸亥正月十一日、有命、為御番頭、國

老島津大藏久純傳之、

○同年正月二十二日、進上御太刀・御馬代于 太守

繼豊公、同品于 世子宗信公、奉謝為御番頭之辱、

○延享三年丙寅四月十一日、有命、為二番組頭番

如、國老伊勢兵部貞起傳之、

○寬延元年戊辰正月十一日、有命、嚴父範房隱居

讓家統於範常、同日、為御勘定奉行、

○同年正月十五日、依願改名隼人、

○同年二月十五日、進上御太刀・御馬代・三種二荷

奉謝為家督之辱、同日、進上御太刀・御馬代、奉

謝為御勘定奉行之辱、同日、有命、補薩州伊作

地頭職、國老樺山主計久初傳之、

○同年五月朔日、進上御太刀・御馬代、奉謝補地頭

職之辱、

○寬延三年庚午正月十一日、兼補四番組頭、國老義

岡相馬久中傳之、

○寶曆三年癸酉六月二十八日死、法名道昌院信安了

義大居士、

女子

為

○享保八年癸卯四月二日誕生、母同前、

○嚮雖約婚於義岡左平太久中未嫁、元文元年丙辰三

月十一日死、法名普光院智鑑妙惠大姉、

範郷

四郎 彦七

○享保九年甲辰七月十八日誕生、母同前、

○元文三年戊午二月六日、初拜謁 前太守吉貴公、

改名彦七、同月十五日、進上御太刀・御馬代・一

種一荷子 太守繼豊公、充初拜謁之儀、

○寛保三年癸亥五月二十四日、豫請為川田與右衛門

國福之智養子、改實名國起、

○安永五年丙申八月二十三日死、法名秋光院潔心道

英大居士、

女子

盛 仁禮仲右衛門仲古妻、

○享保十年乙巳十月二十二日誕生、母同前、

○安永十年辛丑正月八日死、法名清春院花室妙薰大

姉、

女子

棹

○享保十二年丁未六月十日誕生、母同前、

○為河野八郎左衛門通與之養女、嫁町田源左衛門久

亮、

範村

犬一郎 彦八 桂馬 静馬

○享保十二年丁未六月十五日誕生、嫡母同前、實母

重信氏女、

○元文三年戊午二月六日、與兄範郷、初拜謁 老君

吉貴公、改名彦八、同月十五日、進上弓一張子

大守繼豊公、充初拜謁之儀、

○先是二男範郷為川田與右衛門國福之婿養子、故請

以三男範村為二男附屬高百石別樹家於官府、越寬保三年癸亥六月二十二日、有允容之命、令範村資格為代々小番列、稱村上家號當家元祖三郎左門尉賴重號塩田或亦稱村上、因豫請、國老島津左衛門久甫使浦生十郎左衛門官府追之焉、清高傳之、

尚香

喜八郎 源助 比三治

○享保十三年戊申十二月十五日誕生、母同前、

○同十五年庚戌十二月十八日、依願為山田源左衛門

有一之養子、改名源助、

○寬延二年己巳七月二十九日、有命為御側御小姓、

○寶曆元年辛未十二月十六日、辭山田家復本氏、

○同二年壬申十一月十五日、豫請為隼人範常之三弟、

○同三年癸酉六月二十八日、進上弓一張奉謝為三弟之辱、

○同四年甲戌五月十日、賜名比三治、

○同五年乙亥十一月二十一日、依願為藤田權兵衛義

倫之繼目智養子、

女子

通 二階堂源太夫行端妻、

○享保十四年己酉八月二十四日誕生、母同前、

○寶曆十二年癸未十一月七日死去、法名雪岑院素玄

妙白大姉、

兼風

安次郎 善太夫 四郎

○享保十五年庚戌三月十二日誕生、母同前、

○同二十年乙卯十二月十一日、依願為伊集院善太夫

俊長繼目壻養子、

(ママ)

●範章

犬袈裟 彦六郎 隼人 要人

○寬保三年癸亥四月二日誕生、母小笠原鄉左衛門長

賢二女、

○寬延四年辛未九月十五日、太守重年公手自加首

服、改犬袈裟號彦六郎範章、役理髮、時範章獻御

太刀・御馬代・天井折六合・樽酒三荷、奉謝焉、

- 島津主水久有申奏之、乃頂戴御盃及御脇刀、慈父範常亦獻御太刀銀・馬代奉謝之、島津久有執奏焉、
- 寶曆三年癸酉八月二十六日、襲家統、義岡相馬久中傳命、越同十二月十五日、備賢奉謝襲統、樺山左京久倫申奏之、此日依請改名隼人、島津內記久映使基太村助左衛門尙香傳允容之命、
- 傳受神當流馬術於慈父範房、預一流之卷軸及馬具若干品焉、
- 同十年庚辰七月十一日、豫依請改名要人、高橋縫殿種壽使小林中太兵衛政央傳命矣、
- 明和二年乙酉八月十一日、有命、為御番頭役兼奏者番、賜職田高百四十石、國老高橋此面種壽傳之、越同十月十五日、進上御太刀・馬代、奉拜謝之、島津求馬久祀申奏焉、
- 同年十月二十八日、為二番與頭役者番如元、國老樺山左京久智傳命焉、
- 同三年丙戌正月十一日、補薩州河邊郡山田郷地頭職、國老高橋種壽傳命、越同四年丁亥七月朔日、

- 進上御太刀・馬代、奉拜謝之、菱刈孫兵衛實祐奏達焉、
- 同六年己丑十二月朔日、有命、為御用人勤與頭者番如樺山久智傳之、
- 安永三年甲午七月二十八日、以余家資用乏故、加賜職田高四十石、
- 天明二年壬寅正月十五日、轉補隅州始良地頭職、國老島津仲久健傳命、
- 同七年丁未六月二十八日、為大番頭高、國老市田勘解由貞英傳命、越同八月二十五日、納御太刀・馬代、奉謝之、且納同品於重豪公、亦奉申謝焉、
- 寬政元年己酉十一月朔日、太守齊宣公口自有命、為若年寄、座位宜為川上久馬久致次、賜職田高三百石、越同十二月二十五日、進上御太刀・馬代・二種一荷、奉申謝若年寄、山田彌九郎有貞奏達之、是日、納同品重豪公、亦奉謝之、
- 同二年庚戌正月十一日、有命、轉補隅州鹿屋地

頭職、國老島津石見久邦傳之、

○同三年辛亥三月二十一日、島津若狹忠救代 公、

被補御家老職、且加判同于同僚、座位宜為島津求

馬久昶次、賜職田高千石也、加之是日、轉補隅州

高山地頭職、國老名越右膳時央傳之、

○同年九月二十八日、進上御太刀・馬代・二種雙梅

於齊宣公、拜謁以奉謝補御家老職、山田有貞奏達

之、且納同品于 重豪公、奉謝焉、

○同四年壬子閏二月十九日、於江都芝邸卒、法號勇

功院殿俊峯祖英大居士、葬芝浦大圓寺、安牌于同

寺、亦葬遺髮薩府隆盛院、置牌于同院矣、

國寬

彦治

不傳誕生年月、

○寶曆十三年癸未十一月朔日、進上御太刀・馬代・

一種一荷、始奉拜謁 太守重豪公、小松仙十郎清

行奏達之、

○明和八年辛卯六月二十五日、豫依請為比志島仙太

夫養嗣、國老喜入主馬久福使西平太純房傳之、

○安永九年庚子六月十六日、於隅州屋久島卒、法號

岩松院箭良白的居士、

●範甫

彥一 隼人

○明和七年庚寅十月二十五日誕生、母島津伊賀久全

女、

○天明三年癸卯十一月三日元服、 太守重豪公手自

加冠稱隼人範甫、賜雌刀、喜入主馬久福為理髮、

進上御太刀・馬代銀・天井折六合・樽酒三荷、奉

拜謝之、島津多門久備奏達之、又納同品于 嗣君

虎壽丸君、申謝之、慈父範章亦進上御太刀・馬代、

奉謝之、

○寬政四年壬子五月二十一日、有 命、襲家統、國

老島津求馬久昶傳之、越七月二十一日、進上御太

刀・馬代・三種二荷、謁御家老申謝襲統焉、

○傳受神當流馬術於父範章、預一流之書卷及重器數

品焉、

○同年九月十三日、為當番頭賜職田高百四十石、國老伊勢播磨貞矩傳 命、

○同五年癸丑正月十九日、補日州山之口地頭職、國老伊勢貞矩執達焉、

○同年七月二十八日、進上御太刀・馬代、拜謁太守齊宣公、奉申謝為當番頭役、島津藤馬久富奏達之、是日又、進納同品于 重豪公、奉謝之矣、

○同年八月二十三日、進上御太刀・馬代、拜謁太守齊宣公、奉謝補地頭職、伊勢亘貞喜申奏之、且納同品于 重豪公、奉拜謝焉、

○同八年丙辰正月十五日、為二番御小姓與番頭役番當

頭、奏者 賜職田高八十石、國老川上久馬久致傳番如元、

○享和二年壬戌十二月九日、有 命、兼御用人之事此日免當番、頭余悉如元、國老赤松市正則決傳之、

○文化元年甲子二月十二日、卒于江府芝邸、享年三十三歲、法號忠信院殿仁澤義道大居士、葬芝浦大

圓寺、置牌於同寺、薩府隆盛院亦瘞遺髮、安牌於同院矣、

兼群

彥七 八郎左衛門

○安永四年乙未誕生不詳、月日、母同前、

○天明八年戊申三月二十一日、豫依請為肝付八郎左衛門後嗣、島津和泉久邦使北郷八右衛門資甫傳之矣、

○寬政十一年己未十月二十三日卒、享年二十五歲、法號耕雲院殿種月全明大居士、

— 女子

○島津右平太久美妻、

— 女子

伊集院織部久芳妻、

天明七年丁未八月十五日誕生、母同前、

— 女子

島津圖書久儔妻、在故離別、

○寬政四年壬申七月二十九日誕生、母顯娃信濃久喬女、

○天保二年辛卯正月二十日死、法號青芳院殿月窓貞心大姉、

女子

○島津若狹忠貫妻、

○寬政七年乙卯十月十八日誕生、母同前、

○弘化二年乙巳正月二十四日死以二十九日為忌日、法諱梅心院

殿春顏貞香大居士、

●範馳

範方 甲之助 隼人 相馬

○享和元年辛酉十月二十九日誕生、母同前、

○文化元年甲子八月九日、襲家統、赤松市正則決

傳 命、

○同二年乙丑十二月十五日、甲之助幼冲故、島津右

平太久義代之進納御太刀・馬代・三種二荷於 齊

宣公 重豪公 齊興公、奉謝襲統焉、

○同八年辛未十月十五日元服、

○太守齊興公手自加冠、稱隼人範方、賜雌刀波平、行安、

島津將監久美為理髮、進上御太刀・馬代・天井折六合・樽酒三荷、奉拜謝、川田求馬佐模申奏之、又納同品於 重豪公 齊宣公、奉謝之、

○範馳幼冲父範甫卒、故傳受神當流馬術於川田信濃佐模・藤井才助親昭、預一流之印可及馬道具若干品、

○文政三年庚辰正月十一日、為誥衆、國老島津安房久備傳 命、

○同年八月二十四日、有 命、為當番頭兼奏者番、賜職田高四十石、島津久備傳之、

○同年十一月二日、補隅州湯之尾地頭職、町田監物久視傳 命、

○同四年辛巳八月十一日、改範馳、

○同六年癸未四月十一日、豫依請改名相馬、國老川上美濃久芳使二階堂八太夫行佐傳允容之 命、

○同年七月二十八日、進上御太刀・馬代、拜謁 太守齊興公、奉謝為當番頭役、畠山大藏義寶申奏之、

○同年十一月六日、為二番御小姓與番頭役奏者番、如元

賜職田百八十石、國老島津久備傳 命、於是同月

二十八日、進上御太刀・馬代、拜謁 太守齊興公、

奉謝之、北郷權五郎久寬申奏之、且納同品於 重

豪公 齊宣公 忠方公、奉謝之、

○同七年甲申六月十五日、進上御太刀・馬代、謁御

家老、奉謝補地頭職、又納同品於 重豪公 齊宣

公 忠方公、拜謝之、

○同九年丙戌正月十一日、轉補薩州高江地頭職、國

老川上久芳傳 命、

○同十二年己丑正月十九日、有 命、兼御用人役之

事、國老川上久芳傳之、

○天保三年壬辰正月十五日、為御勘定奉行役職田、如元

國老川上久芳傳 命、

○同年春、陰有 命、明年嗣君齊彬公始之國、則宜

到江都勤使節、既而 重豪公逝去、故延其事焉、

○同年二月二十八日、進上御太刀・馬代、拜謁 太

守齊興公、奉謝為御勘定奉行役、島津大藏久徵申

奏之、且進納同品於 齊宣公 齊彬公、拜謝焉、

○同五年甲午八月二十六日卒、享年三十四歲、法諱

泰岳院殿直指單傳大居士、葬隆盛院、安牌於同院

矣、

—女子

森 川田此面佐武妻、

○文政五年壬午十二月晦日誕生、母伊集院織部久芳

妻、

●範雅

彦太郎 静馬

○文政七年甲申八月六日誕生、母同前、

○天保五年甲午十二月二十一日、襲家統、國老島津

但馬久風傳 命、

○同六年乙未十一月九日、余幼冲故、川田求馬佐平

代之、納贄奉謝襲統之恩、

○同年十一月十四日元服、 嗣君齊彬公手自加冠、

稱静馬範雅、賜雌刀、菱刈安房隆觀為理髮、進上

御太刀・馬代・御折六合・樽酒三荷、奉謝之、宮
之原式部通誼申奏之、又納同品 齊宣公 齊彬公、
奉拜謝之、

○傳受神當流馬術川田求馬佐平・藤井直助親陽、預
一流之卷軸及馬道具若干品矣。慈父卒去時余幼冲也、
是故及茲

○同十一年庚子正月十一日、為誥衆、島津登久備傳
命、

○同十四年癸卯十一月十五日、為當番頭役、賜職田
高百四十石、國老島津和泉久風傳 命、加之同月
晦日、有 命、兼奏者番、

○同十五年甲辰正月十八日、進上御太刀・馬代、拜
謁 太守齊興公、奉謝為當番頭、此日納同品於
嗣君齊彬公、拜謝焉、

男子

駒次郎

○文政十二年己丑九月三日誕生、不日夭亡、伊集院
藏主久彬女、

女子

○天保二年辛卯正月八日誕生、不日夭亡、母宮之原
主膳通救女、

女子

壽賀

○弘化三年丙午二月二十三日誕生、母伊集院亘久道
女、

(付札)
日新公御真筆御

初諸古文書類ノ卷
『七卷ノ内』

(底書)
貳拾六通

〇三 近衛信尹賦詩

條風數度牡丹開妖艶葩錦繡堆

牡丹花

克謙齋

天賦美相穠第一殿芳却得百花魁

〇一 近衛信尹經文之切

近衛殿杉之御所信尹公御筆并經文之切

(紺紙金泥)
妙法蓮華經囑累品第二十二

尔時釋迦牟尼佛從法座起現天□□以右

手摩無量菩薩摩訶薩頂而作是□我於無

〇二 近衛信尹經文之切

(紺紙金泥)
養者皋帝汝等及眷屬應當擁護如是法師

說是陀羅尼品時六萬八千人得無生法忍

妙法蓮華經妙莊嚴王本事品第二十七

尔時佛告諸大衆乃往古世過無量無邊不

可思議阿僧祇劫有佛名雲雷音宿王華智

多陀阿伽度阿羅訶三藐三佛陀國名光明

〇四 島津忠良書狀

(今カ)
□度帖佐本城表邊河一族討隨候、そのうゑ出水之大將討

取申候事、比志嶋殿御一族之御意にかけられ候、愚身い

ちこのめんほ□(カ)なにと申つくしかたく存候、舍□源左衛

門殿・邊牟木殿・竹之下大学殿そのほかに御一そくあま

たの討死、是非なきと申ながら、我等の歎にて候、當時

きたのことく世もとのほり悦入存候、重てへちのしき

いに及申候わて、そのの御意にかけられ、ねんころの御

心入憑存候、ふしきにふるまひちかい御慮にかわり候と

も、あをきたてまつり候八幡も御照覧候へ、身のいちこ

のうちわすれ申ましく候、恐と謹言、

大永六
十二月十一日
(島津忠良)
(花押)

(上包)
比志嶋河内守殿
相模守

○五 関東評定事書

（貼紙）
文書并古案 但きれ物 十一之内九十四

一 鎮西輩訴訟事

九七廿二

守護可令尋沙汰由、先日被仰畢、雖然、猶（地）頭御（家人）

別當（寺社）神主・供僧・神官・所々名主・庄官以下令參

訴云、於自今以後者、非別仰之外、不可參関東（六波）

令住國、可致異國警固、有訴訟者、少貳入道（糶食）・兵

庫入道（友類衆）・薩摩入道（宇都宮通房）・澁谷河内權守入道（重頼）寄合、可令尋成

敗、若於國難裁許者、可令注進、縱雖越訴、尋究可注

申、関東居住輩訴申鎮西族者、令下向、可給沙汰、於

関東不可有其沙汰、

一 同御家人所預事

異國（緊固）不落（居之程者）、不可（讓女子）、子者、以親（無男）

類爲養子、可讓之、

一 後家改嫁事

至内々密儀者、縱雖有風聞之說、非沙汰限之由、被載

追加式目畢、依之、普雖令現形、稱密儀、不及其沙

汰、於自今以後者、不致所領之成敗、雖不行家中雜

事、有不調之聞者、任本式目、可有其科、

○六 雜訴決断所牒案

（貼紙）
写濟廿六 四十

雜訴決（断所牒） 嶋津上総前司貞久法師（法名所）

日向國櫛間院雜掌弘成申、野邊六郎左衛門尉久盛子息

盛忠狼藉事、

解狀具書

牒、就彼下地事、度々雖被下 綸旨、不叙用之、構城郷

致狼藉云々、太濫吹也、不日相催國中地頭以下輩、止濫

妨、破却城郷、沙汰居雜掌於下地、可召進（交力）名人等之

狀、牒送如件、以牒、

建武二年五月十一日

右近衛將監平朝臣

中納言大藏卿左京大夫（九條公明）

大判事侍從藤原朝臣（小田貞知）

修理大夫藤原朝臣（四條隆資）

前筑後守藤原朝臣

修理大夫藤原朝臣

明法博士兼左衛門權少尉（近衛職政）

正三位藤原朝臣（堀河光統）

左京大進中原朝臣（岡崎範國）

左近權佐兼少納言侍從藤原朝臣

左近權佐兼少納言侍從藤原朝臣

○七 雜訴決断所牒裏書

中宮御領日向國櫛間院雜掌弘成申、野邊六郎左衛門尉久盛子息盛忠、背度々、(尊氏)繪旨・御牒、不去渡唐院下地、致濫妨由事、決断所重御牒并足利殿御教書今季七月二日御施行如此、任被仰下之旨、破却城墪、爲沙汰居雜掌於下地、今月廿五日令出國、同廿八日、於大隅國濱市場可致着到候、不日各可被□□、別被許容親並兄弟外之代官若於着到日限違期人々者、□之節令注進交名候事、仍執達如件、

建武二年□月□日

丞久景在判

謹上 薩摩國

御牒案

○八 少弐經資書狀

蒙古警固結番事、以使者民部次郎兵衛尉國茂令啓候、被關食候て、可令披露給候、恐々謹言、

(文永十二年)
二月四日

大宰少貳經資在判

進上 竹井又太郎殿

蒙古警固結番事

春三ヶ月 筑前國

夏三ヶ月 肥後國

秋三ヶ月 豊後國

冬三ヶ月 日向國

筑後國

大隅國

薩摩國

文永十二年二月 日

○九 足利尊氏御教書

(貼紙) 九 写濟
(貼紙) 道經 尊氏卿ヨリ
(貼紙) 『四十四』
兵衛佐トハ直冬之支ナリ、御判トアルハ、尊氏卿之御事、タダフユ逆心ニ而及合戦、巨細太平記ニ見ヘタリ、

兵衛佐か事、いんほうすてにろけん(う)の□へハ、一そくな

らひニふん國の勢いをもよをして、 ^(いそぎ)きうち まいらすへし、もし海上をへてのほる事あらハ、さい所におひかけてた ^(い)ちすへし、

十一月十三日

御はん

嶋津上総入道殿 ^(貞久)

〇一〇 足利尊氏御教書

^(兵カ)衛佐か事、すてにふけうのとかのかれかたく候、そのうへるんほうのくわたておとろ ^(き)おほえて候、いそぎ一そくふん國のくん ^(せ)いもよをして、しこくをめぐらさす、うちてまいらすへし、

正月六日

御はん

嶋津上総入道殿 ^(貞久)

〇一一 室町幕府奉行人連署下知状

^(貼紙)十九 写濟 ^(貼紙)『三十九』

地頭所務事

云領家云地頭、不可違近年所務之例、有子細者、各可經

奏聞、近日以威勢恣致 ^(濫妨カ)之類有其聞、諸國擾亂職而由此、近例任雅意致其沙汰者、縦雖理訴、永 ^(可)被弃捐被訴、

繪旨遂行事

於建武以後 繪旨者、輒不可有改動之義、若有子細可被改者、被載真趣於 繪旨可被仰國司・守護等、就之可致遵行沙汰、兼又以 ^(同所カ)異名有掠賜 繪旨之類者、可注進子細、宜 ^(可カ)被處罪科、

^(不)遵行 勅裁致濫妨事

或号本領、或稱新給、忽緒 聖斷者、縦雖募勲功望恩賞、帶證文立相傳、永被弃捐訴訟、召上其身、可被處所當罪科、

諸國諸庄箇狼藉國司・守護注進事

注進狀到來者、則可付決斷所、彼所上卿 奉行人急速加評定、經 奏聞、任 勅答之趣、可召仰國司・守護、不叙用 勅裁、構城塙、及合戰者、就國司・守護等注進、懲濫妨之本人 ^(嚴重カ)可有其沙汰、於在京輩者、被召決斷所、於在國輩者、差使節、各定日限、沙汰付當給人、

於下地並下人者、任命可断罪之由、可被仰合、此上不
 遵行又知晋之条、有所見者、被取公所領、可被断罪其
 身、於惡黨人者、注進到来之時、任法可有其沙汰、若國
 司・守護注進不実條、令露顯者、改役所職之上可被召放
 所領、但正員不在國者、召上代官可被行所當罪科、其身
 雖不在國知晋之条、有所見者、共可被處罪科、又國中狼
 藉乍存知不注進者、罪科同前、

二階堂出羽入道道灌

奉行入

富部大舍人頭信連

〇一二 將軍家政所下文

將軍家政所下 嶋津庄内薩摩方住人

補任 地頭職事、△

左衛門尉惟宗忠□□^(入)

□□^(右人)、如本爲彼□□^(職)、^(任先例、可令致沙汰之状所仰△)如仰、□□^(以下)、

建曆三年七月十日

案主□□^{(菅野花押(景盛))}

令圖書少允清原在判

知家事惟宗^(孝実)

別當相模守平朝臣御判^(義時)

遠江守源朝臣御判^(親広)

武藏守平朝臣^(時房)

書博士中原朝臣△^(師俊)

(本文書ハ「旧記雜録前編」二三四号文書ト同文ナリ)

〇一三 大工国貞請取状

正八まんくの御さうゑい、さつまの國ミついへのやく所
 にしのらう二けんにあたるしたつくりのようとうのうち
 十六分一事、

合壹貫四百二十一文ていり

右、さいもく・くき・御いわいさくれうらう米・こやの
 ふちんいけかいろう一ゐんニあたるところのようとう十
 六分一、かわたのミやうの御わきまへ、如件、

正和三年四月廿三日

大工國貞在判

〇一四 たけへ秀時請取状

正八まんくの御さうゑい、さつまの國ミついへのゐんの

やく所にしのらうにけんニあたるしろのようとうのうち
十六分一事、

合四貫九百三文者、

右、ひわた・かわら・いわひさくれうらう米・さいもく
・くきいけさいくもつのしろのようとう一るん十六ふ
ん一にあたるどころ、かわたミやうの御わきまへ、うけ
とるところ如件、

正和三年四月廿二日

ひわたのたゆふ
たけへの秀時在判

○一五 たけへ秀時請取状

又、ふちん十貫二百文内十六ふん一の分のようとう六百
三十二文たしかにうけとり候ぬ、よてうけとりくたん如
件、

をなしき四月廿二日 秀時在判

○一六 沙弥了恵証状(前文書十三・十四・十五号ノ裏ニアリ)

蒙仰候正八幡宮御造營之事、満家院役所内比志嶋・西俣

・河田三ヶ名分、番匠大工・檜皮大工等仁用途御下行、
請取等加一見候了、恐と謹言、

五月廿七日 沙弥了恵在判

(後書)
薩摩國満家院内比志嶋・西俣・河田三ヶ名御造營事、上
下皆勤、御用途弁之候了、仍番匠大工并檜皮大工請取如
此、但爲請□□案文令進候、恐と謹言、

○一七 北条兼時書下

(御)
□佛事之時者、尤令参向可相營候處、これニも少佛事を
いとなミ候あひた、不参之条、非本意候、便宜之次此様
可被申給哉候覽、兼又先日令申候満家院百姓諸次郎男敷
申子細候、伊集院殿御前ニて、両方被召決候て、任道理、
可有御成□□由御狀を給、追て付進候、可被沙汰候哉
覽、雖不及知是非候、諸次郎男可被申候、不便之次第
候、任道理御成敗□□申給へく候、恐と謹言、
(コトヨリ裏書)
正應六年四月九日 (北條兼時)
越後守御判

下野三郎左衛門尉殿 (忠宗)

○一八 筑前宮崎石築地破損檢見注文

(前文書ノ裏ニアリ)

正應六年四月十二日宮崎石築地破損檢見注文

合

〔四カ〕
□丈五尺 永利分

なかとし

三丈五尺 飯嶋分

これハとうさんのあひたこれにて
ふれ申候、

三丈 光富分

八丈八尺 伊集院分

(マ)

二丈四尺

二丈 荒田庄分

三丈 穎娃郡分

七丈 谷山郡分

一丈 覺嶋東方分

○一九 法橋栄尊申状

嶋津御庄薩摩方満家院西俣名主法橋栄尊□

申進 領家政所□

請被殊且任相傳文書道理、且依近年耕作例、令停止當

國伊集院内中河正宮御領云々、名主矢太郎兵衛尉時村濫妨、被

被仰付巨細存知御庄官、踏定而神領中河西俣与御領塚狀、

副進 調度文書等案各取要略之、

一通 満家院本證文案四至明白也、

一通 関東度々御教書案榮尊名主職補任等、

一通 (マ)

但、依此塚論 在國沙汰文書等案

一通 爲時村、令點定畠之作人満家郡代吉元觸訴正

宮公文所狀建長八年十月日、以御殿守令點定間、爲糺

其真偽、所令觸申也副榮尊書札案二通、

一通 社家返札彼點定事非御殿守所行由事、

建長四年正月十九日

一通 榮尊申狀守護所兼惣地頭所進之、

於守護

○二〇 法橋栄尊申状 (前文書ノ裏ニアリ)

(前文)

社家者非御殿守之所行之由、出書狀變々両舌之案、謀案

之所致也、爲割取、假神威、權門御領申付無實於御殿守、

其料条、時村可遁之哉、早任社例、爲時村沙汰可進宮清

御馬之由、賜御教書令付進本所宮寺、欲被經御沙汰、如

此等事、若無御禁者、向後定如然之狼藉不可断絶者也、

凡假莫太神威、爲天致狼藉を輩事、社家殊所被禁制也、

尤任社例、爲傍輩、欲被致御禁、仍沙汰、言上如件、

建長六年三月日

法橋榮尊上

比志嶋代僧源□

謹上 御奉行所

〇二一 某書狀断簡

正八幡宮御造營薩摩國満家院役所西廊二間内、比志嶋名

十分一・西俣名十分一・河田名十六分一仁相當候分役可

令勤仕候、若郡司申子細（アトキレ）

〇二二 比志嶋代某外二名連署注進狀

（貼紙）
十一之内九十四

正八幡宮御造營修理事、任 関東御教書及御施行之旨、

薩摩國満家（院カ）□御役所□□相當比志嶋名十分一・西俣名

十分一・河田名十六分□、仍三ヶ名分役、以去々年正和

四月中修造□□之条顕然候、若郡司分役太少論申□

爲何ヶ度各可明申之由候、追□候也、以此旨、給

御注進可令進上宰府候、恐々謹言、

（正和六カ）

四月廿三日

河田代源敦義

西俣代□□□

〇二三 某書狀断簡

（貼紙）
十一之内九十四

御かたきともつちハしのしやうに□せてせめ候よし、た

ゝいまつけ申候あいた、うしろまきのために□ちたち

候、それにつき候てハ、かたきハ昨日のやうにひきかへ

りて候やらん、又夜つめ候て、いまたせめ候やらん、さ

うをうけ給候はんために人をまいらせ候、みつへの人々

ハさためてしやうへいられてそ候らん、なれとももしい

またはせこゑられ候ハさらん人々ハ、（アトキレ）

(付札)
比志島古文書
類
『七卷ノ内』

(裏書)
参拾七通

〇二四 島津忠久書状

□(追カ)仰

(貼紙) 吉始

みつゑの院のくんし代左近せう上ニはうか代官か下知にしたかはさるよし、同うたへ申、ことしちならば、もてのほかの事也、すみやかに地頭代か下知にしたかふて、かきりあるくしけたいおいたすへからさるよし、下知せしめ給へきよし仰ところなり、かつはこの御ふみおくんし代ニみせしめ給へき也、あなかしこく、謹言

(島津忠久) (花押)

〇二五 紀道房外二名連署契約状

(貼紙) 表後

満家院内比志嶋・西保・城前田・上原蘭(八郎カ)但□□入道、於此所と者、先日大御前被奉付候了、而今上総殿依有被仰旨、爲存公平、又河田村ヲハ上総殿可奉付給之由、智弘・實範・道房三人同心シテ、入道殿并女房兵衛太郎殿各奉向、及心程者、教訓可申候也、而彼人々背各之教訓、件河田村ヲ上総殿不奉付給者、於自今以後者、至此三人(假脱カ)者、令兵衛太郎殿事ニモ入道殿事ニモ雖何所領所職、敵人也、相向一口之問答、不可申候之狀如件、

天福元年十月二日 僧智弘 (花押)

僧實範 (花押)

紀道房 (花押)

爲證人執事大中臣資用 (花押)

をのくをや候ニよて、かわたのむらニをいてハ、又かつさとのニまいらせ候了、ふちはらよしすけ (花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」三七二号文書ト同文ナリ)

〇二六 某袖判書下

(貼紙) 一初

(花押)

上総房榮尊申比志嶋・河田両村農祈之間事、件農祈者、日吉社上分稻伍拾束^{七十合}云々、而去年爲大輔房淨尊沙汰、所祈取、於蒔田跡農祈者、任國例、壹段別參束爲淨尊之沙汰、可令返与之狀如件、

嘉禎二年九月十五日

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」三九三号文書ト同文ナリ)

〇二七 大府宣

大府宣 大宰府在廳官人等

定補薩磨國満家郡^(ママ)□職事^(務カ)、

御前勾當法橋重賢

右以人、爲彼職、可令執行郡務之狀、所宣如件、府官等宜承知、勿違失、以宣、

弘安七年八月 日

(貼紙) 二後

都督藤原朝臣^(中御門経任) (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」八五八号文書ト同文ナリ)

〇二八 比丘尼菩薩房・生阿弥陀仏連署田

島去狀

(貼紙) 三

満家院西俣名内八世井浦田島間事、

在四至

限東郡山塚 限南門木山
限北川并山邊多 限西河

右、件田島、石谷阿闍梨曳渡元者、比丘尼菩薩房・同生阿弥陀佛阿闍梨之出挙物、雖巨多罷負、不致数年其弁兮、依之、於彼所者、限永年、於所當米并万雜公事・臨時課役等者、自本名主之許留處也、至于御加地子地頭米者、令言上於子細、可被蒙御免坎、然而於彼水田者、早令奉寄誓尾六所權現、令御節供勤仕、奉祈領家地頭御寶筭年久、兼可被祈郡司名主悉地者也、然則於後代^(无カ)元他妨、以阿闍梨隆慶、致方々御祈禱、可令領掌之狀如件、故以辞、

延應二年庚子八月廿二日

〔貼紙〕大藏氏永平ノ二女、梅北某ノ妻、菩薩房之妹也

比丘尼生阿弥陀佛〔花押〕

〔貼紙〕

比志嶋元祖上総法橋榮尊ノ母、父ハ滿家孫太郎大藏ノ永平娘也

比丘尼菩薩房〔花押〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一四〇三号文書ト同文ナリ〕

〇二九 藤原義祐書狀

〔貼紙〕

四初

滿家院内比志嶋・西俣・河田・城前田・上原但八郎入、道屋敷也

此所ト任和与之儀、互無相違御知行候上者、別令賜安堵

御下文給候事、不及左右候、但公事配分之事者、如先

例、可有御沙汰候也、恐々、

〔寛元二年〕

七月十五日

藤原義祐〔花押〕

上総法橋御房御返事

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一四二一号文書ト同文ナリ〕

〇三〇 北条経時書狀

上総法橋指申安堵御下文事、申狀并證文等如此候、相尋

子細、可令申沙汰給候、謹言、

寛元二年

十一月廿五日

經時在御判

〔隱筆行義〕
出羽前司殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一四二五号文書ト同文ナリ〕

〇三一 六波羅御教書

〔貼紙〕

四後

薩摩國滿家院比志嶋・西俣・河田・城前田・上原以上

伍箇所事、雖不帶本御下文、進覽度々御教書案上、如守

護人鳴津大隅前司書狀者、當知行無相違云々、此上不及

異儀敷者、依仰執達如件、

寛元二年十二月十一日

〔経時〕
武藏守在御判

上総法橋御房

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一四二六号文書ト同文ナリ〕

〇三二 六波羅施行狀

薩摩國滿家院内比志嶋・西俣・河田・城前田・上原以上
上伍ヶ所事、去年十二月十一日關東御教書披見畢、仍執

達如件、

寛元三年十二月廿三日

(重時)
相模守在御判

上総法橋御房

(本文書ハ「旧記雜録前編一」四三〇号文書ト同文ナリ)

〇三三 六波羅施行状

薩摩國満家院内比志嶋・西俣・河田・城前田・上原菌以

上伍箇所名主職事、

右、任去年十月廿九日関東御教書、可被領知之狀如件、

寶治二年正月十七日

(長時)
左近將監在御判

上総法橋御房

(本文書ハ「旧記雜録前編一」四五三号文書ト同文ナリ)

〇三四 関東御教書

『三答具書四通』

薩摩國満家院内比志嶋・西俣・河田・城前田・上原菌以

上伍箇所名主職事、右、任母尼菩薩房今年三月十一日讓

狀、可令領知之狀、依鎌倉殿仰、執達如件、

寶治元年十月廿九日

(時頼)
左近將監在御判

(重時)
相模守在御判

上総法橋御房

(本文書ハ「旧記雜録前編一」四四八号文書ト同文ナリ)

〇三五 比丘尼菩薩房讓状

(貼紙)
五

比丘尼菩薩房謹辞

讓渡嫡子上総法橋榮尊薩摩國満家院内比志嶋・河田・

西俣・城前田・上原菌已上五箇所名主職事、

右、件五箇所名主職者、任相傳、菩薩房當知行也、其子

細兵衛太郎義佐之契狀明白哉、仍爲嫡子法橋榮尊之沙

汰、捧調度文書、賜関東御教書・同六波羅殿御施行者

也、於于今者、讓与彼五箇所之名主職田島等於榮尊畢、

永代無相違、可令知行之狀如件、

寛元五年三月十一日 菩薩房(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編一」四三九号文書ト同文ナリ)

〇三六 米尊起請文

〔貼紙〕
六 〔端裏書〕
大隅殿へ進書状案

満家院内榮尊知行名田等に付て、関東の御教書を申給〔候〕

〔事者〕
〇〇、惣領主兵衛太郎若ハ末葉ニいたり候ても、自然の〔不思議出〕

〇〇、来て候はん時、其咎ニひきまとはされ候はしの〔不思議出〕

ために、申給候ところ也、且當院没収の地と候しき刻

ミ、御得〔分〕米五十石、惣領ニ打はふきてまいらせ候し、

其内配分の名とに隨てまいらせ候事、いまに無對捍候、

而没収の〔る〕〇〇を別御教書を申給ハ地頭・守護をひきは

なちまいらせて、別納ニ申たてんするかのよし、御とか

めをかふり候事、尤其謂候之間、不然之由の起請文を書

進候ところ也、か様に御教書を給て候へハとて、しかの

こときの御召物をもまいらせ候はすして、御方を忽緒し

まいらせ候事あるましく候、すゑく〔る〕にいたり候ても、

或別納ニ申なし、或ハきんたちの御よにも忽緒しまいら

せ候事候ましく候、若此条偽申候は、

日本鎮守八幡大菩薩・くまの、權限の御罰を榮尊可罷蒙

候狀如件、

寶治元年六月廿二日

法橋榮尊

〔本文書ハ「旧記雜録前編」四四二号文書ト同文ナリ〕

〇三七 米尊起請文

〔貼紙〕
十二

満家院内榮尊知行の名田〔等カ〕〇〇ニ付天、関東〔の〕御教書を申給

候事ハ、惣領主兵衛太郎〔若カ〕〇〇ハ末葉にいたり候ても、自然

の不思議出来て候はむ時、そのとかにひきまとはされ候

はしのために、申給ハリ候ところ也、かつハ當院もつす

のちと候しきさミ、御とくふんまい五十石、惣領ニうち

はふきてまいらせ候し、その内の配分名とに隨テまいら

せ候事、今にたいかなく候、しかるをいまもつすのと

ころを別の御教書を申給はるハ、ちとう・守護をひきは

なちまいらせて、別納に申たてんするかのよし、御とか

めをかふり候事、尤その謂候之間、不然候よしの起請文

を書進候者也、か様に御教書を給ハリ候へハとて、しか

のこときの御召物をもまいらせ候はすして、御方を忽緒

しまいらせ候事あるましく候、すゑく〔る〕にいたり候て

も、或ハ別納ニ申なし、或ハきんたちの御よにも忍緒しまいらせ候ましく候、もしこのてういつはり申候ハ、にほんのちんすハちはん大ほさつ くまの、こんげんの御はちをるやうそんなか身にまかりかふり候へき狀如件、

寶治元年六月廿三日

法橋榮尊在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四四二号文書ト同文ナリ)

〇三八 島津忠時安堵狀

『三問具書二通』

(貼紙) 七初

薩摩國滿家院内比志嶋・河田・西俣・城前田・上原齒已

上五ヶ所名主職事、任去三月十一日比比丘尼菩薩之讓狀、

法橋榮尊可爲彼職之狀如件、

寶治元年八月十一日

前大隅守(忠時)藤原在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四四四号文書ト同文ナリ)

〇三九 関東御教書

薩摩國滿家院内比志嶋・河田・西俣・城前田・上原齒已上五ヶ所名主職事、任去建長五年七月十日法橋榮尊讓

狀、太郎佐範可爲彼職、但不帶榮尊讓狀正文之間、所相貽御不審也、舍弟中有申旨之時者、可有改御沙汰、(アトキレ)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一五二三号文書ト同文ナリ)

〇四〇 法橋榮尊申狀

〔外題〕所申之堀内以下齒々万雜公事地利物并竿失田事、先下知狀等明白也、更不可有相違之狀如件、

(忠時) (花押)

法橋榮尊謹言上

欲且依年来免行實、且任先御下知等旨、賜重御外題、

河田・堀内・中原・上原・城齒・比志嶋・西俣名主

齒、同竿失田等事、

副進 彼御下知狀三通(在惣地頭御代旨、故大輔房施行)

右、件堀内已下齒等万雜公事地利物、任先例、蒙御免

事、所令進上之御下知狀等明白也、而地頭代去年所申給

条々御下知之間仁、不申分加様之色目之故、若被掠事モ

候ハム坎ト存候天、爲御不審、捧件御下知之狀、爲賜重

御外題、恐と言上如件、

寶治元年九月 日

法橋榮尊

(貼紙) 七中

(本文書ハ「旧記雜録前編一」四四五号文書ト同文ナリ)

〇四一 島津忠時下文

(忠時) (花押)

爲滿家院地頭後家尼可弁濟由、上総法橋訴申日吉上分稲之五十束事、具書等遣之、子細見于狀、所詮、如後家陳申者、爲大輔房沙汰、所令勸濃^(農カ)之作毛、法橋刈取上者、不能弁濟云々、件作毛刈取實否、兩方被糺明、可令注進申狀給之狀如件、

寶治元年十一月廿二日 左兵衛尉 (花押)

惣地頭紀二郎左衛門尉殿

(貼紙) 七後

(本文書ハ「旧記雜録前編一」四四九号文書ト同文ナリ)

〇四二 法橋榮尊申狀

(貼紙) (外題) 八初 「彼山事、任申狀、悉所令免除也、早可被致其勵

之狀如件、

地頭僧 (花押)

西俣名主法橋榮尊謹言^(言上カ)

欲賜御外題、令建立草堂一字當名内邊牟木山間事、

右、件山者、いたつらなる^(あらやまにてカ)、しかも水木の

便^(有カ)間、僧侶をかたらひて、木をきりはらひ、いはをく

つしても、草堂一字建立仕て、念佛之便にもと存候、件

山所當地利物万雜公事等、蒙御免、漸くにこれをきりは

らはむと思ふ、且彼比丘尼御教養のため、且自他利益の

ために、若御優如候は、一端の少事をもて、万代の大

善、付冥付願、定其御感歎候者歎、抑彼山當時者、無一

分公用深山也、將來之地利物又以有名無實哉、雖然榮尊

之ためにハ、聊其便あるによて、賜御外題、欲遂前途、

仍恐と言上如件、

建長二年十二月 日 法橋榮尊

(裏書) (影字本ニテ補ウ)

「申うけ候四支事、
(至カ)

東限たけのミチ

南限るてのはらのきたのミねのいたゞき

西限河

北限かとのき山

くたんのしんしのこと、申しやうきかするところ如
(ママ)
件、

地頭代僧(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編」四七六号文書ト同文ナリ)

〇四三 法橋榮尊申状

(貼紙)
八後

(端裏書)「へむき山の本主領家御房申状」

(外題)
「くたんのやまの申さうにまかせて、ことくくめん
ちせしむるところ如件、

収納使左兵衛尉大江(花押)

西俣名主法橋榮尊謹言

御けたいを給はりて、草たう一うをこんりうせしめん

とおもふ當名のうちへむき山間事、

東限たけのミチ

四至 南限るてのはらのきたのミねのいたゞき

西限河

北限かとのき山

右、件山ハ、いたつらなるあらやまにて、しかも水木の
たよりあるにて、らう人をかたらひ候て、きをきりは
らひ、いはをくつして、さうたうをこんりうつかうま
て、念佛のたよりにもし候ひ、又他領いするんにいはひ
たてまつるこんけん、ちかをのうらの新田を御きしん
候事も、しかるへからさる間、かたくにつけて、件の
山をきりはらひて、たうをもつくり、こんけんをいひ
ひたてまつらんと存候て、らう人をあひかたらひ候もの
也、しかれハ、りやうけ御はうの所たう・ちりもつ・ま
んさう公事ら、御めんをかふりて、やうやくそのはけミ
をいたさんと思ふ、かつハ、件山たうしハ、一ふんのく
ようなきあらやま也、しようらいのちりもつ、又もてう
ミやうむしちならむか、もし御めんをかふらハ、一たん

のせうしをもて、万代の大善をすうせしめ給はん事、ミ
やうけんにつけて、さためてそのほまれをかふらしめ給
はむおや、仍しさいをろくして、もて申候狀如件、

建長三年二月 日 法橋榮尊

(本文書ハ「旧記雜錄前編」四八二号文書ト同文ナリ)

〇四四 法橋榮尊申狀

(端裏書) [] 進守護所 [] 訴狀也

(貼紙)

九

満家院西俣名主法橋榮尊謹言上

爲伊集院内中河名主兵衛尉時村、寄事於神威、越往昔

(例カ)

[]、稱中河内、任自由、令押領西俣内畠地等、狼藉不

當子細事、

副進 具書等

一通 被押領粟畠之作人満家郡司代吉元、訴申正宮公

文所狀副榮尊二箇度書札案、

一通 就彼狀、自公文所返狀、

一通 以榮尊愚札、觸遣伊集院地頭所其返事、

一通 被押領作物等注文

右、件塚相論爲新儀今案之条、巨細見于訴申吉元社家之
狀、縱彼兵衛尉雖有所存、須言上子細於関東、而隨御成
敗之處、件中河村号 正宮御領、相語御殿守、越來懸隔
之地、令點定三十余年無事知行吉元粟畠之畢、乍存外吉
元且爲致穩便沙汰、且依奉恐神威、謹雖尋遣由緒於兵衛
尉之許處、理不盡之問答、無其詮之上、適彼點定使兩人
之内、僧壹人稱正宮御殿守、一人兵衛尉下人字政所男云云
不知、而間糺御殿守真偽之後、爲經上奏、吉元觸訴社家
實名、之刻、如返狀者、兵衛尉謀計露頭畢、此粟畠押領事者、
去年七月之比也、今年正月、又引索數十人、而押領西俣
百姓是清男即名内仁年来作来畠畢、件畠爲遠所之間、作
人即時不知之、偏盜人等之所行欵之由、相存之處、遙遠
期承之、凡狼藉之至、驚遽之餘、還失度者哉、抑件兵衛
尉乍爲御家人、假神威、恣擬割取関東御領之条、奸謀
甚、何事如之、然而不享神非上、(礼脱カ)憲法御成敗也、因茲、
靜期上訴之處、幸有御下向、早且於御前被召決両方、糺
返先當時濫妨之作物等於本作人之後、欲被行狼藉罪科、

若無其御禁者、傍輩弥蜂起無疑者歟、次近年被押領之南
能迫事、日来乍含愁鬱、依爲少事、自然罷過(畢カ)、件塚實

檢之日、不可有其隱、所詮、如時村當所行者、不恐御式
目、不憚往昔例、一向以自由爲先、以濫妨爲宗、然者、

定守護御成敗ヲモ令蔑如者歟、縱雖宿其身於神領、於見

科者、爭可令遁避哉、早云押領之地、云狼藉之咎、遂對

決、任道理、有御鎮、於新競望塚者、可令言上京都・関

東旨、欲蒙御裁許、仍恐言上如件、

建長五年五月 日 西俣名主法橋榮尊上

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」一五〇八号文書ト同文ナリ)

〇四五 法橋榮尊讓狀

(貼紙)

十一

讓渡太郎佐範所々

薩摩國満家院西俣内八世井浦田島山野・平原居屋敷并

河田内柿本一町・菌一ヶ所、小山田内上原菌一ヶ所、

爲佐範五ヶ所惣領職、讓渡所也、可爲無相違知行狀如

件、

建長五年七月十日 法橋榮尊判

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」一五二二号文書ト同文ナリ)

〇四六 藤原義祐契約狀

(貼紙)

十一

にしまたの事、義祐ニるこんなく、すゑまでも水魚のこ
とくならんために、御さりふミ給ハリ候了ぬ、尤これ本
意候、たかひに御中の事においてハ、ふしん候ましく
候、あなかしこく、

建長六季後五月四日 藤原義祐(花押)

上総法橋御房御返事

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」一五二二号文書ト同文ナリ)

〇四七 某袖判下文

(貼紙)

卷二代

(花押)

下 沙弥順阿弥陀佛所

可早任相傳実、領知山王御敷地菌事、

右、件箇順阿自母手令相傳之旨、且證文明白也、且爲御祈禱、停止他之妨、可領知順阿之狀如件、

建長三年十一月十四日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一五〇二号文書ト同文ナリ)

○ 法橋榮尊讓狀 (四五号文書ト同文ナリ、但花押アリ)

(貼紙) 一

讓渡太郎佐範所々

薩摩國滿家院西俣内八世井浦田島山野・平原居屋敷并河田内柿本一町・菌一ヶ所、小山田内上原菌一ヶ所、爲佐範五ヶ所惣領職、讓渡所也、可爲無相違知行狀如件、

建長五年七月十日

法橋榮尊 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一五二号文書ト同文ナリ)

○ 四八 法橋榮尊讓狀

ゆつりわたすちやくし比志嶋太郎祐範

さつまの國滿家院内比志嶋・河田・西俣・城前田・上

原その、以上五ヶ所之事、

右、件の田はく山野ハ、やうそんちうたいさうてん、たうちきやうさをいなきあひた、くわんとう御くたしふミいけ調度もんしよ等、いしものこさす、祐範ニゆつりわたす事実也、但於方とくうしならひニ御ねんく等ハ、せんれいニまかせてきんしせしむへきなり、此旨をもて、永代さをいなくちきやうせしむへきなり、依ゆつり狀如件、

(貼紙) 三

建長五年七月十日

法橋榮尊在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一五二号文書ト同文ナリ)

○ 四九 法橋榮尊置文

比志嶋・河田・西俣・城前田・上原菌已上五ヶ所之惣領職者、太郎祐範仁讓渡、但其内弟共仁代官職を可宛事、

(貼紙) 四二代

一河田名代官宮次郎、但此内孫江田三反、又元明加居屋敷者、乙二郎可領知、

一西俣名代官者、弥三郎守忠、但此内邊牟木之木場山口
田五反者、乙万可領知、

一城前田并河田内孫江田元明加居屋敷之代官職者乙次郎
又同代官登謂共、全非兄之志、親之計ニてこそあれな
と、いへて、限有むする事お背キ向背之心有、ん物は、
其代官職お皆と取へし、

(後文ハ、四八号文書ノ前ニアルガ、配列ハ季本ニヨツタ、)

一又おなし代くわんといへとも、またくあにの心さしに
てハなし、おやのはからひにてこそあれなんと、いう
て、かきりあらぬ事をそむき、やうはいの心あら
ぬものハ、その代くわんしきをみなくとるへし、

建長五年七月十日

法橋榮尊

在判

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」五六四号・五〇九号文書ト同文ナリ)

〇五〇 島津忠時書下

(貼紙) 五

薩摩國満家院比志嶋・河田・西俣・城前田・上原蘭五ヶ

所事、

任去建長五年七月十日法橋榮尊讓狀・関東御下知御教書、
太郎佑範當知行之上者、不及吳讓狀如件、

正壽元年八月廿二日

前大隅守 (花押)

比志嶋太郎殿

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」五六五号文書ト同文ナリ)

〇五一 島津忠時書下

(貼紙) 六

京都大番勤仕事、御教書案文遣之、早任被仰下之旨、可
被參勤候、但寄事於老耄出家、立代官事、御誠候也、可
被存其旨之狀如件、

弘長二年八月十一日

沙弥 (花押)

満家非志嶋太郎殿

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」六四三号文書ト同文ナリ)

〇五二 島津道仏時覆勘状

(貼紙) 七

京都大番役事、六箇月勤仕事終早、於歸國者、可被任意

之狀如件、

弘長四年正月二日

(忠時)
道仏 (花押)

比志嶋太郎殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」一六七二号文書ト同文ナリ)

件堀内菌と島等万雜公事、任先例、給當任之御外題、爲

備後代證文、勒狀言上如件、

文永十二年四月十一日

(本文書ハ「旧記雜録前編」一七五五号文書ト同文ナリ)

〇五三 源佐範申狀

(貼紙)
八二代

(外題)
「申され候ひし、まのほりのうち以下そのくはたけら事、かつハせんれいにより、かつハはうれいにまかせて、申狀のことくめんち候をハぬ、

収納使法橋 (花押)

源佐範言上

欲且依年来免行實、任先収納使等下知旨、給當御外題、

備向後亀鏡、比志嶋堀内以下菌と島等事、

四至 東限河 西限久木山田尻
北限山 南限井尻田端

同平狩倉

田平

菖蒲谷

〇五四 源佐範申狀

(貼紙)
九

(外題)
「堀内菌島等事、如申狀□有御下知之由所被進也、然者、於彼地利物付公事者、令免除早、
地頭代 (花押)

源佐範言上

欲且依年来免行實、且任先御下知等旨、賜當御外題、

備向後亀鏡、比志嶋堀内已下菌島等事、

四至 東限河 西限久木山田尻
北限小山 南限井尻田端

同平狩倉

田平

菖蒲谷

副進

四通 大隅殿御下知等案

一通 薩摩國惣地頭大輔君淨尊施行案

一通 同惣地頭紀左衛門尉下知案

件堀内万雜公事地利物、任先例、蒙御免事、所進之御下知狀等明白也、仍當御任之時、給重御外題、爲備後代證文、勒狀如件、

文永十二年四月廿六日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一七五六号文書ト同文ナリ)

〇五五 宮崎警固番役覆勘状

(貼紙) 十

はこさきのさつまのくにのけちはんの事、十月より四月一日まで、つとめられ候了、

こうあん三年四月一日

御代くわん信蓮 (花押)

ひしゝま太郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八一五号文書ト同文ナリ)

〇五六 鎮西奉行連署奉書

(貼書) 十一

薩摩國滿家院中俣介七郎祐秀代蓮信申當村事、重訴狀如此、如狀者、爲訴人之身乍召上論人、在國之間、先度雖被成召符不参云々、太自由也、所詮、爲究真偽、来月十五日以前可参向博多、若於過期日者、任被定置之旨、就難澁之篇、可有其沙汰之由、相觸導連、可令申明散狀給也、仍執達如件、

正應四年三月十八日

(大友親時) 前因幡守 (花押)
(少式登家) 沙弥 (花押)

滿家院地頭代殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一九三七号文書ト同文ナリ)

〇五七 島津久時久經築地役覆勘状

(貼紙) 卷三代

宮崎役所築地事、滿家院内比志嶋・西俣・河田・前田以上四ヶ名分、伍丈壹尺肆寸被勤仕了、仍之狀如件、

建治三年 正月廿七日
(三代久經初名) 久時 (花押)

比志嶋太郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一七八〇号文書ト同文ナリ)

〇五八 宮崎警固番役覆勘状

(貼紙) 二

異國警固宮崎番役事、自二月二日至于五月一日、被勤仕了、恐々謹言、

弘安四年五月一日 右衛門尉 (花押)

日四嶋代河田右衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八三〇号文書ト同文ナリ)

〇五九 比志嶋時範軍忠状

(貼紙) 三

薩摩國御家人比志嶋五郎二郎源時範□□□□_(謹言)

欲早依合戰忠勤、預御注進子細事、

副進

自大炊亮殿所賜證狀案文

件條、去年六月廿九日蒙古人之賊船數千余艘襲来壹岐嶋

時、時範相具親類河田右衛門尉盛資、渡向彼嶋令防禦事、大炊亮殿御證狀分明也、次月七月七日鷹嶋合戰時、自陸地馳向事、以同前、爰時範依合戰之忠勤、爲預御裁許、粗言如上件、

弘安五年二月日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八三六号文書ト同文ナリ)

〇六〇 中沼島津長久証状

(貼紙) 四三代

當國御家人比志嶋五郎次郎時範令申□□□□戰之間事、去年六月廿九日、五郎次郎并親類河田右衛門尉盛資相共、

罷乘長久之乘船、渡于壹岐嶋候事實正候、同潤七月七日、鷹嶋合戰之時、五郎次郎自陸地馳向候之条、令見知候了、若此條爲申候者、日本國中大小神爵可能蒙長久之身候、恐惶謹言、

弘安五年四月十五日

大炊助長久

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八四〇号文書ト同文ナリ)

〇六一 島津忠宗宮崎警固番役覆勘状

（貼紙）
五

宮崎警固番役事、自今年正月一日至四月晦日、以代官被
勤仕候早、仍執達如件、

弘安八年五月一日

忠宗（花押）

満家院比志嶋入道殿

（本文書ハ、「旧記雜録前編」一八六五号文書ト同文ナリ）

(付札)
 忠宗公御真筆御
 初諸古文書類ノ卷
『七卷ノ内』
 (裏書)
 五拾八通

〇六二 島津忠宗宮崎石築地役覆勘状

(貼紙) 卷

滿家院内比志嶋分宮崎石築地事、五丈壹尺四寸、最前被勤仕畢、仍執達如件、

弘安七年
 後四月廿一日

(マ)
 宗忠 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」八五二号文書ト同文ナリ)

比志嶋太郎殿

〇六三 導願讓状

(貼紙) 二

沙弥導願辞

讓渡于孫彦三郎丸薩摩國滿家院内比志嶋・河田・西俣・城前田・上原藺、已上伍箇所名主職事、

右、件田島山野名主職、爲導願重代相傳之當知行無相違、而間 關東御下文已下調度文書等不殘一紙之、讓渡于彦三郎丸畢、但於方々公物并御年貢等者、任先例、可令勤仕也、以此旨、永代無相違、可令領掌之狀如件、

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」八六〇号文書ト同文ナリ)

弘安七年十一月十九日 沙弥導願 (花押)

〇六四 島津忠宗警固番役覆勘状

(貼紙) 三

要害警固役事、三箇月西俣又三郎勤仕候了、恐々、

正應二
 十二月十五日

忠宗 (花押)

比志嶋孫太郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」九二八号文書ト同文ナリ)

〇六五 島津忠宗警固番役覆勘状

(貼紙) 四前

要害警固番役事、勤仕如件、

正應三
 十二月十五日

忠宗 (花押)

比志嶋孫太郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」九三九号文書ト同文ナリ)

正應四年六月四日

左衛門尉(忠亮)在判

比志嶋孫太郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」九四〇号文書ト同文ナリ)

〇六六 鎮西探題奉行人連署奉書

(貼紙)
四中

大隅國吉原又次郎俊平申薩摩國滿家院内比志嶋・西俣以下村之事、可注申知行由緒之由、觸孫太郎可召給散狀之旨、先度觸申之處、于今無音云々、何様事哉、可承左右候、仍執達如件、

正應四年五月廿七日

(大友親時)
前因幡守在判
(小式部丞)
沙弥在判

謹上 下野三郎左衛門尉(忠家)殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」九三九号文書ト同文ナリ)

〇六七 島津忠宗書下

大隅國吉原又次郎俊平申比志嶋・西俣以下村之事、重御奉書并訴狀案文等如此、之事先度相觸之處、于今不及散狀云々、何様事哉、早令參對、可被明申之狀如件、

〇六八 薩摩國守護代本性要害警固番役覆勘状

(貼紙)
四後

要害警固役事、西俣六郎殿被勤仕候了、恐々謹言、

正應四年
十二月廿三日

(酒匂)
本性(花押)

比志嶋孫太郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」九四九号文書ト同文ナリ)

〇六九 源忠範着到状

(貼紙)
五前

薩摩國御家人比志嶋孫太郎忠範、去五月三日就關東早馬下着事、令騷動候之由、於在國雖承及候、遠國候之上、折節所勞候之間、不馳參、于今遅々仕候、所勞依減少仕候、令參向仕候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

正應六年六月十三日 源忠範

承了(兼時) (花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」九八一号文書ト同文ナリ)

〇七〇 島津忠宗警固番役覆勘状

(貼紙)
五後

警固番役事、三ヶ月被勤仕了、仍執達如件、

永仁元

十二月晦日

忠宗 (花押)

比志嶋孫太郎殿

(貼紙)
四代忠宗御年四十三之御時御書也、

(本文書ハ「旧記雜録前編」九八四号文書ト同文ナリ)

〇七一 島津忠宗警固番役覆勘状

(貼紙)
六

警固事、自六月至七月被勤仕了、仍執達如件、

永仁二

七月卅日

忠宗 (花押)

満家比志嶋太郎殿代

(貼紙)
四代忠宗御年四拾四之御時御書也、

(本文書ハ「旧記雜録前編」九九〇号文書ト同文ナリ)

〇七二 少式覚恵博多津番役覆勘状

(貼紙)
七

被下 關東御教書候異國警固事、自去六月廿四日迄今月

廿四日、博多津番役被勤仕候了、恐々謹言、

七月廿五日

(盛寛)

覺恵(少式覚能) (花押)

薩摩國干嶋太郎殿代河田右衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」九九五号文書ト同文ナリ)

〇七三 島津忠宗警固番役覆勘状

(貼紙)
八前

警固番役事、以代官被勤仕候了、仍執達如件、

永仁六

十二月一日

忠宗 (花押)

比志嶋孫太郎殿

(貼紙)
四代忠宗御年四拾八之御時御書也、

(本文書ハ「旧記雜録前編」一〇三〇号文書ト同文ナリ)

〇七四 源忠範讓状

(貼紙)
八後一

源忠範謹辞

讓渡嫡子彦一丸薩摩國滿家院内比志嶋・河田・西俣・
城前田・上原蘭、已上五箇所名主(職事カ)□

右、件五箇所名主職者、忠範之重代相傳所領也、然間、
調渡(マ)文書不殘一紙、彦一丸仁讓渡(畢カ)□、但於有限御年貢・
公物等者、任先例、可令勤仕也、以此趣、無永代相違、
可令知行狀如件、

正安元年八月 日

源忠範(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編一」一〇三六号文書ト同文ナリ)

〇七五 源忠範置文

(貼紙)
八後二

ゆミやとる身ハ、おほやけわたくしにつけて、定しせ
んの事いてきたるあひた、そんちのために(かきカ)□をく所
也、よくくこのむねをそんちあるへく候、

一せいの御めにたかいまいらすへからす、ようさくてん
の事ハ、たうしニたかふへからす、御一このほどは、
御はからいにしたかふへき也、

一中はらのあま御せんの御事、もしの事もあらん時ハ、

ひしゝまの内下しやうふたにの水田、ならひにそのさ
んやらにおきてハ、あま御せんの一このほどハ、よう
さくてんにまいらすへき也、但そのハほりの内たるあ
ひ(たカ)□、せんれいより御くうしあひいろはす、水田さん
やのはうくくのなし物ハ、ひこいち丸かさたとして、
わきまへかわるへき也、但大事のさくれうなんどのい
てきたらん時ハ、あんないを申へし、

一女房の分、くきの山五段、白木山五段、上しやうふた
に五段卅、同所のさんやハ、年來つくりきたるふん
也、又るそのにハ、いや二らうかやしき、せいたらう
めかその、かのそのくハ、ねんらいのほりのたるう
ゑハ、御公事あひいろはす、水田にをいてハ、かきり
ある地頭米・かちし・さくれうまでもはふきあつへき
也、但もしふほうのきあらハ、はうれいにまかせてあ
つへからす、

一所存あるにて、おとゝにわうまろ・いもうとゝもの
なかにも、一段たりといへとも、わけあたへさる所

也、もしかれらか中に、わうけんのしんいてきたて、
自筆の状とかうして、子細を申といふとも、もちうへ
からず、この状よりほかハ、いさゝかのせうそくまで
も、たれくの中(にもカ)かきおかさるもの也、

一五かミヤうさうはくの事、

こほけうの御ハうの状文に、めいはくなりといへど
も、そんなのために申おく所也、あん内をしらさる人
ハ、はしそりやうと申なり、そのきにハあらず、ひ
らた□くわんとある事、ゆつりしやうのほか、内とか
きおかれたる物候にミへたり、かつハこほさつハうの
故道願ニ、まこゆつりに、かなをもてゆつられたる状
文にもミへたり、しかりといへども、ゆめくかの入
くす忍くまでも、ゐこんあるへからず、ことなる
ふほうあらん時ハ、したしくうとく、かの人くのか
たにうとからさらん人に申あはせて、けうくんをせさ
すへき也、なをもてせういんなくハ、申におよはず、
このてうくくあんのとをりそんなのために、わざと
かなをもてかきをく也、さたのならい、時による事に

候へハ、ちかふ事もそ候はんすらん、かねてし(るにカ)お
よはす候、もしそのきなく候ハ、ゆめくこのき(をカ)□
そむかるましく候、あなかしこく、

正安元年八月 日 源忠範 (花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編」一〇三七号文書ト同文ナリ)

〇七六 薩摩国守護奉行人連署奉署

(貼紙)
九前

比志嶋石築地裏加佐并破損事、先度自惣領成其功之處、
末子難澁之由、雖被申之、重破損貳丈、猶以自惣領被經
入、有末子難澁者、以使可有其沙汰之狀如件、
嘉元四 阿忍 (花押)
正月廿八日 本性 (花押)

比志嶋殿

(本文書ハ「旧記雑録前編」一一二〇二号文書ト同文ナリ)

〇七七 院方舍人饗料請取状

右衛門尉紀基員

院御方催十八人

饗祈腰差酒肴一具事、

右、任先例、所請取如件、

應長元年閏六月 日

〔貼紙〕
九 後一

久吉 (花押)

守里 (花押)

行吉 (花押)

守弘 (花押)

光貞 (花押)

利里 (花押)

久成 (花押)

重安 (花押)

重吉 (花押)

末吉 (花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一四四号文書ト同文ナリ〕

○七八 殿下方舍人饗料請取状

右衛門尉紀基員

〔貼紙〕
九 後二

殿下御方藏人所小舍人廿人

饗祈腰差酒肴座飯五石五段^{アツ}

右、任先例、所請取如件、但家弘沙汰也、

應長元年閏六月 日

清國 (花押)

成重 (花押)

家弘 (花押)

清行 (花押)

重元 (花押)

有弘 (花押)

友行 (花押)

友重 (花押)

友氏 (花押)

重弘 (花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一四六号文書ト同文ナリ〕

○七九 某饗料請取状

〔貼紙〕
九 後三

〔十二人〕

饗祈腰差酒肴一〔具事カ〕

右、任先例、所請取如件、

應長元年閏六月 日

光吉 (花押)

光久 (花押)

員 (花押)

安 (花押)

末徳 (花押)

元貞 (花押)

〔花押〕

為貞 (花押)

〇八〇 殿下方府生家弘書状

(貼紙) 九 後四

右衛門殿六方めんふミとりしたゝめ候て、府生二郎家弘かきたとして、とりてまいらせ候、このうへわつらひ候ましく候也、わつらひ候ハ、家弘あきらめ申候へし、宿所あやのこうちからす丸よりにし、オミより二めきたのつらにて、府生二郎と、御たつね候へし、仍如件、

應長元年閏六月 日

殿下御方府生二郎家弘(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一一四七号文書ト同文ナリ)

〇八一 薩摩国守護代本性警固番役覆勘状

(貼紙) 十 前

警固番役事、被勤仕候了、仍執達如件、

延慶三
十二月十五日

(酒匂) 本性(花押)

比志嶋孫太郎殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一一三七号文書ト同文ナリ)

〇八二 僧栄秀請文

就比志嶋孫太郎忠範掠訴、被成下候去三月一日御教書案・同四月廿四日使節御催促状、謹拜見仕候早、抑前田并馬越田地屋敷事、於馬越田箇者、令沽却于河田右衛門太郎佐清早、至于前田者、守護方押領之間、當時所及訴訟候也、其子細當知行仁等可明申候歟、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

正和元年六月十日

僧栄秀請文
在裏判

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一一五〇号文書ト同文ナリ)

〇八三 鎮西御教書(本文ヲ欠ク)

(貼紙) 十 後

正和二年六月十日

前上総介御判
(政類)

下野前司入道殿
(忠孝)

〇八四 鎮西御教書

(貼紙) 十一

薩摩國比志嶋孫太郎忠範申城前田事、重申狀如此、先度

催促之處、無音云々、太無謂、來月廿日以前可被申左右

正和三年十月十九日

音輔在判

違期者、殊可有其沙汰也、仍執達如件、

尚信同

正和二年七月十七日

(政願)
前上総介御判

(忠孝)
下野前司入道殿代

(忠孝)
下野前司入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一一七九号文書ト同文ナリ)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一一六〇号文書ト同文ナリ)

〇八五 鎮西御教書

〇八七 鎮西探題奉行人連署奉書

薩摩國比志嶋孫太郎忠範申城前田事、重申狀如此、下野

比志嶋孫太郎忠範字有憚申薩摩國城前田事、重申狀如此、
爲被續訴陳、可參對之由被仰之處、難澁云々、來十五日
以前、可被申散狀、仍執達如件、

前司入道不應度々催促之間、可尋注進實否之由、被仰了、

正和三年十一月三日

音輔在判

也、仍執達如件、

(忠孝)
下野前司入道殿代

尚信同

正和二年十一月廿日

(政願)
前上総介御判

(渋谷重雄)
下総權守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一一六四号文書ト同文ナリ)

〇八八 鎮西探題奉行人連署奉書

比志嶋孫太郎忠範字有憚申薩摩國城前田事、重申狀如此、

催促難澁之間、所遣奉行人使者也、仍執達如件、

〇八六 鎮西探題奉行人連署奉書

比志嶋孫太郎忠範字有憚申薩摩國城前田事、重申狀如此、

正和三年十一月廿日

音輔在判

可續訴陳狀云々、早帶具書正文、可被其節(遠脱之)、仍執達如件、

尚信同

下野前司入道殿代

(本文書ハ「日記雜錄前編」一一八一号文書ト同文ナリ)

〇八九 薩摩国守護代本性裁許狀

(貼紙) 十二

薩摩國滿家院内上原三郎基(員与カ)同院中俣弥四郎入道、
證相論師若女事、

右、訴陳具書雖多子細、所詮、基員則彼女女爲相傳(所從之カ)

處、現在道證許之間、可出度之由相觸(渡カ)、可返与之旨

乍出返狀、于今不糺返之條、無謂之由申之、道證又返狀

事不審也、披見正文之時、可申子細之由陳之、爰如基員

(所進カ)二月十日時延慶道證成能狀者、抑今度元爲相尋能狀者

下人弥次郎男許候之由、承及候、善悪可進候云云、於彼

狀者不審之由、道證雖申之、披見正文之時、道證承伏

畢、但件女(返カ)遣基員許之後、(多年召仕美否カ)可被尋(近隣カ)輩

之由、道證令申之間、當院名主比志嶋孫太郎・西俣又三

郎等當參之間、可被尋問之旨、基員令申之處、爲敵方之

由道證通申之上、不立申自余證人欵、此上者、任返狀承

伏□可令糺返彼女於基員方也、次惡口由事、基員者對道

證爲非分身之由申之、道證者、(以基員爲稅所令即從カ)稱

之、而如基員所進當院正地頭大隅禪門御下知并稅所介篤

秀・篤胤等狀者、能基基員爲義祐代(官)曾祖父知行當院郡司職

之時、依地頭代非法事、令訴申之刻、宛能基身、預正地

頭下知狀畢、隨義祐・篤秀・篤胤三代之間、自能基至基

員、代雖有數通狀、郎從之禮儀(無之カ)、二月二日

付正和、(舊風カ)狀者、上原三郎入道頼念爲養子讓得上原屋

敷一所、當知行事、兼存知候早、且被帶比志嶋孫太郎忠

範狀之上者、不可有後日煩候也云云、稱頼念者當院一分

名主也、基員自幼少被取養、彼頼念讓得屋敷之条、證文

顯然之上、一族輩中篤茂以來、代給關東御下文畢、爲

彼子孫等于今院內現在之處、道證以基員爲稅所介郎從之

由、載訴狀之条、雖似過言、基員先祖爲無足不知行各

(別之上カ)爲稅所介代官之條、無異論之間、惡口之篤、相

互雖申子細、非沙汰限之狀如件、

正和二年九月十日

沙弥本性(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」一五七号文書ト同文ナリ)

〇九〇 源氏女代義行和与状

(貼紙)
十三

和与

さつまのくにみついへのみんひしゝまのまこ太郎たゝ
のりと、河田うへもん太郎□はかさいちよミなもと
のうちの女とさうろん□河田ミやうのうちかきもと田
いちやうならひにそのいしよの事、

右、たそのゝ事によて、さうろんをいたし、そちんにつ
かうといへとも、和よのきをもてきたをやめ、かのたそ
のハ、こう安八年四月廿九日たうくわんのゆつり狀にま
かせて、きやうこうたゝのりいらんけいハくあるへから
さるよし、和よせしめ、かつハ御かうしにいたてハ、河
田ミやうのうちてんえんたるうへハ、かのミやうにあい
くわゝて、きんしすへきよし、をなしくちゝやうせし
め、和よ狀をいたさるゝうへハ、しこんいこ、たかいニ
いろんあるへからさるものなり、よて爲後和よ狀如件、

正和二年十一月廿一日

ミなもとの氏女代義行

(本文書ハ「旧記雜録前編」一五六号文書ト同文ナリ)

〇九一 源忠範和与状

(貼紙)
十四

かわたのミやう并むまこへ田ゑん及かきもとの田やしき
以下、當ぬんそうちとうさた、さいつようとうしやうふ
たにのしゝ内てんちらの事、さうろんをいたし、そちん
につかうといへとも、わよのきをもて、きたをやめ候、
わよ狀をしかへ候了、これによて、せに貳拾五貫文、明
年正月中に給候へきよしの御狀を給候ぬ、そのほかせい
あのあま御せんのおすこの米いちはいふん拾四石四斗弁ら
れす候によて、うたへ申され候へとも、かのわよのうち
にこんして、きたをやめられ候ぬ、たゝしもしこのてう
くわよちゝやうの中に、御けちをなされ候ハさらんい
せんに、一事たりといふとも、わよちゝやうのへんをや
ふて、忠範いき申候ハ、かのけいやくのようとうハ、

御わきまへあるへからず候、又御きた候とも、いちはいをもて、かへしまいらせ候へく候、又すこの米ももどふミにまかせて、一はいのふん弁候へく候、かくのことくちゝやうしなから、わよのへんをへんかいのきをそんし、やくきの内ニようとう御きた候はんを、うけとらす候て、いきを申候ハ、御けちにしさいを申ましく候、又やくそくの日けんすき候ハ、御けちなりて候とも、やふるいわれをもて、ほんそのあんニまかせ、さたあるへく候あいた、かの御下ちハめしかへすへく候也、よて爲後日之狀如件、

正和二年十一月廿八日 源忠範(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一六六号文書ト同文ナリ)

〇九二 西俣久盛和与状
わよす

ひしゝまのまこたらう忠範とにしまたの又三らう久盛とさうろんさつまのくにミついへのみんにしまた名のこうし大小公事・けいこ石ついち・そうちとうさたき

いつようとうの事、

右、条とさうろんニをよふ^(といへともわよのきをカ)もて、そせうをやめ給候、わよ狀をいたし^(給候カ)うへハ、きやうこうたかにいろんあるへか^(らすカ)候、よて爲後代和与狀如件、

正和貳年十二月^(廿五日カ) 源久盛(花押)

^(貼紙)
十五

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一六六号文書ト同文ナリ)

〇九三 鎮西下知状

^(貼紙)
十六

薩摩國御家人比志嶋孫太郎忠範申同國邊牟木房禪慶出舉米對捍事、

右、如忠範申者、彼米去延慶四年禪慶令借用之處、不弁^(所止訴カ)間、属當國守護人下野前司入道と義、雖可觸訴、依爲當敵^(借カ)訟也云々、如所進延慶四年四月廿一日禪慶借書者、米二石八升^(借カ)請也、秋時加六利可弁之、但質券仁波下人菊重法師・同娘□王以上三人所書入也、若十二月過

者、彼下人共永代可引流云々、爰禪慶背度と召文、不參決之間、以石堂又次郎入道并□□四郎親治、尋問難澁實否之處、如親治執進正和二年七月二日□□請文者、忠範澁訴事、使節催促之外不付召文、本解□□違背之由掠申之條、招奸曲之咎欵、而禪慶不弁出舉□□旨雖申之、胸臆浮言之間、難存知之上者、非沙汰之限、所詮、□□本解狀、可進上巨細陳狀云々者、禪慶就使節催促、雖捧□□(散狀カ)于今不及參對之條、難遁難澁之咎欵、然則任忠範出帶□□文、以一倍可令糺返矣者、依仰下知如件、

正和四年五月十二日

前上総介平朝臣(改駁)(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一八四号文書ト同文ナリ)

○九四 沙弥了惠請文

(貼紙)
十七

正八幡宮御造營、薩摩國滿家院(役所西カ)廊二間内、比志嶋・西俣・河田三ヶ名分役□□檜皮作事、被勤仕候早、舟壁金物連子□□未勤、而如役人問答者、所當院相當造營田

□□比志嶋名十分一、西俣名同前・河田名十六分一、皆濟(用カ)□□途於番匠大工檜皮工早、仍兩大工請取先□□、然者於舟壁金物綠青等用途者、所此□□、若當院郡司彼三ヶ名分役多少論申□□雖爲何ヶ度、可致其明之由、去々年正和三ヶ□□名主等被入置押書狀候早、且役人訴狀□□押書狀、番匠檜皮工等請取案等相副、目錄□□封付目、爲御不審進覽之、以此旨、可有御(被)露候、恐惶謹言、

正和六年四月廿五日 沙弥了惠(花押)

進上 山田次郎入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一九八号文書ト同文ナリ)

○九五 沙弥道助和与状

(貼紙)
十八

依出舉并預米事、道助与比志嶋孫太郎忠範、番訴陳、雖及上裁、以和与之儀、止訴訟畢、但訴陳出舉以下請文等者、博多代官大隅七郎忠幸帶持之間、於博多相互取替和与状、可被申賜御下知候、如此於國乍令和与、一方指違背和与之儀、令子細申時者、可被申行別罪科候、仍和与

之狀如件、

文保元年六月廿三日

沙弥道助(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一・二二〇七号文書ト同文ナリ)

ふんぼうくわんねん六月廿三日 源忠範(花押)

ちやくし義範(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一・二二〇八号文書ト同文ナリ)

〇九六 源忠範讓狀

(貼紙) 十九

但他人ニコキヤクの時ハ、ほんりやう主のきたるへき也、

□つりわたす、しやていせうハうの所ニ、さつまのくに

満家のるんの内、ひしゝま□ひらかくらいやたらう入

道かいやしき一所の事、

□^(右)のやしきハ、忠範重代さうてんの所りやう内也、しか

るを同きやうたいたりといへとも、ほうこうのちうをい

たすあひた、ゆつりあたうる所也、此上ハ、すゑくニ

いたるまで、ほん主ときやうはいの心なく、一ミ同心の

きを存て、るやうたいさういなくちきやうせらるへき

也、但かのやしきハ、ほりの内たる間、方々の御公事

等、あひいろハさる所也、よてこうせうのためニ、ゆつ

り狀如件、

〇九七 比志島忠範重申狀

(貼紙) 廿

薩摩國比志嶋孫太郎忠範重言上

下野前司入道と義代津性問答難澁間、先御代於石垣五

郎音輔奉行、雖被成數ケ度御書下、□^(遂不カ)叙用、于今

無音上者、被経嚴蜜御沙汰、欲蒙御裁□^(許カ)城前田間事、

副進

一通 御書下案数通略之、

件条、本訴陳狀等具也、而津性恐自科、問答難澁之間、

□^(難カ)被立奉行入使者、于今無音之上者、被経急速御沙汰、

□^(急カ)御成敗、重言上如件、

文保元年七月

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一・二二〇九号文書ト同文ナリ)

○九八 鎮西下知狀

〔貼紙〕
廿一

薩摩國比志嶋太郎入道道願女子源氏与同〔 〕孫太郎忠
範相論、當嶋太丸田壹町貳段屋敷壹箇所事、

右、相番訴陳之處、兩方令和与早、如氏女代頼念〔 〕

六日狀者、源氏女帯故比志嶋太郎入道道願亡父弘安八年

四月廿八日讓狀令知行之處、忠範爲惣領、應長貳季正月

日經上訴雖加、難破於彼狀、實證勿論之上、爲叔姪依不

可有確執、被出和与狀訖、如此相互令和平之後、及違乱

濫訴之儀者、可被申行別罪科云云、如忠範同日狀者、子

細同前者、此上不及異儀、互守彼狀、不可有相違者、

〔 〕下知如件、
(依仰カ)

文保元年九月二日

遠江守平朝臣(陸傳) (花押)

(本文書ハ、旧記雜錄前編「一二二六号文書」同文ナリ)

○九九 薩摩国守護代本性請取狀

〔貼紙〕
廿二

請取 滿家院内比志嶋名分字佐弥勒寺用途并米事

合 錢 陸貫肆拾伍文
米 參斗捌升捌合七夕 代錢四百文

右、請取如件、

文保元年九月十四日 本性 (花押)

(裏書)
皆濟勘定早 (花押) 〔 〕

(本文書ハ、旧記雜錄前編「一二二七号文書」同文ナリ)

○一〇〇 鎮西下知狀

大隅大炊助三郎〔 〕(入國) 法師(法名カ) 代忠幸与薩摩國比志嶋孫

太郎忠範相論出舉并預米等事、

右、就訴陳狀、擬有其沙汰之處、兩方出和与狀畢、爰如

去八月十六日忠幸狀者、件米等道助爲訴人雖訴申、以承

諾之儀、所令和与也、仍彼請文正文不殘一通返与忠範

畢、若存變改及濫訴者、可被行別罪科云云、此上〔 〕(者カ) 向

後相互可守彼狀也者、依仰下知如件、

文保元年九月十九日

遠江守平朝臣(陸傳) (花押)

〔貼紙〕
廿三

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇二二八号文書ト同文ナリ)

〇一〇一 鎮西御教書

(貼書) 廿四

意信代 (行兼法師カ) 大隅國下木田村 (内田カ) 地以下事、重訴 (狀如カ) 此、訴陳 (參差カ) 問、可參決 (之旨カ) 可相觸別府彦三郎光實之由、被仰了、不日可被執進請文、爲無音 (者カ)、載起請之詞、可被注申、仍執達如件、

文保三年三月十日 (二カ)

前遠江守 (隨時) (花押)

比志嶋孫太郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇二二一号文書ト同文ナリ)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇二二九号文書ト同文ナリ)

〇一〇二 鎮西御教書

(貼紙) 廿六

比志嶋孫太郎忠範代義範申薩摩國比志嶋以下事、重申狀如此、爲訴人不終沙汰之篇下國云々、所詮、來月十五日以前可被明申也、仍執達如件、

元亨二年六月十二日

修理亮 (英時) (花押)

下野三郎兵衛尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇二三〇号文書ト同文ナリ)

〇一〇四 比志島忠範代義範重申狀

(貼紙) 廿七

薩摩國比志嶋孫太郎忠範代義範重 (言上カ)

(爲) 同國滿家院惣地頭下野三郎 (兵衛尉美忠カ) 代津性、乍訴人、願無理、問答難 (間、背カ) 御教書御書下、無音上者、任定法、以違 (背之痛カ) 經御沙汰、比志嶋以下五ヶ所并条

々非 (爲)

牛屎新平二付休足重可被預置之由、沙汰候也、仍執達如件、

元應二 十月卅日

本性 (花押)

比志嶋孫太郎殿

副進

一通 御教書目余略之、

右、巨細言上先畢、而實忠代津性、令違背度^(御之)教書御書下、難澁至極之上者、爲被經急^(速御沙汰)、言上如

件、

元亨二年九月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三〇七号文書ト同文ナリ)

〇一〇五 鎮西御教書

□^(守カ)護人□^(退カ)座之間、所有^(其沙汰カ)也、彼女者相傳所^(從)□^(嫁カ)大隅

國蒲生彦太郎□^(宗カ)清所領蒲生□^(院弥カ)太郎大夫□年并□之

處、近年對捍□^(訴申、仰カ)間□^(宗カ)宗清元應二年□月以後、度々遣

召文、□^(太郎カ)年六月六日以別府彦□^(者カ)光實、重催促^(之勉カ)、

如執進宗清代直清同八月廿九日請文□^(者カ)、義範申千与王女

同女子等事、如此名字之族□^(不カ)存知云々、同十一月宗清以

代官高清□^(召仕カ)如狀者、弥太郎大夫妻女爲下人之證

據、何□^(役カ)年弁來役祈之旨、構申不實之上者、不□^(召仕カ)條

承伏也云々、始則不存知之由申之、後弁□^(役カ)祈不實之旨論

申畢、涉兩舌之上、今年□^(八)月十一日義範進二問狀之處、

高^(婦カ)清不終沙汰之篇□^(難)國畢、□^(難)遁難澁之咎、然則於彼女母

子者、可^(去カ)□^(去カ)渡于忠一矣者、依仰下知如件、

元亨三年十一月廿五日

廿八

修理亮平朝臣^(実時カ)(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三八号文書ト同文ナリ)

〇一〇六 比志島忠範代義範重申狀

薩摩國比志嶋孫太郎忠範代義範重言上

當名惣地頭下野□^(三郎)兵衛尉實忠違背數ヶ度御教書、不

及參陳間、雖被仰使節澁谷新平次、依令引汲論人欵、

不申是非散狀上者、仰他人被經□^(殿カ)蜜御沙汰、欲蒙成□^(殿カ)

當名内苧麦狼藉事、

副進

一通 御教書案目余略之、

右、巨細度々言上畢、爰□^(實カ)忠顧無理、違背度々御教書、

不及是非散狀之間、雖被仰使節澁谷新平次、尚以□^(無言條カ)

引汲論人故欵、適^(實カ)□忠當參之上者、仰別使節、被經嚴蜜

御沙汰、爲蒙御成敗、重言上如件、

元亨三年□月 日

〔貼紙〕
〔三十九〕

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三二号文書ト同文ナリ)

比志嶋孫太郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四二二号文書ト同文ナリ)

○二〇九 島津道鑑書状

〔貼紙〕
〔三十二〕

いさる御□申へく候、

ふんこの三郎□方へくんせい^(テカ)の事、明後日ハこれへ□

候へく候、それま□御ま^(入候カ)ち候ハ、悦□ふん御返候ハ

、な□^(んカ)きたるへく候、なをく明後日□^(にはカ)せいつくへ

く候、構くそれまで御まちあるへく候、あなかしく、

十一月廿日 道鑑(花押)

比志嶋孫太郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四二二号文書ト同文ナリ)

○二一〇 鎮西御教書

〔貼紙〕
〔三十三〕

薩摩國覺嶋郡司貞澄代内田右衛門太郎實澄申、下人乙次

郎^{今者}平六事、止訴訟之由、出帶實澄狀之間、尋問實否之處、

○二〇七 沙弥某書下

〔貼紙〕
〔三十〕

大隅三郎忠國申負物事、去六月七日御教書如此、早任被

仰下之□^(旨)、可被注進所領分限候、仍執達如件、

元亨四年八月廿三日 沙弥(花押)

比志嶋孫太郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四〇五号文書ト同文ナリ)

○二〇八 島津貞久書下

〔貼紙〕
〔三十一〕

今度騒動之間、參津事承候了、仍執達如件、

元亨四 十一月十日 貞久(花押)

如今月十六日實澄狀者、上原三郎基員拘借乙次郎一類之間、雖及上訴、以承諾之儀、止訴訟早云々、此上不及異儀之由、可被相觸基員也、仍執達如件、

正中二年十月廿五日

修理亮(英時) (花押)

稅所介殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四五四号文書ト同文ナリ)

〇一一一 鎮西御教書

(貼紙)
三十四

薩摩國滿家院雜掌申所務年貢事、訴狀如此、子細見于狀、早可明申候、仍執達如件、

嘉曆元年七月廿一日

修理亮(英時)御判

比志嶋孫太郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四七〇号文書ト同文ナリ)

〇一二二 薩摩国守護代本性書下

(貼紙)
三十五

造勝長壽院并建長寺唐船勝載物京都運送兵士事、薩摩國

地頭御家人可催進旨被仰下畢、早致其用意可被參勤候、仍執達如件、

嘉曆元
九月四日

本性 (花押)

比志嶋入道殿代

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四七二号文書ト同文ナリ)

〇一一三 比志島仏念代義範申狀

(端裏書)
(貼紙)
三十六

(端裏書)
比志嶋孫太郎入道代申 嘉曆元
十廿

薩摩國比志嶋孫太郎入道佛念代義範謹言上、

号入來院地頭代、貞雄對于仏念申成御教書由雖承及、不付本解狀并御教書、令隱蜜上者、任□被成下返御教書、被究明掠訴、欲蒙御成敗、諸三郎童鬼太郎男平三郎并次郎檢校所當米由事、

右、彼貞雄書載比志嶋孫太郎忠範名字於訴狀訴申由、雖承及、不付本解狀、刺忠範法名念代義範當參時者、不及出仕、不對揚上者、急速召給本解狀、爲申□貞雄非據掠訴、言上如件、

嘉曆元年十月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四七三号文書ト同文ナリ)

〇一一四 鎮西御教書

(貼紙) 三十七

薩摩國比志嶋孫太郎入道佛念代義範申所當米事、申狀如此、爲訴人、不終沙汰篇云々、來月五日以前、可被明申之狀如件、

嘉曆元年十月廿日

(笑時) 修理亮(花押)

入來院地頭代

(貞雄)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四七四号文書ト同文ナリ)

〇一一五 伊集院忠国・道助連署用途請取狀

薩摩國比志嶋孫太郎忠範今者出家与大隅助三郎忠國于時大

相論、借用(途伍カ)拾貫文事、忠國雖預御下知、彼用途被致

弁候上者、向後止訴訟早、仍請取狀如件、

嘉曆貳年六月十日

忠國(花押)

道助(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四八〇号文書ト同文ナリ)

〇一一六 鎮西御教書

(貼紙) 三十九

薩摩國比志嶋孫太郎入道佛念申、大隅國蒲生(又カ)太郎宗清今者不札返所從千与王女母子事、請文披露之處、宗清不道下知違背咎之間、所被分召所領五分壹也、於所從等者、任先下知狀、可召渡之旨、重相觸之、載起請之詞、可被(注カ)申、仍執達如件、

嘉曆二年八月廿九日

修理亮(花押)

祢寝郡司入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四八四号文書ト同文ナリ)

〇一一七 比志島仏念代義範重申狀

(貼紙) 四十

薩摩國比志嶋孫太郎入道佛念代義範重(言上カ)

号滿家院雜掌、令抑留比志嶋名年貢延慶以來由、及掠訴間、帶每年不闕返抄雖捧、(怒カ)于無理、爲當參身不及

出仕、不請取陳狀^(上カ)者、任定法被弃捐掠訴、欲預御裁許、當名年貢抑留不實事、

右、雜掌解云、去延慶三年以來所務抑留年貢七十余石以下濟物等、不致其弁之由、及不實掠訴之間、帶每年不闕返抄等、雖捧陳狀、乍爲當參之身、至于四ヶ月不請取彼狀之上者、被弃捐掠訴、爲預御裁許、重言上如件、

嘉曆二年閏九月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一四八五号文書ト同文ナリ)

〇一一八 伊集院忠國請文

(貼紙) 四十一

比志嶋孫太郎入道佛念代義範^(申カ)錢貨事、如被仰下候者、如佛念申、罪名以前令弁償、帶請取云々、詮取、此有御評定以前、於在國致其弁候之^(聞)、出与請取狀候之條、不及子細候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

嘉曆參年六月十七日

藤原忠國請文

「大隅助三郎請文」

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一四九六号文書ト同文ナリ)

〇一一九 鎮西御教書

(貼紙) 四十二

薩摩國比志嶋孫太郎入道仏念代義範申、所從千与王女母子事、重申狀如此、早召渡其身、帶返^(抄カ)者、可持參之由相觸蒲生彦太郎入道、載起請之詞、可被注申、仍執達如件、

嘉曆三年六月廿三日

修理亮^(英時)(花押)

祢寢郡司殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一四九七号文書ト同文ナリ)

〇一二〇 鎮西御教書

(貼紙) 四十三

大隅助三郎忠國申^(錢カ)貨事、如今年六月十七日忠國請文者、佛念致弁之留出請取狀之條、無子細云々、此上^(不及カ)、吳儀、可存其旨也、仍執達如件、

嘉曆三年八月廿五日

修理亮^(英時)(花押)

比志嶋孫太郎入道殿

〇二二一 鎮西御教書

(貼紙)

四十四

薩摩國比志嶋孫太郎忠範申、千与王女母子事、重申

(狀如)

此、蒲カ

生彦太郎背度と下知之由相觸之、

載起請之詞

(可被注申カ)

、仍執達如件、

(嘉曆カ)

四年十二月十日

修理亮

(英持)

(花押)

□郷三郎右衛門入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一五三九号文書ト同文ナリ)

(付札)
諸古文書類ノ卷
「七卷ノ内」

(裏書)
參拾貳通

〇一二二 入道西念讓狀
入道西念讓渡

薩摩國滿家院内限四至字八郎大藏義平處分事、
四至

東限由須乃木乃中尾大路 南限土呂木限滿家迫

西限面松并結松行元頂乃藤山 北限千加尾峯頂

右、件所領田畠、入道西念之相傳譜諱私領也、然而其内

子息等三人、令處分之内、自土呂木上、限四至陌陌、

限永代可領掌之由、大藏義平所讓与也、以此手次讓狀、

調備公驗、無他人之妨可領知也、子息等各一味同心、任

處分帳可領作之狀、所讓渡如件、

承安二年十二月八日

本領主入道西念在判

(貼紙)
卷〇

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四七号文書ト同文ナリ)

〇一二三 關東御教書

鹿屋院弁濟使名田

真幸院郡司名田

(貼紙) 三

滿家院郡司名田

穆佐郡司名田

南郷弁濟使名

宮里郡司名田

右、件名田等、早可令知行、兼又前(掃部頭カ)知行信濃所領、

同可令知行給者、依 右大將家仰、執達如件、

建久九年 二月廿二日カ

嶋津左衛門尉殿 (忠久)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一七九号文書ト同文ナリ)

〇一二四 將軍家政所下文

將軍家政所下 嶋津庄内薩摩方住人

補任 地頭職事、

左衛門尉惟宗忠久

右人、如本爲彼職、任先例、可令致沙汰之狀所仰如件、
以下、

建曆三年七月十日

案主菅野(景盛)在判

知家事惟宗(季美)

〔貼紙〕
四

令圖書少允清原(清定)在判

別當相模守平朝臣(義時)在判

遠江守源朝臣(親広)在判

武藏守平朝臣(時房)在判

書博士中原朝臣(師俊)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二三四号文書ト同文ナリ)

○一二五 平秀忠名簿

〔貼紙〕
五

正六位上平秀忠

右、于嶋津左衛門尉殿、依奉成志深、所令書進如件、

建保五年五月廿九日

平秀忠在判

○一二六 山門院地頭所務和与状

和与 山門院地頭所務条々

一 地頭狩倉開發事

止兩方開發、可爲本狩倉也、

一 藪等事

酒藤藪者、令安堵其身、於彼藪有限在家役并地利物等

可令弁勤之、於源次郎藪者、可爲地頭之藪、於高少野

藪者、半分者可爲地頭進止、今半分者、居百姓可取在

家役并(アトキレ)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二四六号文書・三三七号文書ト同文ナリ)

○一二七 関東下知状

〔貼紙〕
六

一 狩倉事

右、如兩方申状者、云領家分、云地頭分之役、分狩

倉事勿論也云々、然則地頭分之外、不可妨領家分之狩倉矣、

以前条々、大略如此、抑當御庄地頭得分事、已去元久元年・承元・建曆下知先畢、而地頭代等各守彼狀、可被沙汰之處、張行新儀非法之間、於事誼譚、爲庄務乱之由、雜掌所訴申也、地頭代等所行甚不隱便、自今以後者、停止自由非法、且守先下知之旨、且任當時成敗、可致沙汰之狀、依鎌倉殿仰、下知如件、

嘉録二年十二月八日

武藏守(奉時)在御判
相模守(時房)在御判

(本文書ハ「旧記雜録前編」三三八号文書ト同文ナリ)

〇二二八 関東御教書

(貼紙)
七

薩摩國豊後三郎左衛門尉忠義領荒野事、爲地頭沙汰、開發常々荒野、滅斗代、可令弁勤年貢之由、所申請也、宜爲公平欵、可被申達本所之狀、依鎌倉殿仰、執達如件、

天福元年九月廿二日

武藏守(奉時)在御判

駿河守殿(北条重時) 掃部助殿(北条時盛)

相模守(時房)在御判

(本文書ハ「旧記雜録前編」三七二号文書ト同文ナリ)

〇二二九 藤原義祐書状(二九号ト同文)

満家院内比志嶋・西俣・河田・城前田・上原但八郎入此道屋敷也所々任和与之儀、互無相違御知行候上者、別令賜安堵御下文給候事、不及左右候、但公事配分之事者、如先例、可有御沙汰候也、恐々、

寛元二年七月十五日

藤原義祐在判

(貼紙)
八 〇 上総法橋御房御返事 Δ

(本文書ハ「旧記雜録前編」四二二号文書ト同文ナリ)

〇二三〇 藤原義祐請文

(貼紙)
九

さいそひやうゑのこけくほたのあまうへ、きよく(七)□ん(七)まいり候て、よしすけにそたいのもんそハほうそたるよし、さんそう申候にて、よしすけめしふを給ハりて、

〔本文書ハ「旧記雜録前編」一六七号文書ト同文ナリ〕

〇一三二 関東御教書

走湯山造營事、莫祢兵衛入道・市來入道・谷山郡司等致
對捍云、早可令催沙汰、依仰執達如件、

建治三年九月七日

(時宗)
相模守御判

大隅修理亮殿
(入経カ)

〔本文書ハ「旧記雜録前編」一七八号文書ト同文ナリ〕

〇一三三 中公書状

こその入道ハ、御ハうにそらくなりしものなれハ、たゝ
すミもさやうにや候ハんすらんと、おほせをかふり候、
入道もいかてかそらくのきを存候へき、たとひ入道さや
うに候といふとも、おやくハおや、こハこにてこそ候
はんすれ、そのこをりのちとう御たいくわんをあつかり
まいらせ候なんニハ、いかてかかきり候ハんニてと申候、
ひんきの御ころさしことも申さて候へき、せんし候と
ころ、かけて御らん候て、まことにそらくのきを存候ハ

まいりてあきらめ申候うへ、あまうへのきしやうもんを

けさんにいれ候き、き□きこしめしひらかれ候あひた、

あんどを申候を、それニよてミつゑのあひた、ことにせ

んれいをそむき、御はうをこんそしまいらする事あるま

しく候、かきり候五十石のよね、いまにけたい候ハぬう

へ、すゑさまにもたいかん申こと候ましく候狀如件、

ほうちくわんねん十二月十九日 うちはらのよしすけ 在判

〔本文書ハ「旧記雜録前編」一四五号文書ト同文ナリ〕

〇一三一 関東御教書

薩摩國名主等、令對捍京都大番夫雜事由事、如泉庄名主
保通陳狀者、自身令勤仕番役之上者、何致夫雜事沙汰哉
云、自身縱雖勤番役、當國守護地頭兼帶也、所當公事弁
勤之田畠在家、争不勤所役哉、且傍例也、早隨分限、可
令催沙汰之狀、依仰執達如件、

文永二年五月七日

(時宗)
相模守御判

(政村)
左京權大夫御判

嶋津大隅入道殿
(忠時カ)

んとき、めしかへされまいらせ候はんニやすき事にてこそ候はんすれ、かやうの事まいりてこそ申へく候處、ミのいたはり候間、御文にて申へく候、

仁治三年

七月六日

中公在判

かつさのほけふの御房

（本文書ハ「旧記雑録前編」一四二号文書ト同文ナリ）

〇一三四 中公書状

おほせかふり候ことハ、くハしくうけ給はり候ぬ、さてハそのこほりのちとう御たいくわんをつかふまつり候ハんほとハ、いかてかたうくんに候はん、御むまのことミをきて候、又こうに申さて候へき、又ひんき候はん時の御心さしのこと、御たいくわんもつかうまつるほどにてハ、その入道のつかうまつり候しほどのことハ、いかてかつかうまつらて候へき、恐と謹言、

七月十二日

中公在判

かつさのほけふの御房

（本文書ハ「旧記雑録前編」一四一三号文書ト同文ナリ）

〇一三五 某書下

（前文キレテナシ）

奉

發之間、代と地

頭・領家御代官等、令同奉免、致方と御祈禱之

證文面、就者、至地頭得分并檢断職者、任先例、奉

寄進處也、但於大犯者、其身計於可被召渡狀、所仰

如件、

寶治二年十月三日

（貼紙）

十

（本文書ハ「旧記雑録前編」一四五九号文書ト同文ナリ）

〇一三六 関東御教書

（貼紙）

十一

京都大番事、催具 （薩摩國カ） 御家人 （等、自明年カ） 七月 （一至カ） 同十二

月晦日、可令勤任之狀、依仰執達如件、

弘長二年七月 （十日カ）

武藏守在御判 （長時）

相模守在御判 （政村）

嶋津大隅前司入道殿 （忠時）

（本文書ハ「旧記雑録前編」一八〇八号文書ト同文ナリ）

〇一三七 關東下知狀

(貼紙) 十二

可令早大炊助長久領知和泉國上條鄉五箇里、信濃國大田庄内石村南郷津野次郎丸給田屋敷、薩(家國伊集院・給契カ)院・顯娃郡・泉庄・滿家院等地頭職事、

右、任親父前大隅守忠時法師法名道佛文永二年六月二日・同三年十月十日・今月三日讓狀等滿家院者母一期之後、可令知之由載之、可令領掌之狀、依仰下知如件、

文永四年十二月十九日 相模守平朝臣(時宗)御判

左京權大夫平朝臣(政村)御判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」七〇六号文書ト同文ナリ)

〇一三八 静信申狀

(貼紙) 十三

大隅大炊助入道代沙弥静信謹言上

欲早賜御書下、奉付薩摩國守護所、被召出故 右大將家建久九年二月廿一日御下文、賜御注進、令言上 關東子細事、

副進 一通御下文文案

右、如御下文之狀者、日向・大隅・當國內南郷・宮里・滿家院所々七ヶ所之名字、雖爲各別、彼名田等引載于狀、宛賜豊後守忠久、所令拜領也、子息忠時令相傳彼領之後、件郡郷内於滿家院者、爲大炊助入道帶親父忠時之讓狀、知行無相違之處、爲稅所篤秀當院郡司職并郡山以下村々掠申之、所押妨也、然者早被召出於 右大將家建久九年御下文、賜御注進、爲令言上關東、恐々言上如件、

弘安八年十月廿五日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」八六九号文書ト同文ナリ)

〇一三九 關東式目

「条々内」

本所一円地事、

不差下代官、不從守護之催、不致合戰者、可被補地頭者、可經奏聞之旨、被仰六波羅了、然可注申由、可相觸守護人、

一 鎮西所領知行(錄)事、(以上、八田家文書ニテ補フ)

關東要須之仁者、可下遣子息親類、其外者、自身下向(可脱カ)之由、被定了、而未下向之輩有之者云々、可令注申之由、同可相觸守護人、(也脱之)

弘安九年潤十二月廿八日

(貼紙)
十四

(本文書ハ、旧記雜錄前編「七八七号文書ト同文ナリ」)

〇一四〇 蒙古合戦并岩門合戦勲功地配分

注文

一 守護人

遠江前司(北条)時定(經資)肥前國高木西郷山田庄領家惣地頭兩職

大宰少貳入道(賴泰)淨恵(賴泰)筑前國三毛北郷預所職

大友兵庫入道(賴泰)忍筑前國怡土庄志方三百町惣地頭職

一 爲宗人々

武藤四郎右衛門尉盛資筑前國療病寺并同國極楽寺地頭職

薩摩前司入道尊覺(豐前國上毛郷内原并村阿久對村・筑前國小山田村、金口六郎左衛門尉時通跡)

草野次郎継永筑前國久重桑方地頭職、景資跡

白石六郎左衛門尉通武筑前國佐野次郎丸

澁谷河内権守重郷法師(木工助三郎入道と念跡筑前國今原号金井手地頭職)

詫摩別當次郎時秀(豊前と司景資跡筑前國志土地頭職)

嶋津大隅大炊助長久法師(肥後國相良領少卿入道跡)

(貼紙)
十四二

戸次二少右衛門重秀法師(阿人地死去アアノ重号跡)

武藤五郎左衛門尉經平法師(肥前國那久野村地頭職豊前と司景資跡)

竹井五郎入道豊後國岩手彦太郎跡

河邊次郎(肥後國梁瀬宮禰矢上孫三郎泰繼跡)

次同勲功賞

臼木七郎兵衛尉氏家子息等(薩前國豐嶋郡司職内十分一矢上孫三郎跡)

米生又三郎種盛子息 同前十分一

田尻次郎種宗子息 同前十分一

同三郎子息 同前十分一

同四郎種繼跡 同前十分一

米生九郎種有子息 同前十分一

矢俣兵衛尉跡信成子息 同前十分一

野中左衛門三郎宗通法師 同前十分一

香西又太郎定度跡

同前十分一

田尻輔房親賀子息 河邊弥二郎配分跡十丁

斑嶋又太郎跡 神崎庄配分殘十丁

此外薩摩守護人跡御教書一通

去年岩門合戰勲功人事

武藤四郎右衛門尉盛資筑後國竹井庄領家職

薩摩太郎左衛門尉盛房壹岐瀬戸浦預所職

筑前國御家人野介次郎右衛門入道蓮 筑前國水城村
水城左衛門尉跡

江戸民部六郎景忠 豊前國安吉久友三ヶ所
兵庫次郎兵衛尉跡

白石美野又次郎通繼 肥前國松浦庄内甘木村
兵庫馬三郎能範跡

土々呂木又六家直 肥前國松浦庄内石垣村同跡

小濱弥藤三郎幸爲 筑前國下庄郡内燈油田島
武藤四郎左衛門尉跡

神田五郎右七 筑前國乙犬丸三分一首崎執行職成直跡

綾部左衛門三郎重幸同三分一同前

土々呂木四郎左衛門入道爲能同三分一同前

同七郎家基 筑前國蒲田別府倉永名

相神兵衛六郎家弘 筑前國那珂東郷岩門十分一
金田六郎左衛門尉跡

住吉神主佐伯政秀同前

多比良五郎入道尊聖同前

斑嶋左衛門三郎同前

塞永井源三郎同前

青木九郎頼平字 有俣 同前

三原八郎種能同前

八樂弥藤次郎重俊同前

打橋平内左衛門尉泰幸同前

古飯三郎兵衛入道同前

松浦次郎延 肥前國松浦庄内加々良嶋田在家
兵庫馬三郎跡

古飯次郎資景 筑後國三毛庄北郷内田在家
永利二郎兵衛尉重時跡

打橋越前法橋能賢 筑前國大垣小本入道種阿
光利買地等 後家明藤次

曾祢崎經弥法橋慶増 豊前國佐野次郎丸
兵庫馬二郎兵衛入道跡

宇良金崎次郎入道 眼豊前國東濱田地同前

田中七郎入道善光 豊前國時紀名田地同前

相神浦次郎入道妙蓮 豊前國阿弥陀佛寺大通
新開田地神實決院佛性田同前

倉上弥藤次兵衛入道 豊前國賀テ入道正行跡
青木別所符田戸數

△ (本文書ハ「旧記雜錄前編」二七八号文書ト同文ナリ)

〇一四一 税所篤秀和与状

（貼紙）

十五

（裏書）「重進進状具書二」

篤秀重代相傳領薩摩國滿家院内郡山中俣以下六箇村下
地事、就于惣地頭方訴訟、雖及數通訴陳、相互令存隱
便儀、奉和与事、

一 郡司得分米伍拾石事、院内村と配分状在之、任彼状可
致其弁、但自今年件米可弁之矣、

一 七箇所請新小袖三兩可奉弁之、

一 厚智寺卷誦用途參貫文可奉弁之、

一 塚田・蒲原事、

右、件所と者、奉辞地頭方畢、此外於自余村と者、任
先例、相互不可申違乱候、仍和与之状如件、

正應元年六月七日

（稅所）
藤原篤秀在判

（本文書ハ「旧記雜錄前編一」八九五号文書ト同文ナリ）

要害警固役事、三箇月西俣又三郎勤仕候了、恐と、

正應二

十二月十五日

忠宗在判

比志嶋孫太郎殿

（本文書ハ「旧記雜錄前編一」九二八号文書ト同文ナリ）

〇一四三 宮崎警固番役覆勘状 （五八号ト同文）

異國警固宮崎番役事、自二月二日至于五月一日、被勤仕
了、恐と謹言、

弘安四年五月一日

右衛門尉在判

（比志）
日四嶋代河田右衛門尉殿

（盛卷）
（本文書ハ「旧記雜錄前編一」八三〇号文書ト同文ナリ）

〇一四四 薩摩国守護奉行入連署奉書 （七六号ト同文）

比志嶋石築地裏加佐并破損事、先度自惣領成其功之處、
末子難澁之由雖被申之、重破損貳丈、猶以自惣領被経
入、有末子難澁者、以使可有其沙汰之状、如件、

嘉元四年正月廿八日

阿忍在判

本性在判

（貼紙）

十六

〇一四二 島津忠宗警固番役覆勘状 （六四号ト同文）

比志嶋殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇二号文書ト同文ナリ)

〇一四五 宮崎石築地役覆勘状

薩摩國役所宮崎石築地滿家院内比志嶋分五丈一尺四寸裏加佐、去年五月被勤仕畢、仍執達如件、

〇一四六 鎮西探題奉行人連署奉書(六六号ト同文)

(貼紙) 十七

大隅國吉原又次郎俊平申薩摩國滿家院内比志嶋・西俣以下村之事、可注申知行由緒之由、觸孫太郎可召給散狀之旨、先度觸申之處、于今無音云々、何様事哉、可承左右候、仍執達如件、

正應四年五月廿七日

(大友親時) 前因幡守在判
(少式經資) 沙弥在判

謹上 下野三郎左衛門尉(忠宗)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」九三九号文書ト同文ナリ)

〇一四七 鎮西御教書

(貼紙) 十八

石築地以下要害構事、自關東度と雖被仰下、無沙汰云々、不日可終其功、於難澁所々者、可注申之旨、可被相觸薩摩國中候、仍執達如件、

正應六年四月廿一日

(兼時) 越後守御判

下野三郎左衛門尉(忠宗)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」九七六号文書ト同文ナリ)

〇一四八 島津忠宗書下

宮崎石築地以下要害構事、今月廿一日越後守殿御教書案如此、度々所相觸之加佐三尺并裏芝及破損事、来五月廿日以前可被終功、若猶令違期者、可令注進、仍執達如件、

四月廿三日

(忠宗) 左衛門尉在判

薩摩國地頭御家人御中

進申

(本文書ハ「旧記雜錄前編」九七七号文書ト同文ナリ)

（前書裏書）（影写本ヨリ）

「入部之時候、恐々謹言、

二月廿一日

左衛門尉

滿家院郡司名主御（ママ）

〇一四九 僧榮秀請文

▽^⑩ 就比志嶋孫太郎忠範掠訴、被成下候去 △ 三月一日御教

書案・同四月廿四日使節御催促狀、謹拜見仕候早、

抑前田并馬越田地屋敷事、於馬越田蘭者、令沽却于河田

右衛門太郎佐清早、至于前田者、守護方押領之間、當時

所及訴訟候也、其子細當知行仁等可明申候坎、以此旨、

可有御披露候、恐惶謹言、

正和元年六月十日

僧榮秀請文
在裏判

〔貼紙〕
十九

（本文書ハ、「旧記雜錄前編」一「一一五〇号文書ト同文ナリ」）

〇一五〇 上原基員契約狀

（編裏書）
「契約狀案 平田行秀方へ遺案也」

〔貼紙〕
二十

郡山安堵事者、税所殿御書有之間、就御教書被進御請

文候之条、自是不及悦申候、自分上原蘭安堵事、同被

成御教書於御方候、云當知行之段、云幼少養子之篇、

無子細候之上、税所殿御放狀御見知之候之上者、無相

違被進御請文候之条、生前悦入候、向後者、相互成親

子兄弟之思、悦歎共以我身之大事と存、更不可有腹黒

害心候、縦住所者雖隔遠近境、互用事無隔心可申承候、

此条と偽申候者、

日本六十余州大小神祇冥道御罰可罷蒙候、仍契約狀如

件、

元亨貳年五月三日

（上原）
右衛門尉基員在判

（本文書ハ、「旧記雜錄前編」一「一三〇一号文書ト同文ナリ」）

〇一五一 鎮西御教書

〔貼紙〕
廿一

比志嶋孫太郎忠範代義範申薩摩國比志嶋以下事、重申狀如此、爲訴人不終沙汰之篇下國云々、所詮、來月十五日以前可被明申也、仍執達如件、

元亨二年六月十二日

(采時)
修理亮御判

下野三郎兵衛尉殿

(美忠)
(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三〇二号文書ト同文ナリ)

〇一五二 比志島忠範代義範申狀

(貼紙)
廿二

□争号當雜掌、打止年々所務年貢□由、可及奸訴哉、就中、去元亨四年八月日□掌清秋補任狀者、七ヶ年對捍云々、仍□一番御手彈正次郎兵衛尉光政奉行入、(被控カ)御沙汰被成下御教書之間、令出帶不闕返抄、遂結解之處、毎年々未進無之、隨而清秋知行分兩年返抄又分明也、而今乍号雜掌、不備進補任狀并宛文注文等、當構胸臆浮言、打止去延慶三年以來所務、令抑留年貢七十石并野稻所當麥粟地子苧桑代色々濟物云々、此条背先規、不入部國、不披見補任狀、以胸臆掠申之上者、不可依訴人掠訴、

早以奸訴之篇、為被弃捐濫訴、粗披陳言上如件、

嘉曆二年七月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四八一号文書ト同文ナリ)

〇一五三 源貞範着到狀

(貼紙)
廿三

依肝付八郎兼重与黨誅伐事、御發之間、(向脱カ)薩摩國滿家院比志嶋孫太郎貞範爲抽軍忠、令馳參候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年四月廿七日 源貞範

進上 御奉行所

(貞久)
承了在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八四三号文書ト同文ナリ)

〇一五四 島津貞久施行狀

(貼紙)
廿四

吉野凶徒退治事、七月廿八日御教書、昨日九日到來、案文如此、早令發向、可被致軍忠也、仍執達如件、

建武四年八月十日
比志嶋少輔御房

沙弥(貞久)
(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」一八九六号文書ト同文ナリ)

〇一五五 雑訴決断所結番交名

(貼紙) 廿五

(一番カ)東カ

中御門左少弁 左衛門權助
藤長 官長者
宣明 冬直宿祢

(清カ) 澄

師言 大宮大夫判官
章方 明清奉行大判官
近江權守 道守三宮孫四郎入道

(五畿・東海道カ)

山城 大和 河内 摂津 伊賀 伊勢 志摩 尾張
三河 遠河 駿河 伊豆 甲斐 相模 武蔵 安房

上総

(二番カ)南 日次 一番同

按察大納言官房 前藤中納言冬定 別當実世 左大弁宰相長光
藤原清藤五条大外記 頼元勢田判官 章兼 師治

朝臣 藤原清藤

政奉行 時知奉行常陸 道大 宗衡丹後前司

能登前司 知藤 宣通上野前司 基夏斎藤四郎左衛門

東山道 近河(江) 美乃 飛驒 信乃 上野 下野 陸奥
出羽

北陸道 若狹 越前 加賀 能登 越中 越後 佐渡

西 三番 二日 四日 六日 八日 十日 十二日 十四日

十六日 十八日 廿日 廿二日 廿四日 廿六日

(マ) 廿四日 廿八日 晦日

葉室前中納言 万里小路中納言 中御門前宰相
光繼 頭中将 左馬助(江)
前宰相 忠頼朝臣 大河水冬

匡遠 三條大外記 博士判官 正親町判官
土佐守 二階堂筑前入道 信乃左近大夫 道勲
兼光 道要 章香 章有 上相兵庫入道

山陰道 丹波 丹後 但馬 因幡 伯耆 出雲 石見

山陽道 播磨 美作 備前 備中 備後 安藝 周防

長門 隱岐 正成 信重 榊木

四番北 日次 二番同

侍從中納言 押少路前中納言 吉田前宰相

葉室宰相 頭宮内卿當職事 民部少輔 光頭朝臣 經季朝臣 範國

水谷兵庫藏人
藤原貞有

持明院大外記
師利

言春

近江國池田庄

同國岸下御廚奉家

信乃國小泉庄

明成奉行

對嶋判官
秀清 佐々木
時信

賴連

奧州外濱同

同國糠部郡同

上田庄同

奉行
貞知 筑後

山城入道
道儀

結城
親光 高左衛門尉
師泰 安盛 資

肥後國健軍社

筑前國同
日向國(國脫之)富庄同

同國肥後國同
同嶋津庄守時

南海道

紀伊 淡路

阿波 讚岐

伊予 土佐

左馬頭殿

同國懷嶋同

伊豆奈古谷

西海道

筑前 筑後

豊前 豊後

肥前 肥後

相模國(赤之)絃間鄉貞直

同國懷嶋同

伊豆奈古谷

日向 大隅

薩摩 壹岐

對馬

武藏國桑塚

常陸國那河東維貞

遠江國谷和鄉同

日向 大隅

薩摩 壹岐

對馬

同國宇狩鄉同

同國下西鄉

伊予國久米良鄉同

○一五六

足利尊氏・直義所領注文

備後國城山

備後國高野

播磨國垂水鄉

(貼紙)
廿六

足利殿

(伊勢) 國柳御廚奉家跡

尾張國玉江庄貞直跡

遠江國池田庄奉家

駿河國泉庄同

同國佐野庄貞直

伊豆國仁科同

伊豆國宇久須鄉同

相模國糟屋庄同

同國田村鄉同

同國治須鄉同

武藏久良郡

同國足立郡奉家

同國麻生鄉時顯

三河國重原庄貞直

小山邊庄守時

同二宮庄

常陸國田中庄奉家

同國北郡大方禰尼

(付札)
後醍醐天皇御繪旨
其他道鑑公等御筆卷
〔七卷ノ内〕

(裏書)
五拾九通

〇一五七 後醍醐天皇繪旨

〔後醍醐天皇繪旨〕

薩摩國滿家院内比志嶋以下事、彦太郎義範當知行

天氣如此、悉之、以狀、

〇一五八 比志島仏念代義範重申狀

(貼紙) 卷後

(端裏書) 嶋孫太郎入道代 嘉曆二十二年十一月二十二日

薩摩國比志嶋孫太郎入道佛念代義範重言上

号滿家院雜掌、年貢濟物抑留由、及掠訴間、番一問答

訴陳訖、而爲訴人乍爲當參身、不終御沙汰篇上者、任

定法欲被弃掠掠訴、年貢濟物抑留不實事、

副進

一通 御書下案

右、号雜掌乍致掠掠訴、顧無理、爲訴人、至于數ヶ月無音之上者、任定法、爲被經急速御沙汰、重言上如件、

嘉曆二年十一月 日

(本文書ハ「旧記雜録前編」一四九三号文書ト同文ナリ)

〇一五九 比志島義範申狀

(端裏書)

比志嶋彦太郎申狀

(貼紙)

二

薩摩國御家人比志嶋彦太郎義範謹言上

欲早仰同國滿家院河田右衛門太郎入 任交名注文

旨、被召上同扶持人并領内百姓等、御成敗負累米拾

石肆舛并錢參百文事、

副進

一通 御教書守護當敵所見

一卷 二十通出舉米錢請文等

一通 負人等交名注文

右、河田右衛門太郎入道と教扶持人、同領内百姓等、不

弁負累米錢之間、於守護方雖可訴申、(依爲當之)敵、所令言

上公方也、然早依彼請狀等之旨、任交名注文實、仰領主

道教、被召上負人等、爲預御成敗、粗言上如上件、

嘉曆三年七月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四九九号文書ト同文ナリ)

右、目錄如件、

嘉曆參年十二月廿日

地頭代榮秀

名代義範(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一五〇三号文書ト同文ナリ)

〇一六一 沙弥津性書狀

比志嶋地頭所務事、(島津実忠)和泉殿御書下如此、案文進之候、仍

申付幸円候了、此旨を可有御存知候、恐と謹言、

元徳三年八月廿日 沙弥津性(花押)

(貼紙)四

進上 比志嶋彦太郎入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一五八四号文書一五九〇号文書ト同文ナリ)

〇一六〇 滿家院比志島名地頭方水田目錄

(貼紙)三〇

注進 滿家院比志嶋名水田地頭御方目錄事、

合

見作田拾捌町玖田_下内 不河成三反_下
才田三町二反_下

得田拾伍町三反卅_下内

除田壹町玖段卅内

山王田二反 大日田一反 御佃一反_下

新加用三反 小地頭用二反廿_下 竿失壹町

定得田拾參町四反_下内 追損田玖段_下

分米六石貳斗伍升 田米壹石貳斗伍升

〇一六二 薩摩国守護代本性奉書

(貼紙)五

召人姫太郎男可被預置候、即請取可給候也、無其儀者、

雖爲何ヶ日、不可渡他所候、仍執達如件、

元徳三 十月十日 本性(花押)

比志嶋彦太郎殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」一五九三号文書ト同文ナリ)

○一六三 比志島義氏召人請取状

(貼紙)

六

召人姫太郎男事、任御奉書之旨、暫預置候、仍請取之狀
如件、

元徳三

十月十五日

義氏(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」一五九四号文書ト同文ナリ)

○一六四 薩摩国守護代本性書下

(貼紙)

七

依今度京都騒乱事、被馳參間、奉付着到、注進申公方候
了、仍執達如件、

元徳三^⑩十月

十一月廿九日

本性(花押)

比志嶋彦太郎殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」一五九九号文書ト同文ナリ)

○一六五 比志島義範文書目録

(貼紙)

八

比志嶋文書憑阿御方より給候て、京(郡カ)□に持參仕候目録

事、

一 四通 關東御下文正文

一 二通 義祐狀正文

一 三通 菩薩房同法橋房并道願
手繼正文

一 二通 五ヶ所事和与狀正文

一 二通 御使覚忍并訴人教仏請文

一 一通 時村御狀正文

一 一通 ふかん狀正文

一 廿八通 京都大番并石築地以下ふかん
請取狀正文

一 一通 仏念讓狀正文

右目録如件、

元弘三年八月十日

義範(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」一六六一号文書ト同文ナリ)

〇一六六 ひくにせうあん沽却状

(貼紙) 九

さつまのくにみついへのみんのうちゆすのきむらのさい
け田そのならひニさんやらの事、

みきのところハ、せうあんかちうたいさうてんのそりや
う也、しかるを、しろのようとう貳十(六くカ)わんニこんね

んミつのとりのとりのとしの正月一日より、うのとしの十
二月晦日ニいたるまで七かねん七作をかきて、かのところ

段歩ものこさす、うゑはらのへうあミた仏のそく女の方
ニうりわたすところ也、たゞしいや七殿のふんすいてん

五反、そのいそハ、これをのそく、又ちとうりやうけハ
うのねんくにをいてハ、せんれいにまかせてたうちきや

うにつきて、さたあるへく候、もし七かねんのうちに、
を、やけわたくしにつけて、かのところさある事候ハ

、ほんのようとうに、ハうれいのりふんをそへてきた
すへく候、よて爲後日状如件、

正慶二年みつとの 閏二月十五日

ひくにせうあん(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編」一六二六号文書ト同文ナリ)

〇一六七 比志島義範申状

(貼紙) 十

薩摩國滿家院内比志嶋彦太郎義範謹言上

欲早達 天聽、任善政、糺賜本物返地事、

〔五〕壹所者、義範重代相傳之所領也、而此内山口田壹町

并竹内屋敷壹ヶ所、爲同國伊集院大隅助三郎忠國童名 六一丸

去正(本カ)爲物返令入置于貳拾貫文之處、既過半倍送

〔上者、早任證例可知行之旨、下預 御牒、爲備向

後龜鏡、恐言如件、(上カ)

建武元年五月 日

(本文書ハ「旧記雑録前編」一六九一号文書ト同文ナリ)

〇一六八 檢非違使庁下文

(貼紙) 十一口

檢非違使廳下 薩摩國衙

當國滿家院内比志嶋彦太郎義範申山口田壹町并竹中屋

敷壹所本物返事、

右、訴狀如此、早令尋成敗、有子細者可被注進者、

建武元年五月六日 左衛門權少尉 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一六九三号文書ト同文ナリ)

〇一六九 内裏大番役交名注文

(貼紙) 十二

内裏大番 自三月一日 可被勤仕薩摩國地頭御家人交名事 次第不同、但當參分
鎧直垂、てうつかけ有へし、

大隅二郎三郎 式部孫五郎入道

周防藏人三郎 渋谷小四郎入道

渋谷新平二入道 渋谷弥二郎

矢上左衛門二郎 智覧四郎

渋谷彦三郎入道 光富又五郎入道

指宿郡司入道 朝岳強三郎 「孫イ」

比志嶋彦太郎

建武二年二月卅日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一七二七号文書ト同文ナリ)

〇一七〇 良舜奉書

(貼紙) 十三

(花押)

契約 薩摩國滿家院之内郡名、小山田・油須木・東俣并

比志嶋等御年貢事、

上原三郎久基

比志嶋彦太郎義範

右以人、所補任彼職也、任被請申之旨、有限御年貢以下、如先例、可被致其沙汰、如此契約之上者、無別咎者、更不可有改易之儀、仍名主百姓等宜承知、敢勿違失、故以下、

建武二年三月廿七日 良舜奉

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一七三〇号文書ト同文ナリ)

〇一七一 良舜年貢請取狀

(貼紙) 十四

佛身領薩摩國滿家院内郡名、東俣・油俣木并比志嶋名御 (須之)

年貢事、

合伍貫文者

右、兩名分建武元年御年貢送、所請取如件、

建武貳年三月廿七日 良舜奉

(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一七三二号文書ト同文ナリ)

〇一七二 良舜年貢請取狀

(貼紙)
十五

佛身寺領薩摩國滿家院内郡名御年貢事、

合壹貫文者

右、建武貳年分御年貢分、且所請取如件、

建武參年二月廿七日 良舜奉

(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一七三三号文書ト同文ナリ)

〇一七三 上原久基申狀

(貼紙)
十六

(端裏書)「りやうけの御狀并佛念事わきの狀あり、」

薩摩國滿家院上原三郎久基謹言上

欲早任傍例、仰于在國守護御代官并使節、被鎮當時狼

籍、猿渡新左衛門尉秀雄子息犬丸乱入久基所領神隱

村、致苧田狼籍無謂間事、

右、當村者、自本主税所彦四郎常久之手、相副次第證文

等、令相傳知行之、仍大番以下御公事勤仕無相違之處、

彼犬丸無謂令及苧田狼籍之段、希代所行也、然早急速被

成下御奉書、可鎮狼籍之由被仰下、致其身者、爲被行所

當罪科、言上如件、

建武三年九月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八七六号文書ト同文ナリ)

〇一七四 散位某奉書

税所介敦直代忠直申、祖父(正カ)患遺領薩摩國滿家院郡司職

并名田島山野以下等安堵事、申狀(具)書如此、早云當知行

之真偽、云可支申仁之有無、載起請之詞、可被注申之狀、

依仰執達如件、

建武四年十二月十二日 散位(花押)

比志嶋孫太郎殿

（本文書ハ「旧記雜録前編」一八九九号文書ト同文ナリ）

〇一七五 比志島貞範契約状

（貼紙）
十七

院内比志嶋名を□ようせうの間、上原殿ならひに義範
後家とのゝ兩人の御はからいとして、比志嶋名水田山野
三分いち、貞範にわけあたゑ給候、建武三年御状のおも
むきにまかせて知行つかまつりところ也、彦一殿とあい
たかいに、いちミ同心の思をもて、しよりやうと申、同
心と申、公私いこんはらくろあるましく候、もしこの条
いつはり申候ハ、あおきたてまつり候 日本國仏神の
御はちを、貞範か身にまかりかうふるへく候、よて子
孫とまでも、さおいあるへからさるけいやく狀如件、

貞和二年二月卅日 貞範（花押）

（本文書ハ「旧記雜録前編」二二二八号文書ト同文ナリ）

〇一七六 比志島貞範・頼秀連署文書請取状

（端裏書）
「りんし以下文書うけとり」

（貼紙）
店前

去年きやうとにて、よしのりの給はられて候大はんの
時のもの、こんとの上に給はり候てもち候ものく、
一つ りんしあんと 一つ たいりのふかん狀
一つ すこ方のふかん狀、以上三つうけとり候了、

建武三年九月廿四日 貞範（花押）

頼秀（花押）

（本文書ハ「旧記雜録前編」一八七七号文書ト同文ナリ）

〇一七七 足利直義下文

（貼紙）
「直義御判」

度々合戦之間、郎從等被疵之条、尤神妙也、於恩賞者、
追可有其沙汰、
凶徒對治事、嶋津孫三郎相共

馳向彼城、可抽軍忠之狀如件、

建武三年十二月廿三日 直義（花押）

比志嶋彦一殿

(コノ本文ノ字ガ次ニアルガ省略シタ、
「正文之次ニ可置」トノ注記アリ、)

建武四年九月二日

尊氏御判

(貼紙)
書後

(本文書ハ「旧記雜録前編」一八九二号文書ト同文ナリ)

(本文書ハ「旧記雜録前編」一九六三号文書ト同文ナリ)

比志嶋彦一丸

○一七八 源忠経着到状

(貼紙)
二

(伊集院)
薩摩國大隅助三郎忠國以下凶徒等、以去廿二日、寄來守

護町之由、就守護御代官御催促、同國比志嶋彦一丸代孫

三郎忠経爲軍忠、御方令馳參候畢、以此旨、可有御披露

候、恐惶謹言、

建武四年三月廿三日

源忠経

承候了

(酒匂久景)
(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」一九一三号文書ト同文ナリ)

○一八〇 島津道鑑安堵状

(貼紙)
四

親父義範討死已下、忠節異于他、於恩賞者可被相待 公

方御計、爲道鑑志間、當知行薩摩國滿家院之内油須木四

町、号本領、任先例、可領知狀如件、

建武四年九月二日

道鑑(花押)

比志嶋彦一殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」一九六四号文書ト同文ナリ)

○一七九 足利尊氏感状

(貼紙)
三

軍忠事、嶋津上総入道所注申也、尤以神妙、弥猶可勵忠

節之狀如件、

○一八一 沙弥誓念奉書

(貼紙)
五

降人大隅助七井上原(中務丞カ)等事、所預置也、各於御方致軍

忠者、就頼久注進、可有其沙汰狀如件、

建武四年九月廿九日

沙弥奉
在判

比志嶋彦一殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一八九七〇号文書ト同文ナリ〕

〇一八二 川上頼久書状

〔貼紙 六〕

舍兄孫三郎範經以下輩等打死事、急速可注進申京都候、

恐々謹言、

建武四

十月二日

頼久(花押)

比志嶋彦一殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一八九七一号文書ト同文ナリ〕

〇一八三 沙弥誓念書状

〔貼紙 六後〕

矢上左衛門五郎高澄以今月十八日寅剋、引率數多軍勢、

押寄當名比志嶋夜討、及終日令致合戰之間、手負若黨六

郎太郎家貞右目下被射了・同六郎入道討死、五郎四郎入道腰骨被射了

相籠此城候之間、北村諸三郎範清親類右衛門六郎左足被射了

雖然城者未落候之刻、大隅國吉田彦次郎以數多勢爲後

卷、令馳來候、將又自加木懸城、向佐右衛門三郎等同馳

來候間、御敵退散了、重相催所々凶徒等、近日可寄之由

令申候、此等次第急速可有御披露候、恐々謹言、

十月十九日

沙弥誓念

謹上 遠野入道殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一八九七六号文書ト同文ナリ〕

〇一八四 比志島頼秀軍忠状

〔貼紙 七〕

薩摩國比志嶋彦一丸代頼秀謹言上

欲早預重御注進、浴恩賞、代官孫三郎カ□範經彦一丸會兄并若

黨常陸房六郎入道討死、親類右衛門六郎弁房以下若黨

等被疵事、

副進

二通 大將嶋津三郎左衛門尉書下
并彦一丸申狀

二通 奉行入道返狀
并彦一丸代申狀

右、彦一丸幼少之間、差進舍兄孫三郎以下輩、去年八月

押寄當國市來城、致合戰、親類弁房被疵了、同九月卅日
重致軍忠之時、範經・常陸房・旗差又二郎令討死了、同
十月十八日夜寅、凶徒矢上左衛門五郎高澄以下、爲夜討
寄來比志嶋城彦一丸、居所、令防戰之時、若黨六郎入道令討
死候上、親類右衛門六郎・若黨六郎太郎・五郎四郎入道
被疵了、雖然不被破當城、所致合戰忠也、此等之子細、
大將可有御注進之由、被成御書下候上者、重預御注進、
爲浴恩賞、言上如件、

建武五年二月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九七八号文書ト同文ナリ)

○一八五 酒勾久景書状

(貼紙)
八

御還住比志嶋由、悦承候了、京都今者悉靜謐之間、目出
次第候、就其而者、総州御下向事、無子細候、近日御着
國奉待候、恐々謹言、

八月三日

久景(花押)

(貼紙)
総州トハ上総入道鑑公之御事也、京都騒動ニ付上
京也、比志嶋彦一範平下向之時、酒勾左衛門尉久景
ヨリ被遣候状也、

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二〇五一号文書ト同文ナリ)

○一八六 比志嶋範平代椎原惟種軍忠状

(貼紙)
九

薩州凶徒等寄來守護御方并刈山城、依及令致合戰、承、
同國比志嶋彦一丸代椎原次郎惟種爲後卷、御方仁馳參
刻、同國入来院於湖上、原、去六月廿九日、令致散々懸
合、戰條、且同時合戰輩、薩州東郷次郎三郎并隅州蒲生
太郎等見知訖、此等次第、爲預御注進、言上如件、

曆應二年七月 日

承了(酒勾久景)
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二〇五二号文書ト同文ナリ)

○一八七 島津貞久書下

(貼紙)
十

合戰最中、捨軍陣被引歸輩事、有其沙汰之處、或差置代

官、或自身歸宅之条、甚以無謂、所詮、今月廿五日以前、可馳越之由、可被相觸歸宅一族等、若於令違期者、載起請之詞、可被注申交名、隨其左右可注進也、仍執達如件、

曆應三年十二月十八日 (貞久) 沙弥 (花押)

比志嶋彦一殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇二二〇二号文書ト同文ナリ)

十一 (貼紙) ○一八八 島津貞久書下

伊集院土橋城警固事、日限之處、二番衆遲參之間、及難儀了、日限以前早々可被馳越也、仍執達如件、

曆應五年十月十六日 (貞久) 沙弥 (花押)

滿家院一族中

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇二二六五号文書・二二六六号文書ト同文ナリ)

十二 (貼紙) ○一八九 島津道鑑書状

新春御慶賀自他申籠候了、猶以幸甚珍重々々、不可有盡期候、抑自今日三日始迄于六日、日々ニ合戰無障候、隨而昨日申尅南方凶徒等數百人打集谷山城候了、近日可攻御方城之旨相巧候、就其者、此間者太略御方勢歸宅之間、當陳無人數候、雖難儀候、時尅不廻、御越候者喜入候、恐々謹言、

(貞和三年カ) 正月七日 (貞久) 道鑑 (花押)

比志嶋一族御中

(上包) 比志嶋□族御中 道鑑

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇二二三八号文書・二二九九号文書ト同文ナリ)

十三 (貼紙) ○一九〇 島津道鑑書状

中院法印并兼重以下凶徒等、取乘兵船、取要害、(可打塞之) 路次之由、相巧之、既(發露宿那) 山河津候之由、自方(カ) 告來候、仍惣軍勢定御奉書候訖者、餘無勢候、(到来此状候) 者、不替時被馳寄(候者悦入候) 道鑑 (花押)、(貞久) 恐々謹言、

(貞和二年カ) 二月十二日 (貞久) 道鑑 (花押)

比志嶋一族御中

(本文書ハ「旧記雜録前編」一三二二一号文書ト同文ナリ)

〇一九一 島津道鑑書状

(貼紙)

十四

南方凶徒等此暗夜仁可忍東福寺之城之由、相巧候旨、自伊集院助三郎并市來入道方告申候、就其者、常如此申候之間、雖無心候、此暗夜之間、一族□寄合候て、軍勢三人被差遣、被致警固候者、悦入候、恐と謹言、

(貞和二年カ)

五月十八日

(貞久) 道鑒 (花押)

比志嶋彦一殿

(上包) 比志嶋彦一殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」一三二二三号文書ト同文ナリ)

〇一九二 島津道鑑書状

(貼紙)

十五

敵等上山之城を取候ハんとて、去夜忍て大勢谷峯城へ押集て候、かようさりとるへきよし、方より告申候之

間、此城とられ候て後ハ、一期浮沈たるへくと存候、只

今辰時自身上山ニ馳向候、被相催一族候て、不替時被馳

越候者、悦入候、尚と此城とられ候てハ、合戦の前途を

(後文ハ、一九一号文書ノ次ニアルガ、配列ハ旧記ニヨッタ、)

可失候間、馳向候、相構急と可有御越候、又孫太郎殿方

へ申候、即時被馳越候者、悦入候、恐と謹言、

(觀應二年乙)

五月廿三日

道鑒 (花押)

比志嶋彦一殿

(上包) 比志嶋彦一殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」一三二二〇号文書・二四二七号文書ト同文ナリ)

〇一九三 島津道鑑書状

(貼紙)

十六

西俣并郡山城事、今朝東俣より馳申へく候、就其者、郡山城さりともしひとさへハ候ハんすらんと存候之處、無其儀落候事、就公私欺入候、昨日も田上凶徒等大勢打出候之間、谷峯ニ差置候子共以下降逢合戦候了、御城事かたく可被持由事、尤本意候、就是非、その御城ニ敵打

かゝり候ハ、是の事ハ難儀候とも軍勢を可差向候、な
にさまにも御城のわるく候ハんする所と、早く可被取誘
候、今朝進状候つる、相構く、御城をかたく可有御持
候、事の不審者夜も夜中も可承候、返と此御文悦入候、
恐と謹言、

八月廿一日

道鑒 (花押)

比志嶋彦一殿

(上包)

「貞和六年八月廿一日」

比志嶋彦一殿

道鑒

(本文書ハ「旧記雜録前編一」二三三二五号文書ト同文ナリ)

〇一九四 島津道鑑書状

(貼紙)

十七

相構く御城をかたくもたれへく候、その御城にを
いてハ、これより可申合力候、

東またの城に、かたきよせて候事、承候了、かさねて申
候しことく、その御城ニくんせいをこむへく候あい
た、只今やかてく人をまいらせ候程ニ、その時くハし

き事ハ申すへく候、恐と謹言、

(貞和六年九)

八月廿三日

道鑒 (花押)

比志嶋孫太郎殿

(上包)

比志嶋彦一殿

道鑒

(本文書ハ「旧記雜録前編一」二三三二五号文書ト同文ナリ)

〇一九五 島津道鑑書状

(貼紙)

十八

合戦ちうをいた
と早とけんし
こなうへく候也、
お

昨日土橋城かつせんニついでの使者□早、弥以今夜丑時
到来、自是使福崎入道下人同時到来、委細承候了、散と
かつせんニ□て、御敵引退之由事、殊(悦入カ)候、是も昨
日申時きこへ候し由、やかて打立候、重たるさうニした
□(かいカ)、明日ハ早旦ニうちたち候之處、如此うけ給候、返
く悦入候、是非付候て、やかて重可承候、尚と是□用
立候之間、其さうニしたかい候て、うしろまきをいたす

へく候、又入せいともへ、さためて今夜入候ぬらん、もし遅く候仁候者、不残かのしやうに可馳籠之由、即時可被仰候、又自是も明日者、人をつかハすへく候、このふミスなわちきいれとの、方へ可被遣候、恐と謹言、

九月六日寅時

道鑿 (花押)

(上包) 殿

道鑿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三三六号文書ト同文ナリ)

○一九六 鹿兒島郡内郡本村田菌坪付注文

(貼紙) 十九

覽嶋郡内郡本村田菌凶徒中村彦五郎入道 覺澄跡 坪付注文

一所 松賃伍段冊作

一所 同南部肆段冊内三反作 一反冊不

一所 當世田柴段不

一所 坂本壹町貳段冊内八反作 四反冊不

以上 參町内一作一町六反十

(裏ニ花押ニツアリ)

同村内菌壹所たゝら菌

右、坪付如件、

○一九七 比志島範平軍忠状

(貼紙) 二十

目安

薩摩國比志嶋彦一丸軍忠事、

右、自今年九月十二日、押卷催馬樂城、致合戦、迄于十

一月七日夜没落之期、抽忠節訖、然早賜御證判、爲預御

注進、恐と言上如件、

康永貳年十一月 日

承了 (貞久) (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三二八二号文書ト同文ナリ)

○一九八 島津貞久書下

(貼紙) 廿一

凶徒等打集河邊郡高城、可寄來陣之由、此間風聞之處、

只今年(如ク)別府次郎兵衛尉政貞先年所召仕下人犬袈裟女、

自敵城逃來、所告申白狀如此、爲存知、寫遣之、所詮、

不廻時日、各可被馳越當陣也、仍執達如件、

貞和二年六月一日

沙弥 (貞久) (花押)

滿家院人く御中

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二六号文書ト同文ナリ)

〇一九九 島津貞久書下

(貼紙) 廿二

自去四日、凶徒等寄來當陣□合戰、仍昨日申尅南方凶徒等率數百人勢、打入隆信城訖、隨而敵到城可攻陣之由、自方く告申之處、御方軍勢太略歸宅之間、既所及難儀候、不廻時剋、馳越可被致合戰、仍執達如件、

貞和三年正月七日

沙弥(貞久)(花押)

比志嶋彦一殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三九号文書ト同文ナリ)

〇二〇〇 島津貞久書下

(貼紙) 廿三

南方凶徒等、今日酉剋率數百騎勢、打入谷山城訖、内通人□告申者、今明日之間、可取城於近所云々、不廻時剋、馳寄可被致合戰、仍執達如件、

貞和三年正月廿日

沙弥(貞久)(花押)

比志嶋一族御中

〔貼紙〕 五代道鑒御年七十九之時御書也、

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二四〇号文書ト同文ナリ)

〇二〇一 島津貞久施行狀

(貼紙) 廿四

元弘以後新恩地以下年貢事、今年八月五日御奉書去十二日到來、御奉書并注文等如此、早任被仰下之旨、於滿家院内名主分御年貢者、不日可被進濟之、所詮、來月十日以前、可被申是非散狀、若令違期者、可申注進、仍執達如件、

貞和四年十一月廿一日

沙弥(貞久)(花押)

滿家院一族御中

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二七九号文書ト同文ナリ)

〇二〇二 島津貞久書下

(貼紙) 廿五

薩摩國合戰事、任御教書之旨、度々催促之處、于今不參、
何様事哉、所詮、來月廿日(以力)前、相催一族、可被馳寄(于力)□
覺嶋、仍執達如件、

貞和五年正月廿六日 沙弥(貞久)(花押)

比志嶋彦一殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二八〇号文書ト同文ナリ)

〇二〇三 島津道鑑書状

(貼紙)
廿六

去十(三カ)日、石井中務丞寄下大隅取向城候之處、兼重以下
凶徒等、取(卷力)□彼城、及難儀候之由、馳申候之間、可致後
卷候、惣軍勢者、若遅々もあるへく候間、以手勢可致後
卷候、即時ニ被馳寄候者、就公私悦入候、御一族達にも
同申候、相構く、即時被馳寄候者、殊悦入候、恐々謹
言、

八月十八日 道鑒(花押)

貞和五
比志嶋彦一殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二九八号文書ト同文ナリ)

〇二〇四 比志嶋範平着到状

(貼紙)
廿七

薩摩國滿家院比志嶋彦太郎範平為致軍忠、令在府候、以
此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

貞和七年五月 日

進上 御奉行所

承了(訖磨宗直)(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二三四八号文書ト同文ナリ)

〇二〇五 足利直冬感状

(貼紙)
廿八

於國致忠節之上、馳參之条、尤神妙也、弥可抽戰功之狀
如件、

貞和七年六月五日 (直冬)(花押)

比志嶋彦太郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二三五四号文書ト同文ナリ)

〇二〇六 伊集院忠国書下

(貼紙) 廿九

薩摩國滿家院比志嶋名地頭得分請事、

右、當名地頭職、今年癸巳年より丙申歳の三月三日まで三ヶ年分、名より請申され候上ハ、地頭米并細く地頭得分以下檢断万雜公事を一向と、め候了、名のはからいたるへく候、仍狀如件、

正平八年歲次 癸巳五月十八日

(忠國・道忍) 沙弥(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」二四八二号文書ト同文ナリ)

〇二〇七 伊集院忠国書下

(貼紙) 三十

薩摩國滿家院比志嶋名地頭得分請事、

右、當名地頭職、明年丙申歳より己亥歳の三月三日まで三ヶ年分、名より請申され候上ハ、地頭米并細く地頭得分以下檢断万雜公事を一向と、め候了、名のはからいたるへく候、仍狀如件、

正平十年歲次 乙未十月十九日

(忠國・道忍) 沙弥(花押)

〇二〇八 比志島範平軍忠狀

(貼紙) 三十一

薩摩國滿家院比志嶋太郎範平申軍忠事、

右、御大將隅州御發向之間、最前馳參、去年十月廿五日岩屋城御退治以來、属于御手、致日夜合戦忠節候之上、去正月廿一日合戦、中間平六被疵右股、同廿五日合戦、舍弟彦次郎範家被疵右足、去三月廿日夜濱陣御合戦、致先懸自身被疵左手 同方腰、中間平六左股被疵候畢、同時合戦輩、伊集院帖佐太郎左衛門尉・久木崎五郎兵衛尉見知畢、然者預御注進、浴恩賞、弥爲抽弓箭面目、恐く言上如件、

正平十二年卯月 日

(本文書ハ「旧記雜録前編」二一〇号文書ト同文ナリ)

〇二〇九 比志島範平軍忠状

(貼紙)

三十二

薩摩國滿家院比志嶋太郎範平申軍忠事、

右、去年十月廿五日岩屋城御退治以來、属于御手、日夜致合戦忠節、去正月廿一日中間平六被疵右股、同廿五日舍弟彦次郎被疵右足、去月廿日夜濱陣御合戦、致先懸自身被疵^{左手}、中間平六左股被疵候畢、此段度と御注進勘^{同方腰}文明白上者、預御一見狀、爲備後證龜鏡、恐と言上如件、

正平十二年卯月 日

(氏久) 承了 (花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一二号文書ト同文ナリ)

〇二一〇 島津氏久宛行状

(貼紙)

三十三

大隅國肝付郡内木志良村地頭弁分并羽見村地頭職事、爲兵粮新所と宛行也、令分配一族等、任先例、知行之、弥可被抽軍功之狀如件、

正平十二年四月廿八日

(氏久) 左衛門尉 (花押)

比志嶋太郎殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一三号文書ト同文ナリ)

〇二一一 伊集院忠国書下

薩摩國滿家院比志嶋名地頭得分請之事、

右、當名地頭職、明年己亥歲より壬寅歳の三月三日まで三ヶ年分、名より請申され候上ハ、地頭米并細と地頭得分以下檢断万雜公事を一向とめ候了、名のはからいたるへく候、仍狀如件、

正平十三年^{歲次}戊戌十二月廿一日

(忠国・道忍) 沙弥 (花押)

〇二一二 島津氏久書状

(貼紙)

三十五

隅州退治事、來廿五日治定候了、爲御用意申候、其内入見參、諸事可申承候、恐と謹言、

卯月十四日

氏久 (花押)

比志嶋殿

(上包)

比志嶋殿

氏久

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二二号文書ト同文ナリ)

〇二二三 比志島立阿範置文

(貼紙)

三十六

ちやくし河内守ゆつりわたすひしゝま名の内、すこし
つゝはいふんの事、

一をきのくほ二反卅、おなしくつゝミの丸・ゆのきの
丸・ミねさきかれこれ七反廿、いしたゝミのうへした
その一所、ひらかくから北村よりのけいやくの藺一所、
これハ二郎ゆつりわたすところ也、くほう御かうしを
ハ、ふんげんにまかせてきんしすへきよし申をくな
り、

一いしり三反ハ河田女しやうにおもひあつるところ也、
これハいちこゆつりたるニよて、しよくうしをとゝむ
るなり、たゝし、大事の御かうしたんへつななどの時
ハ、たうさく人ニあてゝきんすへきよし申ところな

り、

一かきの木山一かしら一反卅ハ、ひくにゝおもひあて候
ところ也、ひくにの事ハ、いかにもふちをくわへ、あ
んのまねをもち候やうに、はからわるへし、
今度物まいりいかやうなる事も候とて、かきをくとこ
ろ也、仍爲後日狀如件、

元仲二年ひのとの十二月 日 立阿(範平)(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」二四六五号文書ト同文ナリ)

(付札)

忠久公御初御代々様

(裏書)
貳拾四通

御真筆之卷

『七卷ノ内』

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二六号文書ト同文ナリ)

〇二一五 島津伊久挙状

(貼紙)

比志嶋河内守久範申

薩摩國滿家院内十參町名主職事、本領當知行無相違候、

彼仁於御方忠節之段、無異于他候、仍望申京都御吹挙

候、可有申御沙汰候哉、以此旨、可有御披露候、恐惶謹

言、

應安八年卯月十四日 上総介伊久(花押)

進上 御奉行所

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二九号文書ト同文ナリ)

〇二一六 善喜讓状

(貼紙)

三

ゆつりわたすひし、まの孫太郎久範所に、

薩摩國いしうるんの内中河名六町、同敷中山田一町居屋

敷分、麦生田内はいらく、おなしく前原、此内水田少あ

〇二一四 比志島範平讓状

(貼紙)
卷

ちやくし孫太郎か所□薩摩國滿家□の内比志嶋名ならひ

ニ西俣・河田・城前田・上原藪、以上五ヶ所の惣領職

ハ、源範□重代さうてんのち也、しかれハくわんとうあ

んとの御下文代とのてつきの狀等も、一しものこさすあ

ひそへて、ゆつりわたすところ也、方との御くうし等ニ

をいてハ、せんれいのむねニまかせてきんしすへし、但

嘗名の内水田すこししやてい犬一丸にゆつるへき也、そ

のほかきやうたいあまたありといへとも、せう所たるあ

いた、おもひあてさるなり、孫太郎はからいとして、め

んくニふちすへきなり、仍ゆつり狀如件、

應安七年歲次甲寅八月廿二日 源範平(花押)

り、ならひニ神殿内柳田一町、彼地おいてハちうたい相傳所領也、しかれハ代々安堵御下文手付狀あいそへて、

一紙ものこさすやう子として、ひしゝまの孫太郎久範ニ永代をかきてゆつりわたす事實也、もしそれかしか子孫といふ物出來、違乱わつらひ申とも、彼ゆつり狀ニまかせて、しさいなく^(知)地行せらるへき也、仍ゆつり狀如件、

應安八年八月十一日 俗名時光 善喜（花押）

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」三〇七号文書ト同文ナリ）

〇二二七 伊集院觀了^{久宛}行狀

^(貼紙)四

滿家院内比志嶋名地頭職事、入道殿御免之上者、雖無異儀候、觀了一筆之事、被望候之間、重爲給分可有知行之狀如件、

永和四季^{戊午}十一月十九日

^(伊集院久氏)沙弥觀了（花押）

比志嶋河内權守殿

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」三九八号文書ト同文ナリ）

〇二一八 比志島義勝寄進狀

^(貼紙)五

奉寄進 「おなしくむなかずミ三反」

薩摩國滿家院比志嶋名内田地

石原田一段十 爲立阿禪門靈供

倉谷内二段田 爲良阿禪尼靈供

樋口二段 爲智貞禪尼靈供

彼領地、爲義勝相傳私領間、停止万雜公事臨時果役、一^(マ)

向限永代奉寄進徳雲寺所也、然間無他妨可有御知行候、

若於彼所成違乱煩輩、不可爲義勝子孫、仍爲後證寄進狀

如件、

應永六年^{己卯}七月十二日 源義勝

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」六二五号文書ト同文ナリ）

〇二一九 比志島義勝軍忠狀

^(貼紙)六

「注進案」

當國薩摩郡馳向平佐城、致合戰候之處、凶徒敗北之間、

攻落彼城候早、依遠國往反經日數候、言上遅引非緩怠之儀候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

應永十五年十月十一日 河内守義勝(花押)

進上 御奉行所

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二七七八号文書ト同文ナリ)

〇二二〇 島津久豊宛行状

(貼紙) 七

嶋津御庄薩摩國之内滿家院油酒木事、爲由緒上者、爲祈所と宛行也、早任先例、可領智之狀如件、
(須メ)
(知)

應永十九年二月十五日 久豊(花押)

比志嶋河内守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二八六九号文書ト同文ナリ)

〇二二二 島津久豊書状

(貼紙) 八

祝言千喜事舊候了、兼又今度依身大綱、前とのことく依申談候、領内わつらひなく候も、その御儀をたて候し

者、無別子細候、今度又伊集院事、後ハとも候へ、日本國の聞得と申、手ニ着候もひたさら御志ならぬ事なくほどニ、是非身本意をハ、滿家面とよりつけさせられ申たくにて候程ニ、身生涯ハ不及申候、子孫にあいつき候ても、

日本國大小神祇 伊勢天照大神 熊野三所大權現 正八幡大菩薩 諏方上下大明神御照覽候へ、誰と如何様方便をもても、中あしき様ニ申候共、今度之御志をわすれ申ましく候、目出成行候て、所領出來候ハ、力を付申候へく候間、於此内も荒説和讒申候とも、もちひ不被用、

水魚思ひたるへく候外、無他事候、恐と謹言、

「應永廿一年」
三月十五日 久豊(花押)

(上包) 比志嶋殿 久豊

(貼紙) 八代久豊御年四十之時御書也

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二九二四号文書ト同文ナリ)

〇二二三 島津久豊書状

(貼紙) 九

祝言事舊候了、

抑伊集院方依被悔前非候、同心仕候、御方様事如前と申
談候上者、於于生涯相替申事あるましく候、伊集院方先
知行之事候へハ、無心元もやおほされ候すらんと如此申
候、日本國大小神祇 伊勢 熊野 天神 八幡も御尉候
へ、令申談候分、違篇之儀あるましく候、委細者使者可
申候、恐と謹言、

「應永廿一年」

三月廿三日

久豊(花押)

(上色)

比志嶋殿

久豊

(貼紙) 八代久豊御年四十之時御書也

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」二九二五号文書ト同文ナリ)

〇二二三 島津久豊書状

(貼紙) 十

昨日雖不始事候、御酒其外種と申談沙汰候事、爲悦無極

候也、委細(白)白木山殿申 [] 申候哉、兼又今程御城用

心ありたく候、南方事退治之儀申候間、其内ニ可了簡敵
方たくミ候ハん事もあるましく候哉、如此目出罷成候時
分候へハ、いかにも堅御用心可目出候く、諸事憑存候、
其儀候、返と昨日御使誠不知所謝候く、恐と謹言、

五月十七日

久豊(花押)

比志嶋殿

(本文書ハ、「旧記雜錄附録」二五九八号文書ト同文ナリ)

〇二二四 島津久豊書状

(貼紙) 十一

今札 [] 条と不審承候、悦喜申候、あまり [] 驚存候

間、あ [] 此通尋候、 [] か様時分にて [] 不慮荒説な
(候間カ)

んとも [] 候すると存候間、重而狀をしたゝめ、河田殿

・ひ知嶋殿へ人進候、その事ハ、被渡候へハ可然様 []
(志)

可有ケ勢之候、恐と謹言、

九月廿五日

久豊(花押)

帖佐殿

船津殿

御返事

(本文書ハ「旧記雑録附録一」五九九号文書ト同文ナリ)

〇二二五 比志島了幸久 範水カ 沽却状

(貼紙)

十三

〔 〕候によて、うりわたし申候〔 〕田(水カ)の事、河邊のこほりの内〔 〕のむらの内、身作ふん五反〔 〕年ふん、今年むまのとしよりさるのとしの〔 〕月まで三年よう六貫文ニ候ハ、〔 〕房殿方ニうりわたし申候事實也、かやうにけいやく申候うへハ、〔 〕のねんきのあひたハ、すこしもいらんわつらい申事あるましく候、仍爲後日狀如件、

應永卅三年二月廿九日 了幸 (花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一〇五九号文書ト同文ナリ)

〇二二六 比志島了幸久 置文

(貼紙)

十三

この狀一つ公方にまいらせおき候間、心えられ候へく候、手つきの狀したい文おくり給るへく候、

〔 〕うに所領共ゆつり申候事子細なく候、さりなから身

かいて候つるほどたにも〔 〕身の無念ニ存候事のミナ

らて、うけ給ハらす候、まして後ハきこそわたり候ハん

すれと存候、きやうたいとも(すカ)に〔 〕こしつゝおもひあて候

ところニ、なに事にても、いらんわつらいを申され候ハ

、

日本國中佛神、ことには八幡大ほさつ 山王こけん 天

神 すわの御はつ候へ、了幸か子孫儀あるましく候、ゆ

つり狀なんともみなほくたるへく候、かまへてく身

あとをもとい候ハんなんとハ、おほせあるましく候、

きやうたいともふひんニおほせ候て、うれしく存候へく

候、後日ためかきおき候也、

應永卅二年十月廿九日 了幸 (花押)

(裏書)

の狀ハみな候、おのこら、おうなこら共にかきつ

けてとらせて候、

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一〇七五号文書ト同文ナリ)

〇二二七 慈榮書状

(貼紙) 十四

悦存候、ゑつしうといしうゐんどのニ[]にも御たて
わかりもある事候はん時ハ、ちかうにおよハす候、其外
の事におき候てハ、向後御大事[]身(ハカ)の大事と可存候、御
同心ニ候ハ、恐悦候、このてういつハリ申候ハ、あふ
きたてまつり候正八まんの御はちを、まかりかふるへく
候、恐と謹言、

卯月廿二日

慈榮(花押)

比志嶋河内殿

(本文書ハ「旧記雑録前編」二一〇七九号文書ト同文ナリ)

〇二二八 比志島了幸久沽却状

(貼紙) 十五

[]候によて、うりわたし申候水田の事、[]まの内こ
たいつくり三反、ねんく一石二斗の[]ころ、しろのかハ
り五貫文定、本物かへしに[]申事実也、三年すき候
ハ、いつもし本物のかわりにてうけ申へく候、この水

田ハとし、ちのかい候て、もたれて候を、かり申うり申
候、うり申候なん時も本物かわりをまいらせ候時ハ、か
へし給ハるへく候、本物まいらせず候尅分ハ、いさゝか
いらんわつらい申ましく候、仍為後日狀如件、

正長二年つちのとの二月廿八日 了幸(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編」二一〇九一号文書ト同文ナリ)

〇二二九 島津貴久書状

(貼紙) 三

境目之様懇ニ可承候、

昨夕川口より罷歸候、春山之事無念此事候、同前候歟、
今度世上愚身一大事候、本末可為御志候、心落候、可被
意用候、憑入候、伊集院方今程取乱ニよて、無沙汰之事
ハ承候て可被候歟、いか様近日之間、一身罷越候て、諸
事可申候、恐と謹言、

七月一日

貴久(忠國)(花押)

比志嶋殿

(本文書ハ「旧記雑録前編」二一〇九八号文書ト同文ナリ)

〇二三〇 比志鳥了幸久讓狀

ゆつりわたすちやくし二郎四郎義清か所

さつまの国満家院の内比志嶋・西俣・河田・城前田・上原菌、以上五カ所の所りやうしきハ、河内入道了幸重代さうてんの本領也、しかれハ度々のあんどみきしよ・京都關東御下文・代とのゆつり狀一紙のこさすあいそへて、義清ニゆつりわたす事実也、たゞし比志嶋内水田菌すこしつゝ、きやうたいともにゆつる也、かのちニおいてすこしもいらんわつらいを申され候ハ、了幸か子孫儀あるましく候、仍ゆつり狀如件、

應永卅二年十月廿九日

比志嶋河内入道了幸 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一〇七六号文書ト同文ナリ)

〇二三二 島津貴久起請文

一右意趣者、世上如何躰雖轉變候、無二心可憑存事、

一此刻忠節、於生涯不可忘申事、

一如此申承候上者、不慮之和讒凶害申事候ハ、直ニ可申披事、

若此條と偽申候者、

伊勢天照大神宮 諏方上下大明神 八幡大菩薩可蒙御罰

候、

永享二年五月十五日

(忠國) 貴久 (花押)

比志嶋殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一一二二号文書ト同文ナリ)

〇二三三 比志島義清置文

嫡子大房丸所と薩摩國滿家院の内、比志嶋・西俣・河田・城前田・上原菌五ヶ所の惣領職ハ、源義清重代さうてんのち也、しかれハ關東安堵御下文・代とのてつきの狀等をあひそへて、ゆつりわたすところ也、方との御くうし等ニおいてハ、せんれいのむねニまかせてきんしすへし、以此旨、永代無相違可知行狀如件、

永享二年六月一日

源義清 (花押)

〔貼紙〕

〔卷九〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一一一三号文書ト同文ナリ〕

〇二三三 島津立久書状

其外、寄之面々へ談合候て申され候する□□く被馳廻、城誘大事了簡可然候、聽而遣使者万可申候間、不能重言候、恐と謹言、

七月十七日

立久（花押）

比志嶋殿

〔貼紙〕

〔二〕

〔本文書ハ「旧記雜録附録一」六一七号文書ト同文ナリ〕

〇二三四 島津立久書状

〔貼紙〕

〔三九〕

勢を可遣由、重而聞得候者、細く可承候、いしうゐん邊之てき仕のけ候をちからにて、當所之者共ゆたん仕候間、一昨日より其用心申付候、屋形路次きれ候、別而それかしたのミ入候通を、まこ太郎方同申

候、まへのことく七まかりのふしことにて候共、おろし候する處を、のふしハやくつけ候てハ、おもいてにて可有之と存候て罷上候、

わさと進狀候、就其仕事候由夕聞得候間、ふと當所いしきに罷上候、承候分ハ、ひしゝまに一てあて候て、川上にてあて候て、なゝまかりをおろし、ゆたんの時仕（く）へらひひきのき候へきたくみの由承候、そうへつ當所ゆたんにて候、是の者おとろかし候すると存候て罷上候、いかさまその仕事かと覺候、先日如進狀候、たのミ入候由外たなく候、用心堅候する事可然候、恐と謹言、

九月九日

立久（花押）

〔上巴〕

ひししま殿

立久

〔本文書ハ「旧記雜録附録一」六一八号文書ト同文ナリ〕

〇二三五 源義清讓状

源義清讓渡

讓渡孫千代房〔丸立頭〕薩摩國滿家〔院〕之内比志嶋・河田・西侯・前田・上原蘭、以上五ヶ所惣領式事、

右、件田畠山野、義清重代相傳所也、而間關東之御下文
・代々手次之狀・調度文書等不殘一紙、孫千代房丸讓渡
事実也、此上ハ任先例、無相違可令知行也、於比志嶋田
畠少く、子共ニ千代房丸為恩相計也、所々ハ心安面と被
知行仕候者、對義清可為志候、仍狀如件、

文安三年十二月九日 義清(花押)

(貼紙)

卷十代

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一三二三号文書ト同文ナリ)

〇二三六 島津立久加冠狀

加冠

右、加冠元服之事、任比志嶋孫太郎源立頼、

于時長祿三年少春十九日 立久

比志嶋孫太郎殿

(貼紙)

一一

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一三八二号文書ト同文ナリ)

〇二三七 土橋五郎九郎請文

(端裏書) 請狀 うちハしの五郎

(貼紙)

三

滿家院之内比志嶋の門水田土橋門八反所當のへ米二石五
斗・なし物春秋ニ四百八十ニきため請申事実也、か様ニ
申定候へハ、いかなる風そん水そんをきらハす、わかま
へ可申候、もし來十一月中もふきたニ候て、にけかくれ
申候ハ、いかなるけんもん高家・神社・佛寺等の御領
内ニ罷入候共、見合ニ致し町路次をきらハす、かうしち
をおさへめされ候へく候、其時一儀一言不申ましく候、
仍爲後日請狀如件、

ちやうきやう二年つちのへ 四月廿八日 土橋 五郎九郎

土橋

五郎九郎

（付札）
龍伯公御初御代々

諸古文書類ノ卷

『七卷ノ内』

（裝背）
八通

〇二三八 島津義久書状

源二郎進退ニ付而、彼母儀其元にて種々之計策在之由、其間得候間、各念を入左様成儀に聞立見立、節々武庫へ言上有へく候、殊更 内府様へ被申入儀共有之由候、其外加藤殿・隣國衆へも申通之由候、此等之心遣肝要たるへく候、至當家者 家康様別而御懇志之儀候間、彼前より何たる訴訟雖申上候、御請付無様ニ奉頼候旨、連々義弘より言上候て可然存事候、されハ御家之為ニ可成事ハ、無用捨可被申上候、右之旨圖書頭へも可申候へ共、定可為下向存候条、如此候、恐々謹言、

（慶長四年カ）

卯月十九日

（正徳）

本田六右衛門尉殿

比志嶋紀伊守殿
（四目）

龍伯（花押）

〇二三九 島津義弘書状

長々在京辛勞之段、不及申候、仍拙者も近々可罷登當概候、然者此元之様子、諸篇難成事可有推量候、殊々（老）中一人も供有間敷由候、其上□一圓不事成候条、乘船と子等迄雇候て、致分別候、後より可相閑儀者不存候、誠此方不如意之躰無是非候、たそ御家景反錢屋別等之儀雖被申付候、是も今日迄ハ一紙半錢未見來候、自是急ニ申候ても、更不被驚笑止迄候、中々從其元可被存測間にても無之候、迷惑千万に候、拙者事者、又一郎兄弟在京故、御自身之分者、悉致払底候間、無用意にて罷登候てハ、結局公儀□雖不可然候、急速ニ不致上洛候ハ、御家之為ニ罷成間敷由、追々被仰下候条、遅參候てハ、返而可為笑止かと存、今月廿六日致日取可打立由、老中衆へも雖申渡候、今日迄ハ反錢間別未相調候、漸□三ヶ所之分間候、此分迄にてハ餘々笑止之条、備者廿六致首途、必早く可打立候、從此元者京都之借銀を相頼可罷登候、弥其元故実頼入候、乍重言老中調不入精候事、是程迄とハ不存候、先松下より可見苦躰、外口迷惑不過之候、雖然不

及力候之条、兎角差急候、次之時者可然様、於 御前取

合所仰候、兼又貴所(兩人)事者、太守様雖御下向候、一

兩(月も御カ)跡ニ居留候へ、彼是可致熟談候、(誠長承之カ)儀候

へ共、連々懇切之条、其分(別願存候之)此旨 太守様へも令

言上候、乍不申(近日)可罷登候之条、其元仕合等之儀何(篇)

入魂所希候、恐々謹言、

卯月廿一日

義弘判

比志嶋紀伊守殿

本田因幡守殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」四四三号文書・「旧記雜錄附録二」二四六号文書ト同文ナリ)

〇二四〇 島津義弘書状

屋形作之儀并先年已來借物返弁、就中又一郎夫婦在京之

始末等、於今分者、可相調様無之候、然者於國本各談合

肝要之砌ニ候之条、鎌田出雲守差下候、種々口上ニ相含

候間、遂熟談、老中へも切々相達、御自分之肝煎も不見

側之様ニ才覺頼入計候、御前之取合不及申候哉、なを出

雲守可申候也、謹言、

二月十六日

義弘判

税所越前守殿(備和)

本田因幡守殿(正親)

比志嶋紀伊守殿(国貞)

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」五八〇号文書ト同文ナリ)

〇二四一 島津久保書状

態令啓候、其許打立候刻者、龍伯様被入御精、種々御

懇情之儀、忝奉存候、從一昨日尾張之内きよ須と申在所

へ令逗留候、於此地、關白様へ御目見え申候て可然之

由、石治少輔被仰候条、其覺悟候、何様近日中御吉左右

可申□此等之旨、宜有披露候、恐々謹言、

三月五日

久保(花押)

比志嶋紀伊守殿

〇二四二 島津久保書状

其後者御左右不承候處、村雅被差越其表之様子被仰聞

候、承届令安堵候、

一 對御家種と違乱候之仁御座候、親子兄弟之間□さまたけ讒言甚候、此たひも從 龍伯様以村雅御意候とて、大事成儀とも被申候間、驚村雅へ相尋申候へハ、一圓不存候由申候、如此あらたなる事共御座候、治定此方之儀も色と作言可被申入候間、よくく可被入御念候事、

一 此國御無事ニ罷成候間、御人數可被引取候、然者九州表可為國替之由、風聞候、□殿・龍造寺此兩人□□必定可為國替候、□薩摩之事も其分たるへく候、今度重陣と申、無人と申、他國雖無別儀候、薩摩事ハ可□□、其御分別尤候、猶□儀追と可申上候、恐と謹言、

五月十六日 又一郎 久保 (花押)

比志嶋紀伊守殿

〇二四三 島津義弘書状

猶と御國分調□ハ、無吳儀候、可御心安候、於様子者、彼山伏□達申候、以上、

關東御出馬ニ付□又一郎罷立候、諸事用意之儀□被仰付、致御供候由、千と萬と満足仕候、種と被入御精被仰調候由、又一郎ニ申下候、御苦勞之儀、不及様申盡儀候、

一 南蠻船之儀、心遣存候、定無吳儀、彼船主も取合仕候由候、目出令存候、

一 関白様御出陣之御□、於其元可被相調候由、圖書頭本野入より被申下候、大慶至極候、國元よりハ兎角不罷成候間、弥相調様ニ可被仰付儀奉憑候、

一 今度以本司油燈參挺令拜領候、思食寄と御懇意儀候、忝次第候、いつれも可然様ニ、可被御取合候、恐と謹言、

卯月二日 義弘 (花押)

比志嶋紀伊守殿

〇二四四 島津義弘書状

猶と巨細雖可令書載候、他者如何ニ候之条、比使口

上ニ相合候、念比ニ被成御尋可被聞召候、其上幸侃

老より巨細可申上候通申付候間御返候、已上、

急度令言上候、其已後御國元之様子とかく不承候間、

萬々無御心元存計候、

一兵糧米之事、旧冬川野宮内左衛門尉にて申上候様ニ被

入御念被仰付候て、釜山浦へ早々可被渡置候事、

一當國へ最前以来渡海之人衆乘船、大方致歸朝之由候、

慮外之至候、彼船共之儀者不及申、船數被仰付、釜山

浦へ可被渡置候事、

一人數之事、稻富新介・白坂七右衛門尉にて如申上候、

被仰付候て可被差渡候、いづれもく不可有御由断候、

此旨可預御披露候、恐々謹言、

正月十一日

兵庫頭

義弘(花押)

比志嶋紀伊守殿

〇二四五 伊勢貞昌書状

一當年者唐船不參候哉、御書ニ如被仰聞、ゑきれ船海路

へ相察有之由申候、(唐之)□□船廿艘ほとか乗取申由候間、

ゑきれ・おらんだ稠罪科ニ於不被仰付者、向後唐より

の商船相絶可申由取沙汰候、

一此比根占へ唐船二艘着船候て、如鹿兒嶋乘廻候由、

御書ニ相見申候、鹿兒嶋よりハとかく未相聞□□、

一相良殿と奈須主膳と口事之儀、及御沙汰申候、落着未

相知申候、

一御供衆辛勞被申由、御詫之旨申渡候、忝奉存由□□

□□就中酒女之□□要之由、連々奥州様へ伺御

意申渡候由、□□被仰含候趣、致承知、弥堅

申達候、

一今度者諸大名衆家中くの法度稱被仰付、一切人の内

衆町ありきなど無之候、日本之聚にて候へとも、京都

町中いかにも静ニ御座候、細川越中守殿などハ、御家

中之衆用所候而、致他出候時者、切手ニ判を御をし候

て、何時ニ切手を持參候人々被定置候、然處此比切手

を落申候而、不及是非、曆と腹を切被申候、如此皆と
法度正候間、當御家中衆別而念入候へてハと申事候、
御國ならひにて、皆とゆるくと有之事候間、下とい
かやうの儀をも可仕出やと氣遣ニ存候、

一 公方様昨日廿一日、被成御參 内候、次第ニ御隙明申
候間、江戸へ還御も程有御座間敷由、取沙汰候、

一 諸大名御知音衆へ、八木など過分ニ、たかひの御音信
共にて御座候処、此方御事此度いつくよりも御遺物不
足ニ候間、御挨拶も難成候、乍去種と人のまねを被成
候、因茲御借銀かさなり申候、當時くくの事計ニ、我
も人も取亂申候、向後いかゝ相調可申覚悟無之候、大
事之御事ニ候、何とそ在國衆へ被仰聞、御借銀御返弁
候、御談合肝要ニ奉存候、此旨可然候様、可預御披露
候、恐と謹言、

（元和三年カ）

七月廿二日

伊勢兵部少輔

貞昌（花押）

比志嶋河内守殿

文
書
目
録

例言

- 一 本巻に収められた「新編島津氏世録支流系図」中の文書の全部を、底本の配列に従い、通し番号を付して収録したものである。「比志島家文書」については、別に番号を付した。
- 一 文書は、番号のほか、年月日、文書名を記載した。
- 一 底本にある補筆の年紀については、「」又は『』を付し、編者の注には（ ）を付した。修正した箇所には〔 〕を付した。
- 一 月の異称は数字に改めたが、正月、朔日、晦日などはそのまま残した。

新編島津氏世録支流系図

番号 年 月 日 文 書 名

伊作氏一流 第一

伊作氏系圖第一

- 一 弘安四年 四月十六日 島津久経自筆置文
- 二 弘安四年 四月十六日 島津久経讓狀
- 三 弘安八年 七月 三日 將軍家政所下文
- 四 弘安八年 七月 三日 惟世文書目錄
- 五 弘安八年 十月十九日 伊作庄領家雜掌地頭代等和与狀
- 六 正応二年十一月十七日 關東下知狀
- 七 正応三年 二月十二日 關東下知狀
- 八 正応三年 五月十二日 關東下知狀
- 九 正応五年 四月十二日 關東下知狀
- 一〇 正応五年十一月 卅日 伊作庄内日置北郷和与狀
- 一一 正応五年十一月 卅日 伊作庄内日置北郷和与狀
- 一二 二月十九日 山田忠繼置文
- 一三 正応五年十二月十六日 關東下知狀
- 一四 正応六年 正月十三日 關東下知狀
- 一五 二月 一日 沙弥寂一書狀
- 一六 永仁三年 七月廿九日 關東下知狀
- 一七 永仁五年 三月十八日 忍阿讓狀

番号 年 月 日 文 書 名

- 一八 永仁五年 七月 五日 關東御教書
- 一九 永仁五年 八月十五日 島津忠宗書狀
- 二〇 永仁六年 七月 十日 島津忠宗警護番役覆勘狀
- 二一 永仁六年 九月 三日 關東下知狀
- 二二 九月廿五日 左衛門尉盛景書狀
- 二三 正安三年 十月 廿日 酒匂本性警固番役覆勘狀
- 二四 正安二年十一月廿六日 鎮西御教書
- 二五 正安三年 三月廿七日 鎮西御教書
- 二六 嘉元三年 二月 日 島津忠長久申狀
- 二七 嘉元三年 三月十九日 島津忠長久申狀
- 二八 嘉元三年 六月 廿日 關東御教書
- 二九 嘉元三年 十月十三日 島津忠長久料田寄進狀
- 三〇 嘉元三年 十月 日 太田庄領家年貢注文
- 三一 嘉元三年十一月十一日 薄葉景光請文
- 三二 嘉元三年閏十二月廿九日 酒匂本性警固番役覆勘狀
- 三三 正和三年 七月十六日 鎮西下知狀
- 三四 正和三年 十月十一日 久米寺雜掌代唯寂功錢請取狀
- 三五 正和三年十一月廿七日 鎮西下知狀
- 三六 正和三年十二月廿三日 久米寺雜掌代唯寂功錢請取狀

三七 正和四年 九月 十日 久米寺雜掌代唯寂功錢請取狀
三八 正和五年 十月 三日 久米寺雜掌代唯寂功錢請取狀
三九 文保元年 六月 十七日 伊作庄日置北鄉領家雜掌地頭代和与狀
四〇 文保元年 六月 十九日 伊作庄日置北鄉領家年貢等請取狀
四一 文保元年 八月 廿五日 伊作庄日置北鄉和与文書目錄
四二 文保元年 九月 二日 鎮西下知狀
四三 文保元年 九月 廿四日 鎮西下知狀
四四 文保元年十一月 廿八日 久米寺雜掌代唯寂功錢請取狀
四五 文保三年 六月 日 伊作庄雜掌下司申狀
四六 六月 十九日 伊作庄日置北鄉領家行卷書狀
四七 元応元年 九月 廿日 鎮西御教書
四八 元応元年十一月 三日 二階堂行雄請文
四九 元応元年十一月 五日 薩摩在国司沙弥道雄請文
五〇 元応二年 二月 八日 阿多北方地頭代沙弥見仏請文
五一 元応二年十一月 六日 鎮西下知狀
五二 元享三年 五月 十日 関東御教書
五三 元享三年 五月 廿九日 鎮西御教書
五四 元享三年 七月 九日 鎮西御教書
五五 元享三年 九月 五日 鎮西施行狀
五六 元享三年 九月 十二日 前参河守某裁許狀
五七 元享二年 三月 十三日 伊作島津氏重書目錄
五八 元享二年 三月 十三日 伊作島津氏重書目錄
五九 元享四年 三月 十八日 伊作島津氏重書目錄

六〇 元享四年 八月 廿一日 伊作庄并日置北鄉領家雜掌憲俊文書渡狀
六一 元享四年十一月 九日 伊作庄領家雜掌承行文書渡狀
六二 文保三年 六月 日 伊作庄雜掌下司申狀
六三 文治四年 十月 日 伊作庄立券狀
六四 元応元年 九月 廿日 鎮西御教書
六五 元応二年 二月 八日 阿多北方地頭代沙弥見仏請文
六六 元享四年 二月 廿二日 源祐清契狀
六七 文保元年 十月 一日 島津久長判形變改次第
六八 元徳二年十二月 廿日 鎮西下知狀
六九 建武元年 八月 十九日 伊作庄領家雜掌憲俊用途預狀
七〇 建武四年 五月 十六日 善恵去狀
七一 建武四年 八月 三日 島津道意合戰手負注文
七二 建武四年十一月 廿九日 足利直義御教書

伊作氏一流 第二

伊作氏系圖第二

七三 徳治三年十一月 十一日 長谷寺別当妙法・沙弥本仏連署証狀
七四 文保二年 二月 廿日 琳慶讓狀
七五 元享三年 五月 日 島津宗久代道慶重申狀
七六 元享三年 七月 日 島津宗久代道慶重申狀
七七 七月 廿三日 伊作庄日置北鄉領家方行卷書狀
七八 文保元年 十月 廿二日 島津久長自筆讓狀
七九 (元享四年) 八月 廿六日 伊作庄日置北鄉領家方行卷書狀
八〇 元享四年 八月 廿一日 伊作庄日置北鄉領家地頭和与狀

八一 正中二年 十月 七日 關東下知狀
 八二 元享四年十二月 二日 伊作庄日置北郷領家雜掌地頭代和
 八三 正中二年 十月廿七日 與狀
 八四 嘉曆四年 七月 五日 關東下知狀
 八五 元德元年 十月 五日 鎮西下知狀
 八六 元德二年 二月廿九日 鎮西下知狀
 八七 元弘三年 八月 五日 後醍醐天皇繪旨
 八八 恩賞目安
 八九 建武元年 九月廿九日 雜訴決断所下文
 九〇 建武元年十一月廿六日 後醍醐天皇繪旨
 九一 建武元年十二月 日 島津道惠申狀
 九二 建武二年 二月 日 山田道惠代道慶目安
 九三 二月十八日 山田道慶書狀
 九四 建武二年 三月十七日 頼元請文案
 九五 建武三年 三月 日 山田道惠申狀
 九六 建武三年 三月廿八日 足利尊氏御教書
 九七 建武四年 四月廿六日 足利直義御教書
 九八 建武四年 五月十六日 島津道惠証狀
 九九 建武四年 八月 九日 足利直義御教書
 一〇〇 建武四年 八月 十日 島津貞久施行狀
 一〇一 曆応三年 三月 三日 足利直義御教書
 一〇二 曆応三年十一月廿一日 足利直義下文
 一〇三 康永元年十二月廿一日 足利直義御教書

一〇四 康永二年 三月廿六日 足利尊氏下文
 一〇五 康永二年 四月 五日 高師直施行狀
 一〇六 貞和二年 九月 四日 島津道惠・紀伊行仲連署注進狀
 一〇七 九月 十日 かくけん書狀
 一〇八 貞和二年 九月 日 伊作庄名主等連署注進狀
 一〇九 貞和二年十一月廿一日 足利直義御教書
 一一〇 貞和三年^欽 四月 二日 足利尊氏書狀
 一一一 貞和四年 二月 九日 一色範氏軍勢催促狀
 一一二 貞和四年 八月廿九日 足利直義御教書
 一一三 貞和五年十二月廿七日 足利尊氏御教書
 一一四 觀応元年十一月 三日 足利直義御教書
 一一五 觀応二年 七月 四日 足利直冬書下
 一一六 觀応二年 七月廿六日 足利直冬書下
 一一七 正平六年 八月 三日 後村上天皇繪旨
 一一八 正平六年十一月十三日 足利尊氏御教書
 一一九 觀応三年 四月十三日 足利義詮御教書
 一二〇 文和三年 九月十九日 足利尊氏御教書
 一二一 閏九月十四日 足利尊氏書狀
 一二二 元享三年 五月 廿日 島津宗久讓狀
 伊作氏一流 第三
 一二三 建武四年十一月 廿日 島津愛寿丸軍忠狀
 一二四 康永二年 三月 二日 足利直義御教書
 一二五 正平九年 六月廿三日 島津道惠^{宗讓}狀

- 一二六 正平九年 六月廿三日 島津道惠宗久置文
一二七 康安二年 三月廿五日 斯波氏經感狀
一一八 三月 八日 島津道鑑貞久書狀
一二九 正平十九年九月十四日 西園寺実秀奉口宣案
一三〇 正平十九年九月十四日 後村上天皇綸旨
一三一 正平十九年九月十五日 藤原顯方書狀
一三二 貞治七年 五月廿八日 若松忠貞田地壳券
一三三 康安五年 正月廿五日 今川了俊世貞書下
一三四 康安五年 正月廿五日 今川了俊世貞書下
一三五 康安五年 十月十三日 今川了俊世貞軍勢催促狀
一三六 十月廿八日 幸阿書狀
一三七 二月廿一日 小貳冬資書狀
一三八 十月十九日 小貳冬資書狀
一三九 康安八年 四月 廿日 今川了俊世貞書狀
一四〇 嘉曆二年後九月廿一日 島津道惠宗久自筆讓狀
一四一 閏九月十四日 足利尊氏起請文
一四二 天文十九年八月廿八日 伊作氏後胤信州書
一四三 建德二年 五月廿七日 島津道壹親讓狀
一四四 康安三年 二月廿三日 島津道壹親讓狀
一四五 建德二年 五月廿七日 島津道壹忠讓狀
一四六 九月 二日 渋谷定円重書狀
一四七 永和元年 十月 一日 伊作庄別府半分坪付注文
一四八 九月十二日 島津伊久書狀
- 一四九 明德二年十一月廿七日 伊作庄別府半分坪付注文
一五〇 建德二年 五月廿七日 島津道壹親讓狀
一五一 建德二年 五月廿七日 島津道壹忠讓狀
一五二 康安九年 八月十八日 島津久幸寄進狀
一五三 康安卅三年 十一月廿六日 島津久秀寄進狀
一五四 建德二年 五月廿七日 島津道壹親讓狀
一五五 康安三年 二月十八日 島津道哲伊預狀
一五六 康安三年 六月十七日 島津元久契狀
一五七 八月廿五日 渋谷滿頼書狀
一五八 康安六年十二月十八日 島津元久書下
一五九 康安七年 二月十五日 島津元久書下
一六〇 康安七年 四月十九日 島津元久書下
一六一 康安七年 四月十九日 島津元久書下
一六二 康安八年 八月廿一日 島津久哲伊書下
一六三 康安八年 十月 十日 島津久哲伊書下
一六四 康安八年十一月十六日 島津久哲伊書下
一六五 康安十年 九月 一日 島津元久書下
一六六 康安十年 九月 一日 島津元久書下
一六七 康安十一年四月 五日 島津久哲伊書下
一六八 康安十三年七月十六日 島津元久書下
一六九 康安十三年九月廿五日 伊作庄別府半分坪付注文
一七〇 三月廿三日 島津存忠久書狀
一七一 康安廿四年 十一月 二日 島津存忠久宛行狀

一七二 応永廿八年三月十五日 大寺元幸外五名連署契状

一七三 永享二年 十月十一日 島津好久用宛行状

一七四 宝徳三年十二月十七日 伊作多宝寺鐘銘写

一七五 二月 十日 島津久逸書状

一七六 島津久逸契状

一七七 島津久逸書状

一七八 島津久逸書状

一七九 天正拾二年八月十二日 三原昌安書状

一八〇 十月十七日 喜入忠弘書状

恒吉氏・石見氏一流

恒吉氏系圖

伊作氏庶流
石見與吉郎長代一流系圖

若松氏一流

若松氏系圖

西氏 第一

西氏系圖加世田之士三郎右衛門尉

西氏庶流不知所自出
西勝兵衛忠繼一流系圖

西氏一流 第二

西氏系圖主馬首忠重

一八一 八月 七日 鎌田正信証状

忠良 第一

忠良系圖第一

一八二 日新様以來御当家繁栄之事

一八三 『大永六年款』八月 朔日 琉球国世主書状

一八四 大永六年 八月拾八日 島津忠良証状

一八五 『大永六年款』九月廿一日 島津忠兼勝久書状

一八六 九月廿五日 肝付兼興書状

一八七 十二月 五日 島津忠良書状

一八八 大永七年 四月 九日 肝付兼演宛知行目錄

一八九 享祿四年 八月廿三日 島津日新忠良外二名連署起請文

一九〇 三月 五日 近衛植家書状

一九一 六月 二日 三千院宮応胤親王書状

一九二 『天文五年款』七月廿五日 島津勝久書状

一九三 天文八年 正月十一日 島津日新忠良書状

一九四 四月 七日 可水書状

一九五 二月廿一日 島津忠朝書状

一九六 島津忠良等詠草

忠良 第二

忠良系圖第二

一九七 四月廿二日 伊集院忠朗書状

一九八 四月廿三日 島津日新忠良書状

一九九 天文十三年十月 吉日 島津日新忠良起請文

二〇〇 島津日新忠良いろは歌

二〇一 正月 七日 近衛植家書状

二〇二 『天文十五年』正月十六日 半松斎宗養書状

二〇三 『天文十五年』二月廿九日 近衛植家書状

二〇四 『天文十五年』八月廿九日 半松齋宗養書狀

二〇五 島津日新良 詠歌

二〇六 天文十七年六月廿八日 田布施岩屋觀音再興棟札写

二〇七 島津日新良 詠草

二〇八 八月 廿日 飛鳥井頼孝蹴鞠伝授狀

二〇九 天文廿年 九月十九日 後奈良天皇編旨

二一〇 十一月 廿日 島津日新良 書狀

二一一 天文廿一年十月 吉日 島津日新良 寄進狀

二一二 天文廿年十二月廿六日 勝手明神再興棟札写

二二三 天文廿三年二月 二日 島津日新良 寄進狀

二二四 寄進地目録

忠良 第三

忠良系圖第三

二二五 天文廿三年四月 廿日 島津日新良 起請文

二二六 中山王書狀

二二七 弘治二年 二月 日 加世田今泉寺鐘銘

二二八 琉球王某書狀

二二九 永祿五年 五月 吉日 島津日新良 起請文

二三〇 永祿五年 八月 田布施常珠寺法華經奥書

三二一 九月廿三日 進藤長治書狀

三二二 『永祿七年』三月十三日 近衛植家書狀

三二三 『永祿七年』六月廿七日 近衛植家書狀

三二四 正月十四日 島津義久書狀

二二五 『永祿八年』四月 島津日新良 請書案

二二六 四月 島津忠良書狀案

二二七 永祿九年 七月 二日 島津日新良 鑑札

二二八 島津忠良 詠草

二二九 島津忠良 詠草

二三〇 島津忠良 詠草

三三一 島津忠良 詠草

三三二 島津忠良 詠草

三三三 島津忠良 詠草

三三四 永祿十一年四月廿四日 島津日新良 鑑札

三三五 島津忠良 詠草

三三六 永祿十一年 拾二月廿一日 島津義久 祭文

三三七 島津義久 追悼和歌

三三八 島津忠良 辞世の高韻

三三九 元龜二年 三月 吉日 加世田日新寺鐘銘写

龜山氏一流 附藤野氏

龜山氏一流系圖

忠將一流 右馬頭忠將一流系圖

二四〇 天文廿一年四月廿四日 島津忠將 契狀

二四一 永祿二年 五月廿三日 島津忠將 請取狀

二四二 (永祿四年七月) 竹原山台戰戰死者父名

二四三 島津征久年忌偈文

二四四 天正三年 八月 廻城供養塔碑銘写

二四五 『天正元年歌』 十一月廿六日 近衛信輔書状

二四六 『天正七年歌』七月 十日 田原鎮忠書状

二四七 文祿四年 七月 四日 島津義久・義弘連署条目

二四八 二月 廿日 元吉書状

二四九 慶長四年 三月 五日 島津忠恒宛行状

二五〇 島津家久書状

二五一 『慶長五年』 二月 廿日 山口直友書状

二五二 某祭文

二五三 島津久信弔文

二五四 九月 四日 島津家久書状

二五五 五月廿一日 石田三成書状

二五六 『寬永九年』 六月 五日 島津家久書状

忠興一流

日州佐土原城主

島津右馬頭忠興一流系圖

日州佐土原城主島津忠興家庶流

島津主膳久富一流系圖

日州佐土原城主島津忠興家庶流

島津采女久龍一流系圖

尚久一流 第一

尚久一流系圖第一

二五七 『天文十五』 二月廿九日 近衛植家書状

二五八 三月十七日 矢野以清書状

二五九 五月十五日 某書状

二六〇 永祿七年 八月天正日 名字状

二六一 天正八年 八月 吉日 島津忠長書状

二六二 天正拾二年九月 八日 島津忠長外二名連署高札

二六三 九月廿三日 近衛前久書状

二六四 文祿四年 九月 五日 島津忠恒家起請文

二六五 文祿五年 二月 三日 島津義久宛行状

二六六 『慶長二年』 二月十二日 伊集院抱節治久書状

二六七 慶長四年 三月 五日 島津忠恒家宛行状

二六八 慶長五年十二月 二日 平田増宗外二名連署知行目錄

二六九 六月 十日 島津忠恒書状

二七〇 慶長七年 九月拾一日 島津忠長起請文

二七一 慶長十五年 十一月廿六日 島津忠長外五名連歌

島津竜伯義久追悼和歌

尚久一流 第二

尚久一流系圖第二

二七三 慶長十四年五月 十日 島津紹益忠長外二名連署知行目錄

二七四 慶長十九年六月 晦日 穎娃久政・川上久好連署知行目錄

二七五 四月廿五日 島津久元書状

二七六 寬永六年 十月 朔日 喜入忠統・伊勢貞昌連署知行目錄

二七七 『寬永九年』 四月廿八日 永井白元書状

二七八 寬永十五年三月 吉日 島津久元室寄進状

二七九 寬永十六年十一月吉辰 絕同授戒状

二八〇 寬永十六年十一月吉辰 絕同別称付与状

二八一 寬永十七年也二月 絕同偈文

二八二 寛永十七年也四月 絶同・宗崑問答之次序

二八三 寛永(十七年)四月 絶同院号付与状

二八四 絶同賛

二八五 島津光久達書案

二八六 島津光久達書写

二八七 北郷久加・新納久詮連署書状写

久明・忠清・忠廣・久記・久房

島津大蔵久明一流系圖附三崎

島津久四郎忠清一流系圖附谷川

島津市正忠廣一流系圖附三木原

島津頼母久記一流系圖附平屋

島津求馬久房一流系圖附柳之

歳久一流 第一

島津左衛門督歳久系圖第一

二八八 六月廿七日 島津貴久書状

二八九 島津義久書状

二九〇 『天文十七年比款』 六月 五日 島津貴久書状

二九一 『天文十八年款』 六月 五日 島津貴久書状

二九二 『永祿三年款』 二月 六日 島津貴久書状

二九三 『永祿三年款』 五月十六日 島津貴久書状

二九四 三月 四日 島津義久書状

二九五 『永祿五年』 六月廿一日 島津貴久感状

二九六 『永祿五年』 六月廿八日 進藤長治書状

二九七 二月廿五日 島津義久書状

二九八 『永祿五年已前』 四月廿七日 近衛尚通書状

二九九 八月 四日 島津義久書状

三〇〇 『永祿六年』 閏十二月 九日 島津義久書状

三〇一 十月 三日 島津義久書状

三〇二 『永祿七年款』 七月廿六日 島津義久書状

三〇三 八月十六日 近衛植家書状

三〇四 『永祿九年』 閏八月十八日 島津貴久書状

三〇五 廿九日 島津義久書状

三〇六 二月十一日 島津貴久書状

三〇七 十一月十二日 島津義久書状

三〇八 正月 廿日 島津義久書状

三〇九 正月廿九日 島津貴久書状

三一〇 二月 八日 島津義久書状

三一〇 二月 八日 島津義久書状

三一一 三月廿九日 島津義久書状

三一二 十二月十三日 島津義久書状

三一三 正月拾一日 島津義久書状

三一四 『天正元年』 二月廿三日 島津義久書状

三一五 天正三年 四月廿一日 犬追物手組

三一六 八月 廿日 青蓮院尊朝法親王書状

三一七 近衛前久書状

三一八 近衛前久詠草

三一九 十月 四日 島津歳久追悼和歌

三二〇 (文祿元年) 七月十七日 島津歳久辞世
 三二一 島津歳久詠草
 三二二 島津龍伯義久外三名詠草
 三二三 懷旧連歌

歳久一流 第二

島津左衛門督歳久系圖第二

三二四 天正拾九年四月 七日 島津義久証狀
 三二五 (天正廿年) 七月廿一日 島津義久書狀
 三二六 天正廿年 七月廿六日 島津義久起請文
 三二七 天正廿年 七月廿六日 細川幽齋玄旨起請文
 三二八 慶長二年 七月廿九日 宇多与右衛門尉訴狀
 三二九 慶長二年 八月廿二日 五代友喜外二名連署覚書
 三三〇 十一月十三日 島津義弘書狀
 三三一 三月廿一日 島津義久書狀案
 三三二 某書狀
 三三三 七月 三日 島津義弘書狀
 三三四 十六日 島津家久書狀
 三三五 八月十三日 島津家久書狀
 三三六 慶長六年 二月 八日 島津忠長証狀
 三三七 四月 一日 島津忠恒家久書狀
 三三八 四月 三日 島津忠恒家久書狀
 三三九 四月 七日 島津忠恒家久書狀
 三四〇 十二月廿七日 島津忠恒家久書狀

三四一 二月十五日 島津忠恒家久書狀
 三四二 二月十九日 島津忠恒家久書狀
 三四三 七月 七日 島津忠恒家久書狀
 三四四 『慶長十年』 六月十九日 島津龍伯義久書狀
 三四五 十七日 島津忠恒家久書狀
 三四六 九月十六日 島津忠恒家久書狀
 三四七 十一月 二日 島津忠恒家久書狀
 三四八 五月 廿日 島津忠恒家久書狀
 三四九 七月十九日 島津忠恒家久書狀
 三五〇 九月廿八日 島津家久書狀
 三五一 十月 九日 島津家久書狀
 三五二 廿六日 島津忠恒家久書狀
 三五三 廿三日 島津家久書狀
 三五四 十一月十五日 島津家久書狀
 三五五 十七日 島津家久書狀
 三五六 廿七日 島津家久書狀
 三五七 六月廿七日 島津家久書狀
 三五八 二月十六日 島津家久書狀
 家久一流 第一
 島津中務大輔家久一流系圖第一
 三五九 『天正十六年款』 五月 三日 豊臣秀吉朱印狀
 三六〇 『天正十六年款』 五月 四日 豊臣秀吉朱印狀
 三六一 天正十六年八月 四日 豊臣秀吉知行方目錄

三六二 『天正十六年八月 五日 豊臣秀吉判物』
 三六三 『天正十六年秋』
 三六四 『文禄元年』 十二月十九日 豊臣秀吉朱印状
 三六五 『文禄元年』 四月 八日 豊臣秀吉朱印状
 三六六 『文禄元年』 十一月 十日 豊臣秀吉朱印状
 三六七 『文禄二年秋』 正月 三日 豊臣秀吉朱印状
 三六八 『文禄二年秋』 二月 九日 豊臣秀吉朱印状
 三六九 『文禄二年秋』 二月廿八日 豊臣秀吉朱印状
 三七〇 『文禄二年秋』 五月 朔日 豊臣秀吉朱印状
 三七一 『文禄二年秋』 五月 三日 豊臣秀吉朱印状
 三七二 『文禄二年秋』 五月十九日 豊臣秀吉朱印状
 三七三 『文禄二年』 八月廿七日 豊臣秀吉朱印状
 三七四 『文禄三年秋』 十二月廿六日 豊臣秀吉朱印状
 三七五 『文禄三年秋』 正月十六日 豊臣秀吉朱印状
 三七六 『文禄三年秋』 六月 二日 豊臣秀吉朱印状
 三七七 『文禄三年』 六月廿四日 豊臣秀次朱印状
 三七八 『文禄三年秋』 七月十二日 豊臣秀吉朱印状
 三七九 『文禄三年秋』 九月廿三日 豊臣秀吉朱印状
 三八〇 『文禄三年秋』 十一月十七日 豊臣秀吉朱印状
 三八一 『文禄三年秋』 十二月 廿日 豊臣秀吉朱印状
 三八二 『文禄三年秋』 十二月廿六日 豊臣秀吉朱印状
 家久一流 第二
 島津中務大輔家久一流系圖第一
 三八一 『文禄四年』 正月十五日 豊臣秀吉朱印状

三八三 『文禄四年』 八月廿三日 豊臣秀吉朱印状
 三八四 『慶長元年』 十一月 四日 豊臣秀吉朱印状
 三八五 『慶長二年』 二月廿一日 豊臣秀吉高麗再度出勢法度
 三八六 『慶長二年』 二月廿一日 豊臣秀吉陣立書
 三八七 『慶長二年』 七月 十日 豊臣秀吉朱印状
 三八八 『慶長二年』 九月十三日 豊臣秀吉朱印状
 三八九 『慶長二年』 十二月十六日 豊臣秀吉朱印状
 三九〇 『慶長二年秋』 十二月廿七日 豊臣秀吉朱印状
 三九一 『慶長三年』 正月十七日 豊臣秀吉朱印状
 三九二 『慶長三年』 八月廿五日 豊臣秀吉朱印状
 三九三 『慶長四年』 八月 廿日 徳川家康書状
 三九四 『慶長四年』 十二月廿四日 徳川家康書状
 三九五 『慶長五年』 七月十七日 前田玄以外二名連署書状
 忠朗・久備
 島津兵庫忠朗一流系圖
 三九六 元禄十三年七月 三日 島津綱貫宛行状
 三九七 元禄十三年七月 三日 島津綱貫袖判達書写
 三九八 十二月 三日 島津綱貫内意書
 三九九 元禄十五年六月廿五日 島津綱貫教訓之条々
 伊久一流
 伊久一流系圖
 四〇〇 貞治五年 三月 五日 島津師久所領目錄
 四〇一 三月 六日 足利義満御内書

四〇二 応安六年 三月十二日 島津伊久補任状
 四〇三 応安七年 六月 日 島津伊久代本田泰光重申状并闕所
 四〇四 三月廿五日 今川了俊貞書状
 四〇五 応安八年 四月 五日 今川了俊貞書状
 四〇六 四月 八日 今川了俊貞書状
 四〇七 六月 十日 菊池武興書状
 四〇八 永和元年 七月 日 国分久成軍忠状
 四〇九 八月十九日 今川了俊貞書状
 四一〇 天授三年 六月 卅日 島津伊久宛行状
 四一一 永和四年 三月十八日 今川了俊貞軍勢催促状
 四一二 永和四年 二月廿八日 島津伊久讓状
 四一三 永和四年 八月廿八日 今川了俊貞奉書
 四一四 永和五年 三月十三日 今川了俊貞書下
 四一五 至德二年 正月 晦日 足利義滿御教書
 四一六 十月 七日 足利義滿御内書
 四一七 明德二年 九月 八日 足利將軍家御教書
 四一八 八月十六日 大友親世書状
 四一九 八月廿三日 島津伊久書状
 四二〇 応永三年 二月十八日 島津道哲伊預状
 四二一 四月廿三日 島津久哲伊久書状
 四二二 応永四年 六月 五日 渋川滿頼書下
 四二三 正月十四日 島津久哲伊久書状
 四二四 正月十六日 島津元久書状

四二五 応永七年十二月十三日 島津久哲伊預状
 四二六 応永九年 八月十六日 足利義滿御判御教書
 四二七 十二月 九日 今川了俊貞書状
 四二八 応永十二年 八月十五日 大友親世書状
 四二九 十二月十三日 大友親世書状
 四三〇 応永十四年二月 六日 島津伊久宛行状
 四三一 『応永九年也』 某書下案
 四三二 二月廿三日 入来院重豐契状
 四三三 応永拾年十二月 七日 島津守久宛行状
 四三四 応永十三年六月廿九日 山内寺院主某讓状
 四三五 応永十八年 十二月廿九日 島津守久宛行状
 四三六 応永廿五年 十一月廿八日 島津得仏守寄進状
 四三七 応安七年 八月廿九日 島津伊久讓状
 四三八 応永十八年九月十五日 島津久世宛行状
 四三九 応永十八年九月十八日 島津久世契状
 四四〇 応永十九年 十一月十三日 島津久世宛行状
 四四一 応永廿一年九月十六日 島津久世宛行状
 四四二 十月廿九日 島津久世書状
 四四三 四月十五日 芥河愛阿書状
 四四四 三月 六日 島津得仏守書状
 四四五 某書状
 四四六 応永卅五年九月 二日 島津大太郎丸久宛行状
 始良氏一流

始良氏系圖

相馬氏一流

相馬氏系圖

- 四四七 応永十二年二月 九日 島津忠朝寄進狀
- 四四八 応永十二年八月廿一日 島津忠朝立願狀
- 四四九 応永十九年二月廿八日 島津道世朝安堵狀
- 四五〇 応永廿八年十一月十五日 島津忠朝名字狀
- 四五一 康正三年 四月廿六日 島津忠長宛行狀

薩州用久一流

- 四五二 永享五年 五月十九日 島津好久用宛行狀
- 四五三 永享七年 五月廿四日 島津好久用宛行狀
- 四五四 永享七年 六月 九日 島津好久用宛行狀
- 四四五 永享十一年二月十八日 島津用久持袖判証狀
- 四五六 永享十一年二月十八日 島津持久用寄進狀
- 四五七 永享十一年六月 吉日 島津持久用寄進狀
- 四五八 嘉吉二年 三月十七日 島津持久用宛行狀
- 四五九 正月十七日 島津国久書狀
- 四六〇 文明二年 十月 九日 島津国久書下
- 四六一 文明十年 十月十五日 島津国久寄進狀
- 四六二 山崎某覚書
- 四六三 正月十一日 島津忠興書狀
- 四六四 四月 九日 島津実久書狀

四六五

七月廿八日 島津実久書狀

四六六 天文九年十一月十六日 島津実久公帖

四六七 弘治三年十二月 吉日 島津陽久虎書狀

四六八 永祿六年 七月 十日 正親町天皇綸旨

四六九 『天正四年』三月 三日 近衛前久書狀

四七〇 出水專修寺住持覚書

四七一 『天正五年』正月 五日 正親町天皇綸旨

四七二 天正六年 八月 吉日 島津義虎書狀

四七三 天正六年 八月 吉日 市來忠雄外二名連署書狀

四七四 『文祿元』正月十九日 豊臣秀吉朱印狀

薩州庶子大田氏

大田氏系圖

四七五 文龜二年 四月十六日 大田忠福寄進狀

四七六 慶長五年 十月 十日 島津惟新弘感狀

四七七 慶長十四年七月 朔日 本田親存・比志島国詮連署覚書

薩州庶子大野氏

大野氏系圖

四七八 慶長五年 十月 十日 島津惟新弘感狀

薩州庶子吉利氏

吉利氏系圖

薩州庶子寺山氏

寺山氏系圖

薩州庶子西川氏

寺山氏系圖

薩州庶子西川氏

西川氏系圖

豐州季久一流

豐州系圖

四七九 八月十四日 某書狀
 四八〇 十一月廿三日 島津忠廉書狀
 四八一 『文明十五款』三月十九日 島津忠廉宛行狀
 四八二 文明十六年 島津忠廉契狀
 四八三 文明十八年十月十九日 島津忠昌宛行狀
 四八四 『永正十六款』十月 十日 大内義興書狀
 四八五 『永正十六款』十月 十日 陶弘詮書狀
 四八六 『永正十六款』十一月四日 島津忠朝書狀
 四八七 『永正十六款』十一月四日 島津忠朝書狀
 四八八 永正十七年 十一月十六日 細川高国書狀
 四八九 永正十八年 十一月 二日 大内義興書狀
 四九〇 『八款』 永正十七年 十一月 二日 陶弘詮書狀
 四九一 永正十八年二月十一日 島津忠朝書狀
 四九二 永正十八年二月十一日 島津忠朝書狀
 四九三 永正十八年二月十一日 島津忠朝書狀案
 四九四 永正十八年四月 一日 島津忠朝書狀
 四九五 永正十八年四月 一日 島津忠朝書狀
 四九六 永正十八年五月十九日 島津忠朝書狀
 四九七 永正十八年八月十四日 香西元盛書狀

四九八 永正十八年八月十六日 細川高国書狀
 四九九 永正十八年八月廿三日 大友親敦書狀
 五〇〇 永正十八年八月廿三日 大神親照外二名連署書狀
 五〇一 大永元年十二月 八日 島津忠朝書狀
 五〇二 大永二年 二月廿八日 島津忠朝書狀
 五〇三 大永二年 六月十八日 島津忠朝書狀
 五〇四 六月廿三日 島津忠朝書狀
 五〇五 六月 島津忠朝書狀
 五〇六 大永三年 二月廿六日 吉見賴興書狀
 五〇七 大永三年 二月廿八日 島津忠朝書狀
 五〇八 大永三年 三月廿八日 大友親敦書狀
 五〇九 大永三年 三月 晦日 臼杵長景・本庄右述連署書狀
 五一〇 大永三年 六月 廿日 島津忠朝書狀
 五一一 大永三年 七月廿一日 島津忠朝書狀
 五一二 大永三年 八月十一日 臼杵長景・本庄右述連署書狀
 五一三 九月 二日 進藤長并書狀
 五一四 九月 四日 島津忠朝書狀
 五一五 大永三年十一月 六日 島津忠朝書狀
 五一六 大永三年十一月 六日 島津忠朝書狀
 五一七 大永三年十一月十五日 島津忠朝書下
 五一八 大永四年 九月十三日 島津忠朝書狀
 五一九 大永五年 六月十六日 島津忠朝書狀
 五二〇 大永五年 六月十六日 島津忠朝書狀

五二一 大永五年 六月十六日 島津忠朝書狀
 五二二 大永五年 六月十六日 島津忠朝書狀
 五二三 大永五年 六月十六日 島津忠朝書狀
 五二四 大永五年 六月十六日 島津忠朝書狀
 五二五 大永五年 六月十六日 島津忠朝書狀
 五二六 大永五年 六月十六日 島津忠朝書狀
 五二七 大永五年閏十一月三日 小原右並・白杵長景連署書狀
 五二八 大永五年閏十一月三日 大友義鑑書狀
 五二九 大永六年 三月廿七日 島津忠朝書狀
 五三〇 大永六年 三月廿七日 島津忠朝書狀
 五三一 大永六年 十月廿八日 白杵長景書狀
 五三二 大永八年 七月廿三日 杉興重書狀
 五三三 大永八年 七月廿三日 大内義興書狀
 五三四 大永八年閏九月 九日 某書狀
 五三五 十月 六日 大内義隆書狀
 五三六 大永八年 十月 島津忠朝書狀
 五三七 大永八年 十月 島津忠朝書狀
 五三八 大永八年十二月 島津忠朝書狀
 五三九 十二月廿七日 島津忠朝書狀
 五四〇 天文九年 六月 一蘭弔詞
 五四一 三月廿四日 島津忠広書狀
 五四二 四月 一日 島津忠広書狀
 五四三 天文十八年十二月二日 島津忠親起請文

五四四 天文十八年 十二月十六日 島津忠親書狀
 五四五 正保二年十一月 二日 島津久守証狀
 豐州庶子平山氏
 平山氏系圖
 五四六 正保二年十一月 二日 島津久守証狀
 平山氏踊土作太夫系圖
 五四七 承応三年十二月二十日 島津久守証狀
 大島氏一流
 大島系圖
 迫水氏及吉満氏
 迫水氏及吉満氏系圖
 義岡氏一流
 義岡系圖
 志和池氏一流
 志和池系圖
 友久・忠幸
 友久一流系圖
 五四八 文明八年 四月 廿日 坪付
 五四九 延徳二年十二月廿四日 田布施諏訪神社棟札写
 五五〇 永正十年 八月廿一日 島津一瓢運沽券
 五五一 大永四年 九月 廿日 田布施常殊寺鐘銘写
 五五二 天文五年閏正月廿一日 島津運久書狀
 五五三 島津運久弔詞

桂氏一流

桂氏系圖

- 五五四 慶長五年 十月 十日 島津義弘感狀
- 五五五 慶長八年十一月十八日 島津忠恒感狀
- 五五六 十月廿三日 島津久元外三名連署書狀

喜入氏一流 第一

- 五五七 正月廿三日 島津忠昌書狀
- 五五八 島津忠昌書狀
- 五五九 島津忠昌書狀
- 五六〇 島津忠昌書狀
- 五六一 『大永五年款』四月十四日 島津忠兼書狀
- 五六二 大永六年 二月 廿日 島津忠兼誓狀
- 五六三 九月 六日 島津勝久書狀
- 五六四 『大永七年款』二月廿一日 島津日新^忠書狀
- 五六五 九月廿五日 島津日新^忠書狀
- 五六六 十月十二日 島津日新^忠書狀
- 五六七 十二月廿四日 島津貴久書狀
- 五六八 二月廿八日 島津貴久書狀
- 五六九 七月十九日 島津貴久書狀
- 五七〇 五月 二日 島津貴久書狀
- 五七一 八月十一日 島津貴久書狀
- 五七二 三月十四日 島津貴久書狀

五七三

五七四

五七五

五七六

五七七

五七八

五七九

喜入氏一流 第二

喜入氏系圖第二

- 五八〇 永祿五年 六月十六日 島津義久感狀
- 五八一 『永祿六年款』五月 二日 北郷時久書狀
- 五八二 永祿十二年四月十四日 島津義久宛行狀
- 五八三 『永祿十二年』六月十一日 細川藤孝書狀
- 五八四 『永祿十二年』六月十一日 細川藤孝書狀
- 五八五 『元龜元年』八月十九日 近衛前久書狀
- 五八六 『元龜元年』八月十九日 進藤長治副狀
- 五八七
- 五八八 『元龜二年』二月廿六日 昭高院准后道澄書狀
- 五八九 『元龜二年』四月廿九日 小笠原宗賢^植書狀
- 五九〇 『元龜二年』六月十一日 細川藤孝書狀
- 五九一 『元龜二年款』九月 三日 昭高院准后道澄書狀
- 五九二 『元龜二年款』九月 十日 小笠原秀清書狀
- 五九三 『元龜二年』十一月十四日 宗入書狀

島津貴久書狀

島津貴久書狀

島津日新^忠書狀

島津貴久書狀

島津日新^忠書狀

島津日新^忠書狀

島津義久感狀

北郷時久書狀

島津義久宛行狀

細川藤孝書狀

細川藤孝書狀

近衛前久書狀

進藤長治副狀

昭高院准后道澄書狀

昭高院准后道澄書狀

小笠原宗賢^植書狀

細川藤孝書狀

昭高院准后道澄書狀

昭高院准后道澄書狀

小笠原秀清書狀

宗入書狀

五九四 『元龜三年款』四月 七日 細川藤孝書狀

五九五 『天正二年』三月 四日 島津義虎書狀

五九六 『天正二年款』三月 四日 島津義虎書狀

五九七 『天正二年』四月十四日 足利義昭御内書

五九八 『天正二年』四月十四日 一色藤長・真木島昭光連署副狀

五九九 『天正二年』四月十四日 一色藤長書狀

六〇〇 『天正二年』十一月十二日 喜入季久書狀

六〇一 『天正二年』閏十一月五日 喜入季久書狀

六〇二 『天正三年』三月廿八日 近衛前久書狀

六〇三 『天正三年』八月 廿日 小笠原宗賢書狀

六〇四 『天正五年』九月 三日 飛鳥井雅繼書狀

六〇五 『天正六年』四月 七日 近衛前久書狀

六〇六 『天正六年』六月十八日 飛鳥井雅繼書狀

六〇七 『天正六年』六月廿一日 小笠原秀清書狀

六〇八 『天正七年』九月十九日 近衛前久書狀

六〇九 『天正八年』九月 六日 近衛前久書狀

六一〇 『天正八年』九月十三日 近衛前久書狀

六一一 『天正九年』三月 二日 近衛前久書狀

六一二 『天正九年』九月十一日 真木島昭光書狀

六一三 『天正九年』十一月廿六日 近衛信尹書狀

六一四 『天正十年』十月廿七日 一色昭秀書狀

六一五 『天正十二年款』四月十七日 真木島昭光・一色昭秀連署書狀

六一六 『天正十四年』十一月十八日 足利義昭御内書

六一七 『天正十四年』十一月十八日 一色昭秀書狀

六一八 『天正十五年』二月 七日 島津義珮義書狀

喜入氏一流 第三

喜入氏系圖第三

六一九 『天正八年』九月十三日 近衛前久書狀

六二〇 『天正九年』十一月廿六日 近衛信尹書狀

六二一 『文祿元年』正月廿七日 島津義久・義弘連署書狀

六二二 喜入久道書狀

六二三 十一月十八日 島津家久書狀

六二四 『文祿四年』七月十三日 島津義弘書狀

六二五 『文祿四年』九月十三日 島津義弘書狀

六二六 『慶長元年』四月十三日 島津家久書狀

六二七 十月十四日 島津家久書狀

六二八 『慶長元年』十一月廿五日 島津家久書狀

六二九 『慶長七年』十一月 四日 島津家久書狀

六三〇 『慶長八年』十月十八日 島津義久書狀

六三一 『慶長九年款』十二月七日 島津家久書狀

六三二 『元和四年』五月 三日 島津家久書狀

六三三 『寬永六年』正月 八日 島津家久書狀

六三四 『寬永六年』三月十八日 島津家久書狀

六三五 正月十五日 中山王尚豊書狀

六三六 『寬永十二年』三月廿三日 島津家久書狀

六三七 正月廿一日 島津忠元光書狀

喜入氏一流 第四

喜入氏支流第四

六三八 寛永九年 七月十八日 島津家久詠草

比志島文書

番号 年 月 日 文 書 名

比志島文書 一

- 一 近衛信尹経文之切
- 二 近衛信尹経文之切
- 三 近衛信尹賦詩
- 四 大永六年十二月十一日 島津忠良書状
- 五 關東評定事書
- 六 建武二年 五月十一日 雑訴決断所牒案
- 七 建武二年 雑訴決断所牒裏書
- 八 文永十二年二月 四日 少弐経資書状
- 九 十一月十三日 足利尊氏御教書
- 一〇 正月 六日 足利尊氏御教書
- 一一 室町幕府奉行人連署下知状
- 一二 建曆三年 七月 十日 將軍家政所下文
- 一三 正和四年 四月廿三日 大工国貞請取状
- 一四 正和四年 四月廿二日 たけへ秀時請取状
- 一五 正和四年 四月廿二日 たけへ秀時請取状
- 一六 五月廿七日 沙弥了惠証状
- 一七 正応六年 四月 九日 北条兼時書下
- 一八 正応六年 四月十二日 筑前宮崎石築地破損檢見注文

番号 年 月 日 文 書 名

- 一九 (建長六年カ) 法橋栄尊申状
- 二〇 建長六年 三月 日 法橋栄尊申状
- 二一 (正和六年カ) 四月廿三日 比志島代某外二名連署注進状
- 二二 某書状断簡
- 二三 某書状断簡

比志島文書 二

- 二四 島津忠久書状
- 二五 天福元年 十月 二日 紀道房外二名連署契約状
- 二六 嘉禎二年 九月十五日 某袖判書下
- 二七 弘安七年 八月 日 大府宣
- 二八 延応二年 八月廿二日 比丘尼菩薩房・生阿弥陀仏連署田畠去状
- 二九 寛元二年 七月十五日 藤原義祐書状
- 三〇 寛元二年十一月廿五日 北条経時書状
- 三一 寛元二年十二月十一日 六波羅御教書
- 三二 寛元三年三月廿三日 六波羅施行状
- 三三 宝治二年 正月十七日 六波羅施行状
- 三四 宝治元年 十月廿九日 關東御教書
- 三五 寛元五年 三月十一日 比丘尼菩薩房讓状
- 三六 宝治元年 六月廿二日 栄尊起請文

三七 宝治元年 六月廿三日 榮尊起請文

三八 宝治元年 八月十一日 島津忠時安堵狀

三九 關東御教書

四〇 宝治元年 九月 日 法橋榮尊申狀

四一 宝治元年十一月廿二日 島津忠時下文

四二 建長二年十二月 日 法橋榮尊申狀

四三 建長三年 二月 日 法橋榮尊申狀

四四 建長五年 五月 日 法橋榮尊申狀

四五 建長五年 七月 十日 法橋榮尊讓狀

四六 建長六年後五月 四日 藤原義祐契約狀

四七 建長四年十一月十四日 某袖判下文

※(四五) 建長五年 七月 十日 法橋榮尊讓狀

四八 建長五年 七月 十日 法橋榮尊讓狀

四九 建長五年 七月 十日 法橋榮尊置文

五〇 正嘉元年 八月廿二日 島津忠時書下

五一 弘長二年 八月十一日 島津忠時書下

五二 弘長四年 正月 二日 島津道^忠弘^時覆勘狀

五三 文永十二年四月十一日 源佐範申狀

五四 文永十二年四月廿六日 源佐範申狀

五五 弘安三年 四月 一日 宮崎警固番役覆勘狀

五六 正応四年 三月十八日 鎮西奉行連署奉書

五七 (建治三年九)正月廿七日 島津久時^經築地役覆勘狀

五八 弘安四年 五月 一日 宮崎警固番役覆勘狀

五九 弘安五年 二月 比志島時範軍忠狀

六〇 弘安五年 四月十五日 中沼津長久証狀

六一 弘安八年 五月 一日 島津忠宗宮崎警固番役覆勘狀

比志島文書 三

六二 弘安七年後四月廿一日 島津忠宗宮崎石築地役覆勘狀

六三 弘安七年十一月十九日 導願讓狀

六四 正応二年十二月十五日 島津忠宗警固番役覆勘狀

六五 正応三年十二月十五日 島津忠宗警固番役覆勘狀

六六 正応四年 五月廿七日 鎮西探題奉行人連署奉書

六七 正応四年 六月 四日 島津忠宗書下

六八 正応四年十二月廿三日 薩摩國守護氏本性要害警固番役覆勘狀

六九 正応六年 六月十三日 源忠範着到狀

七〇 永仁元年十二月 晦日 島津忠宗警固番役覆勘狀

七一 永仁二年 七月 卅日 島津忠宗警固番役覆勘狀

七二 七月廿五日 少式覺惠博多津番役覆勘狀

七三 永仁六年十二月 一日 島津忠宗警固番役覆勘狀

七四 正安元年 八月 源忠範讓狀

七五 正安元年 八月 日 源忠範置文

七六 嘉元四年 正月廿八日 薩摩國守護奉行人連署奉書

七七 応長元年閏六月 日 院方舍人饗料請取狀

七八 応長元年閏六月 日 院下方舍人饗料請取狀

七九 応長元年閏六月 日 某饗料請取狀

八〇 応長元年閏六月 日 院下方府生家弘書狀

- 八一 延慶三年十二月十五日 薩摩国守護代本性警固番役覆勘状
- 八二 正和元年 六月 十日 僧栄秀請文
- 八三 正和二年 六月 十日 鎮西御教書
- 八四 正和二年 七月十七日 鎮西御教書
- 八五 正和二年十一月 廿日 鎮西御教書
- 八六 正和三年 十月十九日 鎮西探題奉行人連署奉書
- 八七 正和三年十一月 三日 鎮西探題奉行人連署奉書
- 八八 正和三年十一月 廿日 鎮西探題奉行人連署奉書
- 八九 正和二年 九月 十日 薩摩国守護代本性裁許状
- 九〇 正和二年十一月廿一日 源氏女代義行和与状
- 九一 正和二年十一月廿八日 源忠範和与状
- 九二 正和二年十二月(廿五日カ) 西俣久盛和与状
- 九三 正和四年 五月十二日 鎮西下知状
- 九四 正和六年 四月廿五日 沙弥了惠請文
- 九五 文保元年 六月廿三日 沙弥道助和与状
- 九六 文保元年 六月廿三日 源忠範讓状
- 九七 文保元年 七月 比志島忠範重申状
- 九八 文保元年 九月 二日 鎮西下知状
- 九九 文保元年 九月十四日 薩摩国守護代本性請取状
- 一〇〇 文保元年 九月十九日 鎮西下知状
- 一〇一 文保三年 三月(十二日カ) 鎮西御教書
- 一〇二 元応二年 十月 卅日 薩摩国守護代本性書下
- 一〇三 元亨二年 六月十二日 鎮西御教書
- 一〇四 元亨二年 九月 日 比志島忠範代義範重申状
- 一〇五 元亨三年十一月廿五日 鎮西御教書
- 一〇六 元亨三年 比志島忠範代義範重申状
- 一〇七 元亨四年 八月廿三日 沙弥某書下
- 一〇八 元亨四年十一月 十日 島津貞久書下
- 一〇九 十一月 廿日 島津道鑑書状
- 一一〇 正中二年 十月廿五日 鎮西御教書
- 一一一 嘉曆元年 七月廿一日 鎮西御教書
- 一一二 嘉曆元年 九月 四日 薩摩国守護代本性書下
- 一一三 嘉曆元年 十月 比志島仏念代義範申状
- 一一四 嘉曆元年 十月 廿日 鎮西御教書
- 一一五 嘉曆二年 六月 十日 伊集院忠国・道助連署用途請取状
- 一一六 嘉曆二年 八月廿九日 鎮西御教書
- 一一七 嘉曆二年閏九月 比志島仏念代義範重申状
- 一一八 嘉曆三年 六月十七日 伊集院忠国請文
- 一一九 嘉曆三年 六月廿三日 鎮西御教書
- 一二〇 嘉曆三年 八月廿五日 鎮西御教書
- 一二一(嘉曆)四年十二月 十日 鎮西御教書
- 一二二 承安二年十二月 八日 入道西念讓状
- 一二三 建久九年 二月廿二日 関東御教書
- 一二四 建曆三年 七月 十日 將軍家政所下文
- 一二五 建保五年 五月廿九日 平秀忠名簿

一二六 (嘉祿二年十二月八日カ) 山門院地頭所務和与状
 一二七 嘉祿二年十二月 八日 関東下知状
 一二八 天福元年 九月廿二日 関東御教書
 一二九 寛元二年 七月十五日 藤原義祐書状
 一三〇 宝治元年十二月十九日 藤原義祐請文
 一三一 文永二年 五月 七日 関東御教書
 一三二 建治三年 九月 七日 関東御教書
 一三三 仁治三年 七月 六日 中公書状
 一三四 七月十二日 中公書状
 一三五 宝治二年 十月 三日 某書下
 一三六 弘長二年 七月十日カ) 関東御教書
 一三七 文永四年十二月十九日 関東下知状
 一三八 弘安八年 十月廿五日 静信申状
 一三九 弘安九年 閏十二月廿八日 関東式目
 一四〇 蒙古合戦并岩門合戦勲功地配分注文
 一四一 正応元年 六月 七日 税所篤秀和与状
 一四二 正応二年十二月十五日 島津忠宗警固番役覆勘状
 一四三 弘安四年 五月 一日 宮崎警固番役覆勘状
 一四四 嘉元四年 正月廿八日 薩摩国守護奉行人連署奉書
 一四五 五月 菅崎石築地役覆勘状
 一四六 正応四年 五月廿七日 鎮西探題奉行人連署奉書
 一四七 正応六年 四月廿一日 鎮西御教書
 一四八 四月廿三日 島津忠宗書下

一四九 正和元年 六月 十日 僧栄秀請文
 一五〇 元亨二年 五月 三日 上原基員契約状
 一五一 元亨二年 六月十二日 鎮西御教書
 一五二 嘉曆二年 七月 比志島忠範代義範申状
 一五三 建武三年 四月廿七日 源貞範着到状
 一五四 建武四年 八月 十日 島津貞久施行状
 一五五 雜訴決断所結番交名
 一五六 足利尊氏・直義所領注文
 比志島文書 五
 一五七 後醍醐天皇輪旨
 一五八 嘉曆二年十一月 日 比志島仏念代義範重申状
 一五九 嘉曆三年 七月 日 比志島義範申状
 一六〇 嘉曆三年十二月 廿日 満家院比志島名地頭方水田目錄
 一六一 元徳三年 八月 廿日 沙弥津性書状
 一六二 (元徳三年) 十月 十日 薩摩国守護代本性奉書
 一六三 (元徳三年) 十月十五日 比志島義氏召人請取状
 一六四 元徳三年十一月廿九日 薩摩国守護代本性書下
 一六五 元弘三年 八月 十日 比志島義範文書目錄
 一六六 正慶二年閏二月十五日 ひくにせうあん沽却状
 一六七 建武元年 五月 比志島義範申状
 一六八 建武元年 五月 六日 檢非違使厅下文
 一六九 建武二年 二月 卅日 内裏大番役交名注文
 一七〇 建武二年 三月廿七日 良舜奉書

- 一七一 建武二年 三月廿七日 良舜年貢請取狀
 - 一七二 建武三年 二月廿七日 良舜年貢請取狀
 - 一七三 建武三年 九月 日 上原久基申狀
 - 一七四 建武四年十二月十二日 散位某奉書
 - 一七五 貞和四年 二月 卅日 比志島貞範契約狀
 - 一七六 建武三年 九月廿四日 比志島貞範・頼秀連署文書請取狀
 - 一七七 建武三年十二月廿三日 足利直義下文
 - 一七八 建武四年 三月廿三日 源忠経着到狀
 - 一七九 建武四年 九月 二日 足利尊氏感狀
 - 一八〇 建武四年 九月 二日 島津道鑑安堵狀
 - 一八一 建武四年 九月廿九日 沙弥誓念奉書
 - 一八二 建武四年 十月 二日 川上頼久書狀
 - 一八三 建武五年 十月十九日 沙弥誓念書狀
 - 一八四 建武五年 二月 比志島頼秀軍忠狀
 - 一八五 建武五年 八月 三日 酒勾久景書狀
 - 一八六 曆応二年 七月 比志島範平代権原惟種軍忠狀
 - 一八七 曆応三年十二月十八日 島津貞久書下
 - 一八八 曆応五年 十月十六日 島津貞久書下
 - 一八九 (貞和三年九)正月 七日 島津道鑑書狀
 - 一九〇 (貞和二年九)二月十二日 島津道鑑書狀
 - 一九一 (貞和二年九)五月十八日 島津道鑑書狀
 - 一九二 (觀応二年九)五月廿三日 島津道鑑書狀
 - 一九三 「貞和六年八月廿一日」 島津道鑑書狀
-
- 一九四 (貞和六年九)八月廿三日 島津道鑑書狀
 - 一九五 九月 六日 島津道鑑書狀
 - 一九六 鹿兒島郡内郡本村田蘭坪付注文
 - 一九七 康永二年十一月 日 比志島範平軍忠狀
 - 一九八 貞和二年 六月 一日 島津貞久書下
 - 一九九 貞和三年 正月 七日 島津貞久書下
 - 二〇〇 貞和三年 正月 廿日 島津貞久書下
 - 二〇一 貞和四年十一月廿一日 島津貞久施行狀
 - 二〇二 貞和五年 正月廿六日 島津貞久書下
 - 二〇三 「貞和五年」八月十八日 島津道鑑書狀
 - 二〇四 貞和七年 五月 日 比志島範平着到狀
 - 二〇五 貞和七年 六月 五日 足利直冬感狀
 - 二〇六 正平八年 五月十八日 伊集院忠国書下
 - 二〇七 正平十年 十月十九日 伊集院忠国書下
 - 二〇八 正平十二年四月 比志島範平軍忠狀
 - 二〇九 正平十二年四月 比志島範平軍忠狀
 - 二一〇 正平十二年四月廿八日 島津氏久宛行狀
 - 二一一 正平十三年 十二月廿一日 伊集院忠国書下
 - 二一二 四月十四日 島津氏久書狀
 - 二一三 元中四年十二月 日 比志島立阿範置文
 - 比志島文書 六
 - 二一四 応安七年 八月廿二日 比志島範平讓狀
 - 二一五 応安八年 四月十四日 島津伊久奉狀

二二六 応安八年 八月十一日 善喜讓狀
 二二七 永和四年十一月十九日 伊集院觀了氏久宛行狀
 二二八 応永六年 七月十二日 比志島義勝寄進狀
 二二九 応永十五年十月十一日 比志島義勝軍忠狀
 二三〇 応永十九年二月十五日 島津久豊宛行狀
 二三一 「応永廿一年」三月十五日 島津久豊書狀
 二三二 「応永廿一年」三月廿三日 島津久豊書狀
 二三三 五月十七日 島津久豊書狀
 二三四 九月廿五日 島津久豊書狀
 二三五 応永卅三年二月廿九日 比志島了幸久沽却狀
 二三六 応永卅四年十月廿九日 比志島了幸久置文
 二三七 四月廿二日 慈栄書狀
 二三八 正長二年 二月廿八日 比志島了幸久沽却狀
 二三九 七月 一日 島津貴久書狀
 二三〇 応永卅四年十月廿九日 比志島了幸久讓狀
 二三一 永享四年 五月十五日 島津貴久起請文
 二三二 永享四年 六月 一日 比志島義清置文
 二三三 七月十七日 島津立久書狀
 二三四 九月 九日 島津立久書狀
 二三五 文安三年十二月 九日 源義清讓狀
 二三六 長祿三年 十月十九日 島津立久加冠狀
 二三七 長享二年 四月廿八日 土橋五郎九郎請文

二三八 (慶長四年) 四月十九日 島津義久書狀
 二三九 四月廿一日 島津義弘書狀
 二四〇 二月十六日 島津義弘書狀
 二四一 三月 五日 島津久保書狀
 二四二 五月十六日 島津久保書狀
 二四三 四月 二日 島津義弘書狀
 二四四 正月十一日 島津義弘書狀
 二四五 (元和三年) 七月廿二日 伊勢貞昌書狀

比志島文書 七

鹿兒島県史料編さん関係者

調査課長	副館長	館長	委員	顧問
長 荒尾大島 稻井 晋原五田桃	嶺田堂平中 恒口	恒 哲 哉 泉夫隆 眞	東京大学 史料編纂所所長	国立国会図書館 前早稲田大学教授 客員調査員
泉邦直義 淳	彬 二 雄	安桑芳四 益		竹 大久保
森宇相徳		藤田 本		内 利
脇宮良永			即 健	理 利
由由理和				
紀香香喜		保興正光	宗 三	謙

鹿兒島県史料

旧記雜録拾遺諸氏系譜三

平成3年12月2日 印刷

非売品

平成4年1月22日 発行

編集 鹿兒島県歴史資料センター黎明館

発行 鹿 児 島 県

印刷所 凸版印刷株式会社
東京都千代田区神田和泉町1